第２期

調布っ子すこやかプラン

（令和２年度～令和６年度）

令和２年３月

調布市

はじめに

市は，平成１７年４月に調布市子ども条例を施行いたしました。本条例は，調布の緑と水に恵まれた自然や地域のつながりの中で，「子どもが健やかに育ち，安心して子どもを産み育てられるまちの実現に向け，家庭，学校等，地域，事業主及び市は，協働して取り組む」ことを基本理念としています。この理念に沿い，平成17年度から平成２６年度までの行動計画である「調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援前期・後期行動計画）」及び平成２７年度から令和元年度までの子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画である「調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）」を策定し，施策の着実な推進を図ってまいりました。

調布っ子すこやかプランを策定した平成１７年度から現在までの１５年間において，子どもと子育てを取り巻く環境は，著しく変化しており，今まで以上に柔軟な対応が求められています。

今回策定した「第２期調布っ子すこやかプラン」は，これまで取り組んできた計画の基本的な考え方を継承しつつ，今後の社会情勢の動きにも対応できるよう検討したものです。

待機児童対策や子育て家庭への支援等，法定の各種事業を実施することに加え，前計画に引き続き母子保健の推進や子ども・若者への支援等の計画を包含するほか，新たに子どもの貧困対策を計画として位置づけました。

本計画の策定にあたり，学識経験者，子育て支援関連団体，公募市民の皆様を委員とする調布市子ども・子育て会議の中で専門的な見地から御議論いただくとともに，ニーズ調査やパブリック・コメントを実施し，広く市民の皆様から御意見を頂戴いたしました。御協力いただいた皆様に心より御礼を申し上げます。

本計画の理念に基づき，今後，調布市のすべての子どもたちのために，安心して子どもを産み，育てることができるまちの実現に向けて各施策を展開してまいります。

令和２年3月

調布市長

長友貴樹

*** 目　次 ***

第１章　計画の概要 1
1　計画策定の背景及び趣旨 1
2　計画の位置づけ 2
3　計画の期間 3
4　計画の対象 3
5　計画の策定にあたって 3
（１）計画の策定体制 3
（２）ニーズ調査 4
第２章　調布市の現況 17
1　統計等からみた調布市 17
（１）人口の推移 17
（２）子どもの人口 18
（３）合計特殊出生率の動向 19
（４）世帯の状況 20
（５）婚姻の状況 21
（６）女性の就業状況 21
（７）保育園の状況 22
（８）幼稚園の状況 22
（９）待機児童の状況 23
(10) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の状況 24
(11) 学童クラブの入会保留児童数の状況 24
(12) 放課後子供教室事業（ユーフォー）の状況 25
(13) 子ども・若者総合支援事業の状況 27
(14) 生活困難を抱える子どもの割合 29
第３章　計画の基本理念等 31
1　計画の目的 31
2　計画の基本理念 31
3　計画の基本的方向 32
4　基本目標 33
基本目標（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実 33
基本目標（２）特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実 33
基本目標（３）多様な保育ニーズへの対応強化 33
5　施策の体系 34
第４章　次世代育成支援行動計画 37
1　施策の方向 39
（１）子どもの居場所づくり・体験活動の充実 39
（２）ひとり親家庭への支援 39
（３）子どもの学びの支援 39
（４）多様な文化を持った子どもや家庭への支援 39
（５）発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援 39
（６）子どもの安心・安全の確保 40
（７）児童虐待防止対策の充実 40
2　具体的取組 41
（１）子どもの居場所づくり・体験活動の充実 41

（２）ひとり親家庭への支援 42
（３）子どもの学びの支援 44
（４）多様な文化を持った子どもや家庭への支援 44
（５）発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援 44
（６）子どもの安心・安全の確保 50
（７）児童虐待防止対策の充実 51
第５章　母子保健計画 53
１　施策の方向 56
（１）母と子どもの疾病予防・健康支援 56
（２）妊娠・出産期からの包括的な支援 56
（３）相談支援の充実 57
（４）児童虐待防止対策の充実 57
（５）地域子ども・子育て支援事業 57
２　具体的取組 58
（１）母と子どもの疾病予防・健康支援 58
（２）妊娠・出産期からの包括的な支援 60
（３）相談支援の充実 61
（４）児童虐待防止対策の充実 61
（５）地域子ども・子育て支援事業 62
３　目標 63
第６章　子どもの貧困対策計画 65
１　施策の方向 67
（１）教育支援 67
（２）生活の安定に資するための支援 67
（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 67
（４）経済的支援 67
２　具体的取組 68
（１）教育支援 68
（２）生活の安定に資するための支援 69
（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援 72
（４）経済的支援 74
第７章　子ども・子育て支援事業計画 77
１　事業計画策定方針 78
２　教育・保育提供区域 78
３　保育園等待機児童対策 79
（１）確保方策の方針 79
（２）確保方策の考え方 80
（３）幼児期の学校教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期 81
４　地域子ども・子育て支援事業 86
（１）利用者支援事業 86
（２）時間外保育事業（延長保育事業） 87
（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業（ユーフォー） 87
（４）子育て短期支援事業（ショートステイ） 91
（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問） 92
（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 92
（７）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば） 93
（８）一時預かり保育，子育て短期支援事業（トワイライトステイ），子育て援助活動支援事

業（ファミリー・サポート・センター）……95
（９）幼稚園の預かり保育……96
（10）病児保育事業（病児・病後児保育）……97
（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）……98
（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業……99
（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業……99
5　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保……100
6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保……101
第８章　子ども・若者計画……103
1　施策の方向……105
（１）すべての子ども・若者の健やかな育成……105
（２）困難を抱える子ども・若者やその家族への支援……106
（３）子ども・若者の成長のための社会環境の整備……107
（４）子ども・若者の成長を支える担い手の養成……108
（５）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援……108
2　具体的取組……109
（１）すべての子ども・若者の健やかな育成……109
（２）困難を抱える子ども・若者やその家族への支援……113
（３）子ども・若者の成長のための社会環境の整備……118
（４）子ども・若者の成長を支える担い手の養成……121
（５）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援……122
第９章　計画の推進に向けて……123
1　計画の推進体制……123
2　計画の達成状況の点検及び評価……123
（１）目標値と評価指標……123
（２）進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）……123
第 10 章　資料編……125
（１）調布市子ども条例……125
（２）第２期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス……130
（３）調布市児童虐待防止マニュアル（ダイジェスト版）……133
（４）年齢別・子育て支援サービス一覧……137
（５）相談連絡先一覧……138

コラム一覧

ゆりかご調布事業とは？……55
子育て世代包括支援センターとは？……63
子育て支援施設 こどもとフラット……94
認定こども園とは？……100
調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？……104

第１章　計画の概要

１　計画策定の背景及び趣旨

我が国では，出生数や出生率の低下に伴う少子化が長きにわたって進行しており，平成 27 年の国勢調査では，初めて総人口が減少しました。また，厚生労働省発表による人口動態統計では，平成 30 年における自然減が 44 万 4,070 人と初めて 40 万人を超え，合計特殊出生率は 1.42 と 3 年連続で低下しています。少子化に伴う人口減少は，今後もさらに加速しながら進行するものと見込まれており，国立社会保障・人口問題研究所が公表する「日本の将来推計人口（平成 29 年推計）」によると，令和 35 年（2053）年には 1 億人を割り込むものと見込まれています。

子どもや子育て世代の状況をみると，核家族化や地域のつながりの希薄化，就労する保護者の増加など，子どもや子育てを取り巻く環境が大きく変化している中で，子育てに不安や孤立，負担を感じる家庭も少なくありません。

こうした状況に鑑み，国は平成 24 年 8 月に成立した子ども・子育て関連 3 法（「子ども・子育て支援法」，「認定こども園法の一部改正」，「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」）に基づき，「子ども・子育て支援新制度」（以下，「新制度」。）を平成 27 年 4 月に施行しました。市町村は新制度の実施主体としての役割を担うこととされており，①子どもや家庭の状況に応じた給付の保障，事業の実施，②質の確保された給付・事業の提供，③給付・事業の確実な利用の支援，④事業の費用・給付の支払い，⑤計画的な提供体制の確保・基盤整備といった権限と責務が与えられています。

新制度に基づき，市では平成 27 年 3 月に「調布市子ども・子育て支援事業計画」を策定し，調布市子ども条例が目指す基本理念に準じて「緑と水に恵まれた自然や，家庭，学校等及び地域のつながりの中で，子どもが夢を持って健やかに育ち，安心して子どもを産み，育てることができるまちを目指す」を基本理念に定め，待機児童対策をはじめとする，子ども・子育て支援に関する各種事業の推進に努めてきました。

第 2 期調布っ子すこやかプランは，現行の「調布っ子すこやかプラン」が令和元年度をもってその計画期間を終了することを受けて，子どもや子育てを取り巻く環境をはじめとした社会情勢等を踏まえ，市における今後の子ども・子育て支援のあり方を定めるため策定するものです。

2　計画の位置づけ

市では，「子どもは調布の宝，未来への希望」として子どもの健やかな成長と子育て家庭を支援する総合的な指針である「調布市子ども条例」を制定し，平成 17 年 4 月から施行しています。本計画はこの「調布市子ども条例」を理念として，子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項の規定に基づき，「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

また，次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項の規定に基づいて定める「市町村行動計画」は法律上任意の策定となりましたが，本計画は子ども・子育てに関する総合計画としての役割を有する計画であるとみなし，次世代育成支援対策の行動計画の内容を含む計画として策定します。

なお，本計画は「自立促進計画」及び「母子保健計画」，「子どもの貧困対策計画」，「新・放課後子ども総合プラン」，「子ども・若者計画」を包含するとともに，障害児(者)支援や児童虐待防止対策，教育環境の整備等の取組を含めて，子ども・子育て支援施策を展開する計画です。

あわせて，本計画の上位計画である「調布市基本計画」との整合を図りながら，市が策定した様々な計画，関連法律等と連携を図り推進していきます。

■計画の位置づけ（イメージ）■

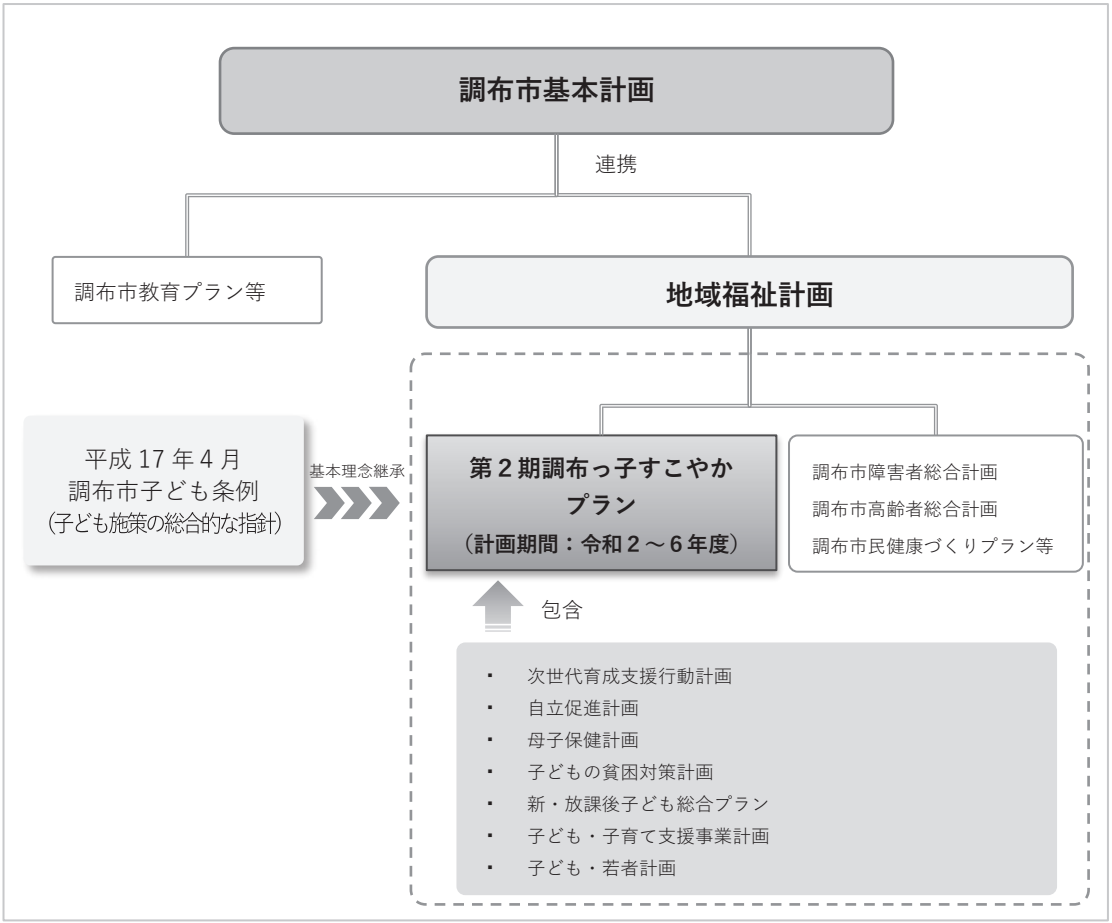

3　計画の期間

本計画は，「子ども・子育て支援法」で定められた５年間（令和２年度～令和６年度）を計画期間とします。但し，国や都の施策の動向，社会情勢の変化状況を踏まえて，必要に応じて見直すものとします。

■計画の期間■

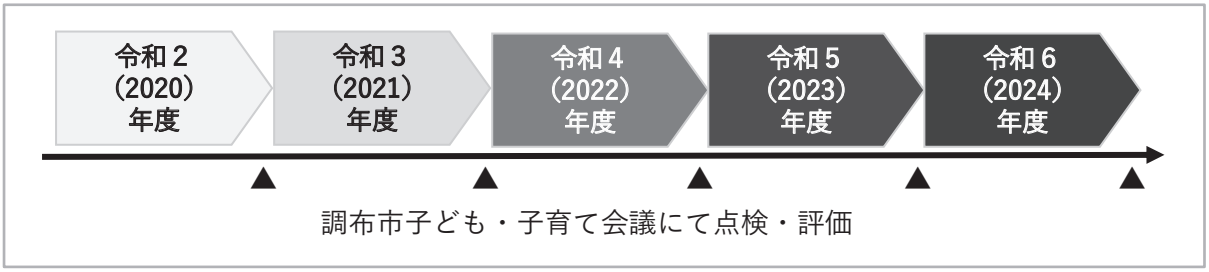

4　計画の対象

本計画の対象は，概ね 18 歳未満のすべての子どもと子どもを育てる家庭・地域・企業・団体とします。なお，施策・事業によって対象年齢が設定されているものがあります。

5　計画の策定にあたって

（１）計画の策定体制

本計画の策定にあたり，「子ども・子育て支援法」第 77 条第１項の規定に基づき，公募による市民の代表，子育て支援事業者，学識経験者等で構成する「調布市子ども・子育て会議」を設置し，審議を行いました。

また，広く市民の意見を求めるため，パブリック・コメント手続きや市民向け説明会を実施しました。

（２）ニーズ調査

本調査は，「第２期調布っ子すこやかプラン」（令和２年度～令和６年度）策定のための基礎資料として，対象となる子どもの保護者の就労状況，サービス利用の実態，子育てに関する意識・意見や，13 歳から 39 歳までの市民の生活実態，意識を把握することを目的に実施しました。

①調査の実施概要

調査対象と調査方法，回収結果については以下に示すとおりです。

■調査の実施概要と回収結果■

調査種別	就学前児童	就学児童	子ども・若者
調査対象	就学前児童のいる世帯	小学生のいる世帯	13 歳から 39 歳までの市民
配布数	2,000 票	2,000 票	2,000 票
抽出法	無作為抽出	無作為抽出	無作為抽出
調査方法	郵送法	郵送法	郵送法
調査時期	平成 30 年 10 月～11 月	平成 30 年 10 月～11 月	平成 31 年２月～３月
調査地域	調布市全域	調布市全域	調布市全域
有効配布数	1,995 票	1,998 票	1,981 票
有効回収数	1,187 票	1,206 票	552 票
有効回収率	59.5%	60.4%	27.9%

※グラフ上，基数となるべき実数は，“ｎ＝○○○”として掲載しています。

②調査の結果概要

ア）就学前児童

子どもの保護者（母親）の就労状況は，「以前は就労していたが現在はしていない」が３割台半ばを占め，最も多くなっています。１週あたり就労日数は「週５日」が８割弱を占め，１日あたり就労時間は「８時間」が４割弱，「６～８時間未満」が３割台半ばを占めています。

■母親の就労状況■

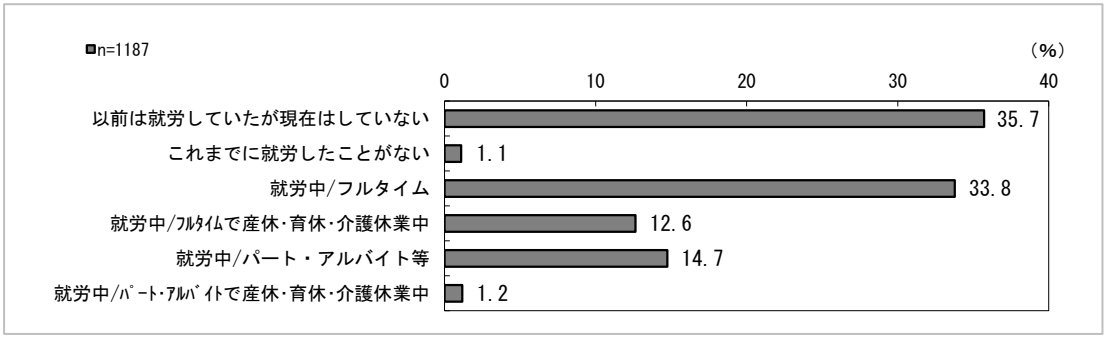

■母親の１週あたり就労日数■

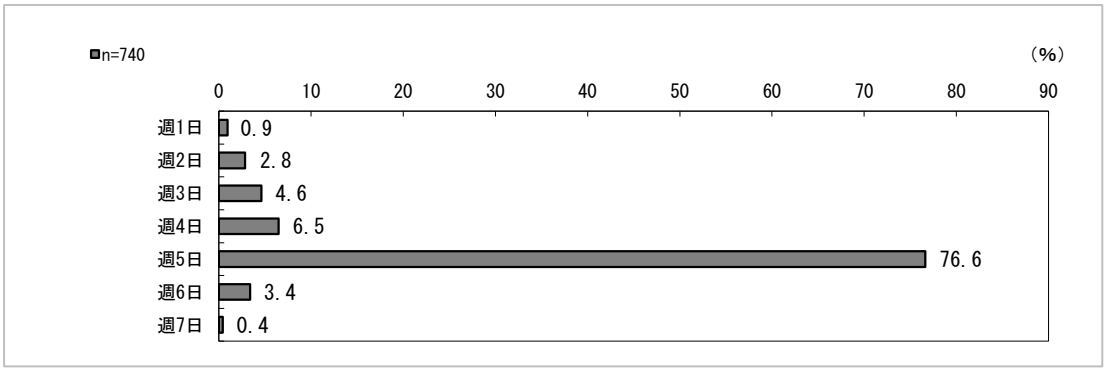

■母親の１日あたり就労時間■

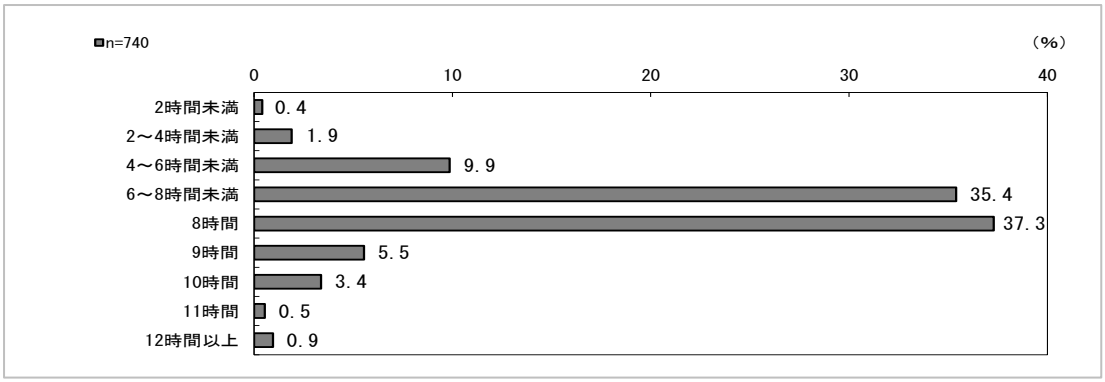

子どもの平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について，「利用している」が７割強を占め，年間を通じて「定期的に」利用している事業は，「認可保育所」が６割弱にのぼり，最も多くなっています。

■平日の定期的な教育・保育事業の利用状況■

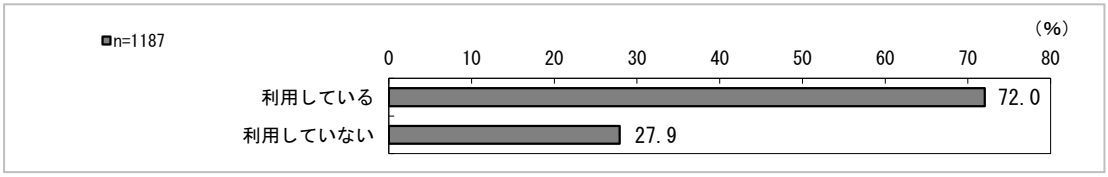

■年間を通じて定期的に利用している事業■

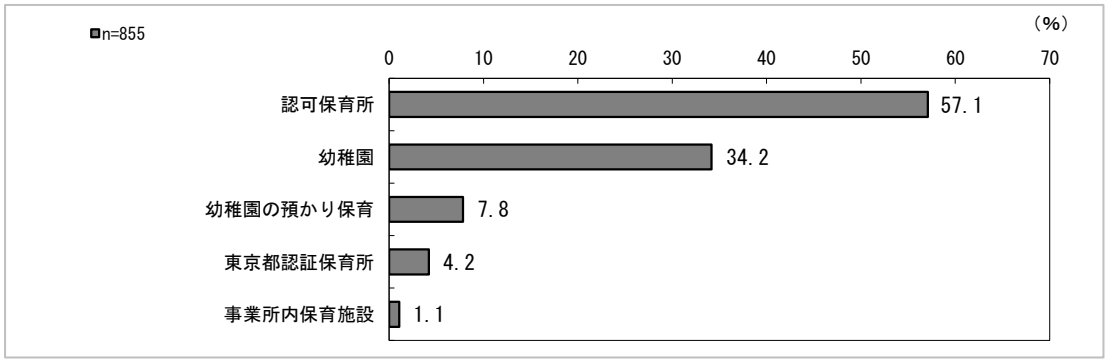

無償となった場合に，現在利用しているものから利用変更したい事業は，「認可保育所」が２割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■無償となった場合に現在利用しているものから利用変更したい事業■

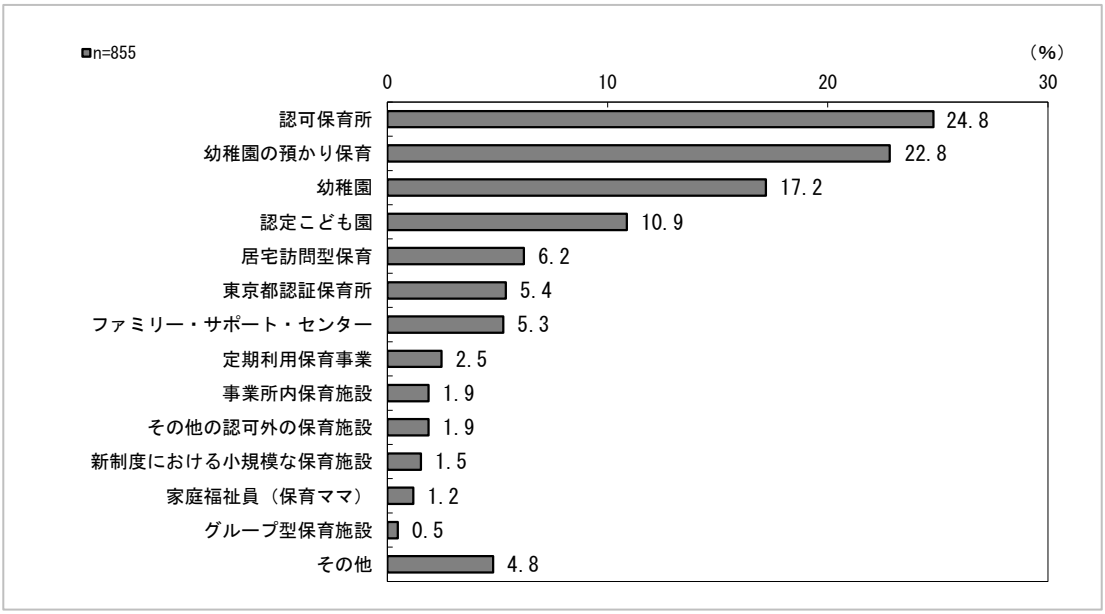

今後定期的に利用したい教育・保育事業は，「認可保育所」が５割強にのぼり，事業を希望する上で重視する条件は「安心して預けられる」が８割強にのぼり，最も多くなっています。

■今後定期的に利用したい教育・保育事業■

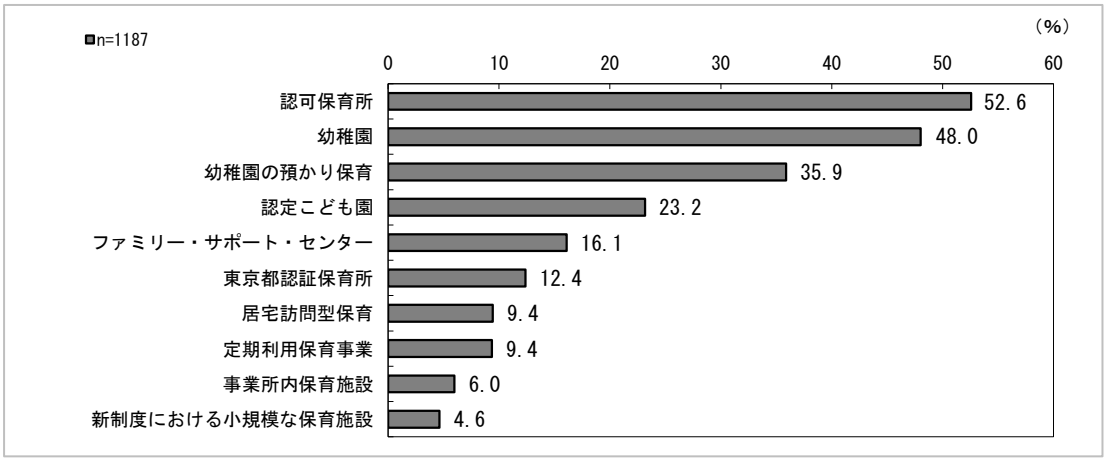

■事業を希望する上で重視する条件■

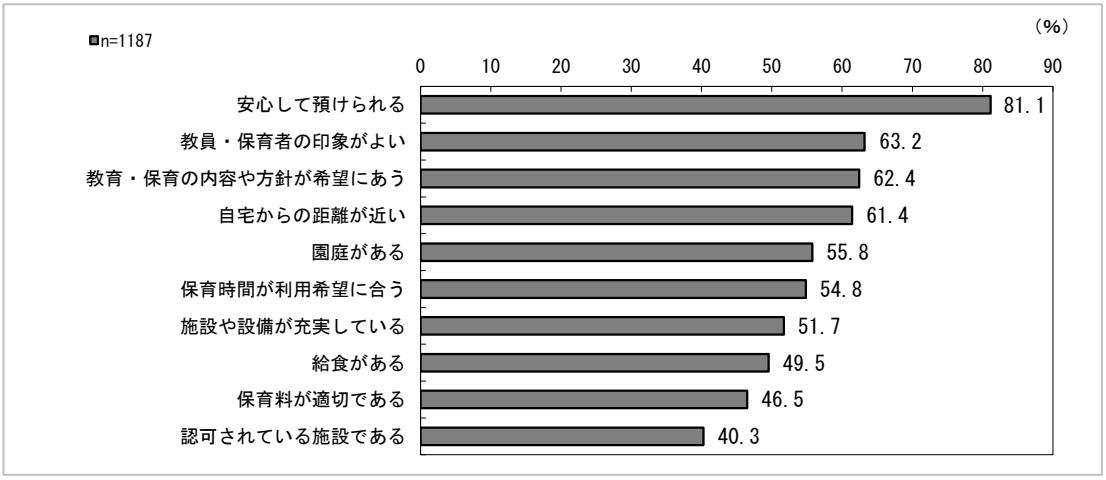

幼稚園を利用していない理由は「長時間の預り保育がない」が５割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■幼稚園を利用していない理由■

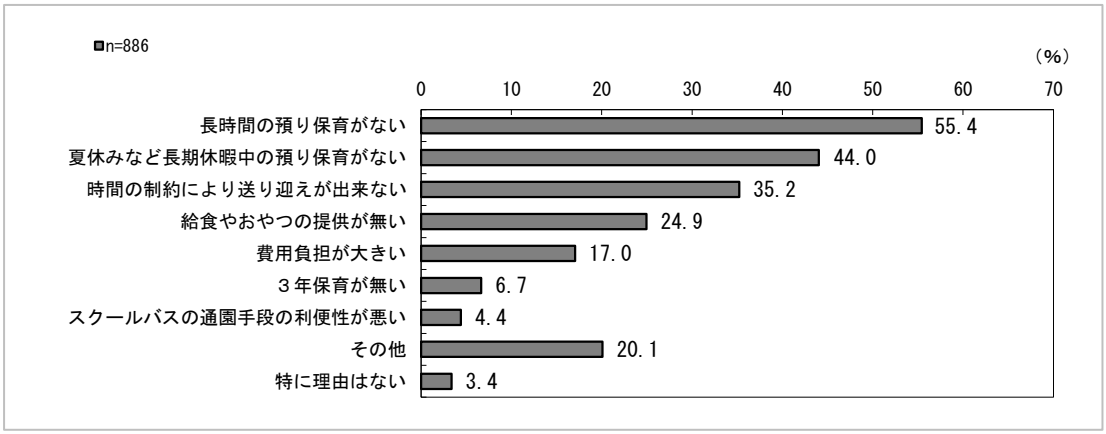

放課後の時間を過ごさせたい場所は，「自宅で親と一緒」が約７割にのぼり，最も多くなっています。

■放課後の時間を過ごさせたい場所■

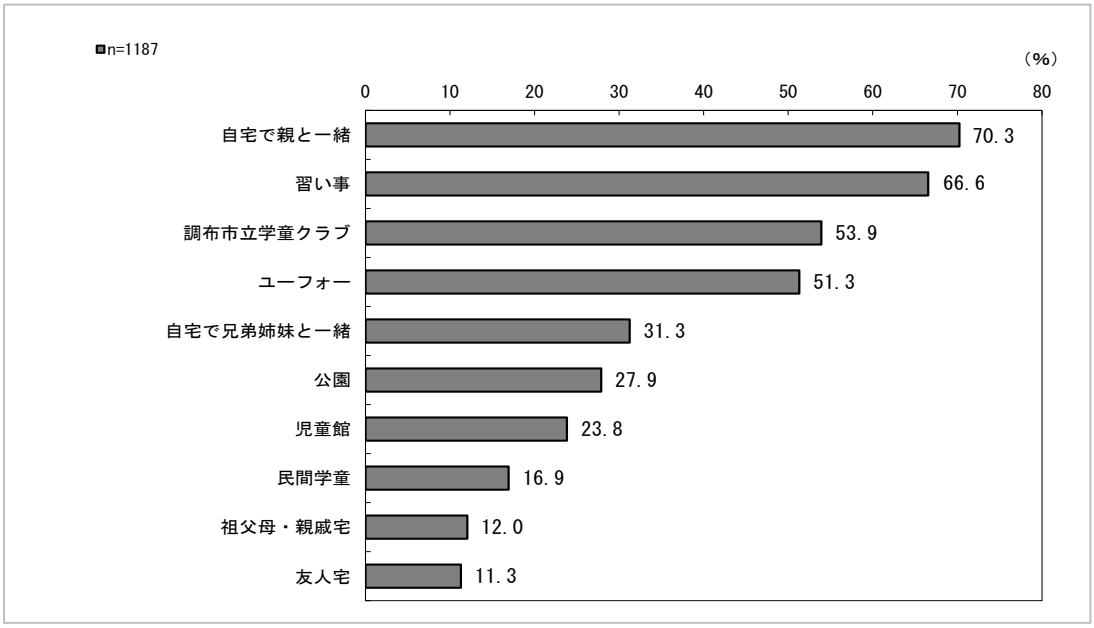

学童クラブの利用希望学年について，低学年の利用意向が９割を超えています。

■学童クラブの利用希望学年■

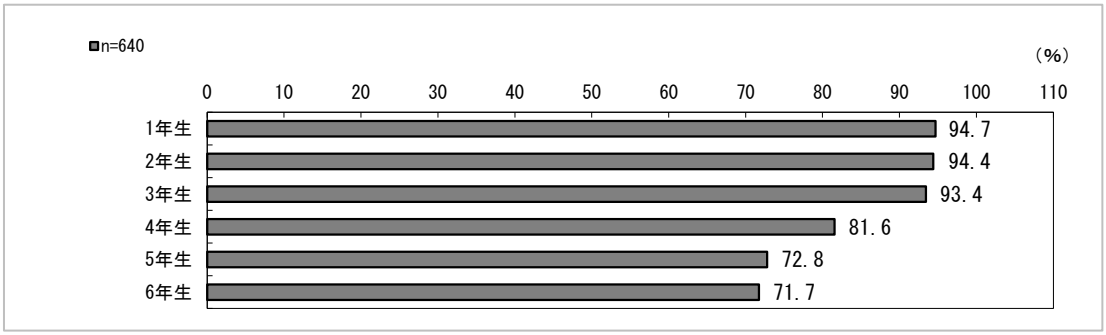

児童虐待について，“児童虐待防止法”の認知度は６割台半ばを占める一方，“児童虐待発見時の通報先”，“虐待に関する相談機関”の認知度は４割台半ばにとどまります。

■児童虐待を防ぐための仕組みの認知度■

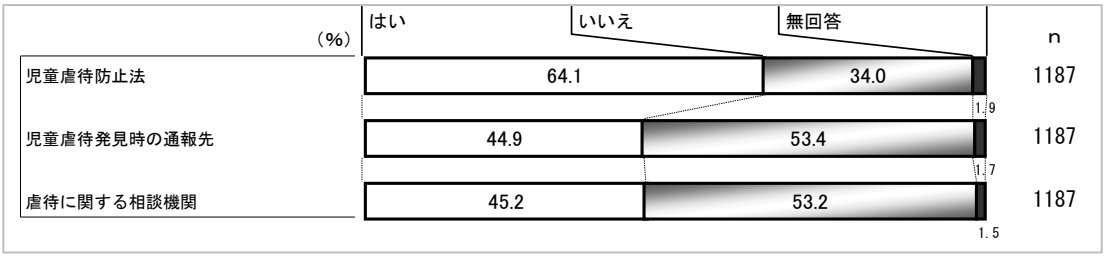

子育てをする上で，気軽に相談できる人・場所の相談先については，「家族や親族」が９割強にのぼり，最も多くなっています。

■気軽に相談できる人・場所■

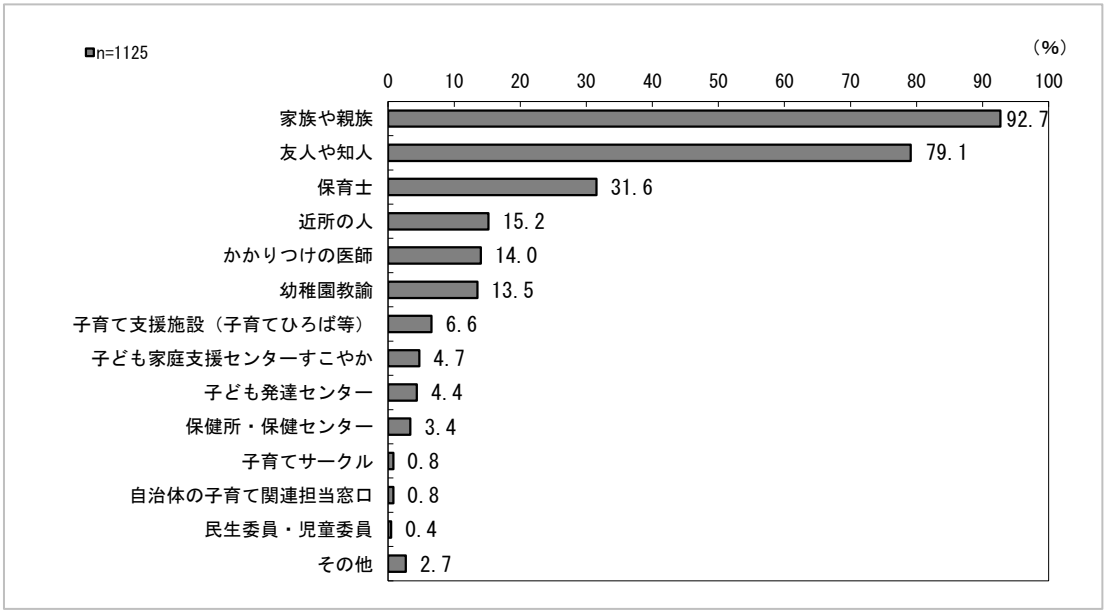

行政や関係機関の取組として必要だと思うことは，「小児医療，乳幼児医療費の充実・拡充」が３割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■行政や関係機関の取組として必要だと思うこと■

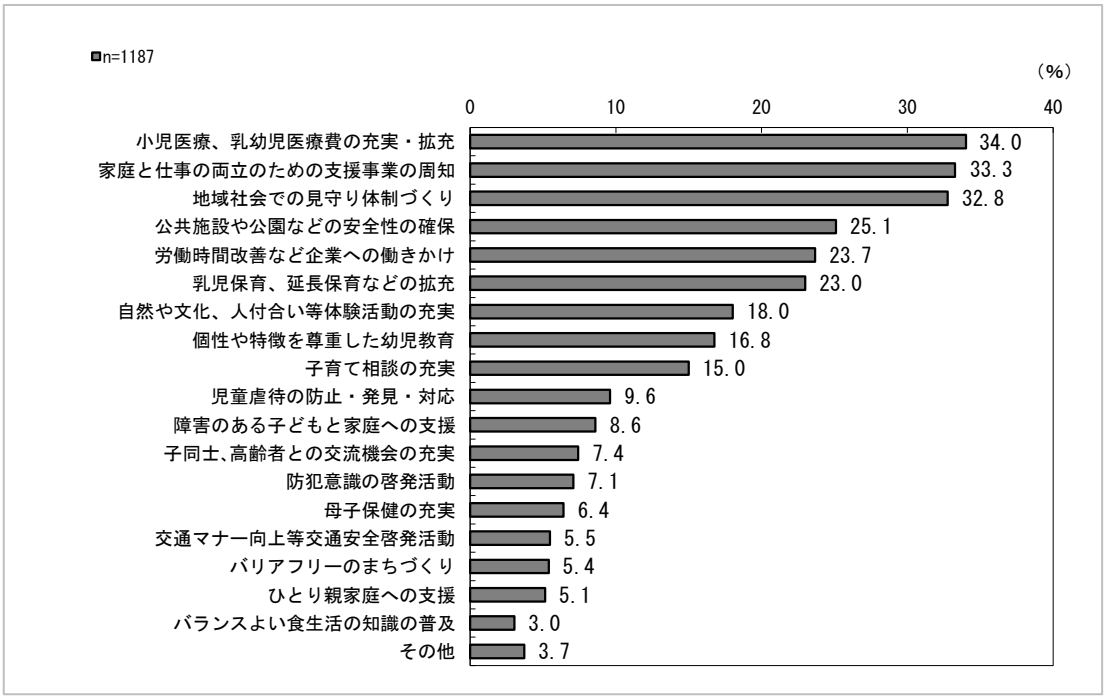

市における子育て環境や支援への満足度は，満足・やや満足が５割台半ば，一方，不満・やや不満が４割強を占めます。

■市における子育て環境や支援への満足度■

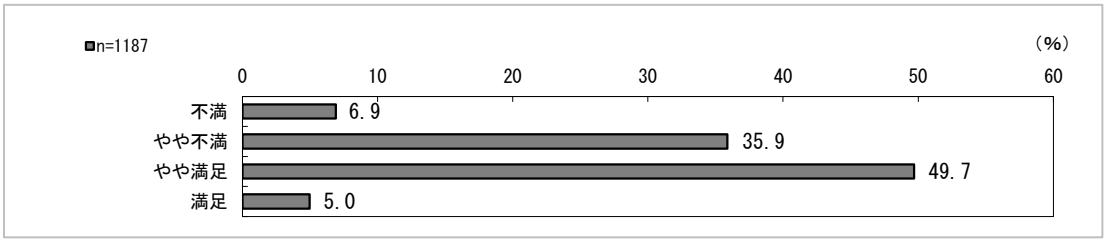

イ）就学児童

子どもの保護者（母親）の就労状況について，「就労中／パート・アルバイト等」が４割弱を占め，最も多くなっています。１週あたり就労日数は「週５日」が５割強を占め，１日あたり就労時間は「８時間」が３割弱を占めます。

■母親の就労状況■

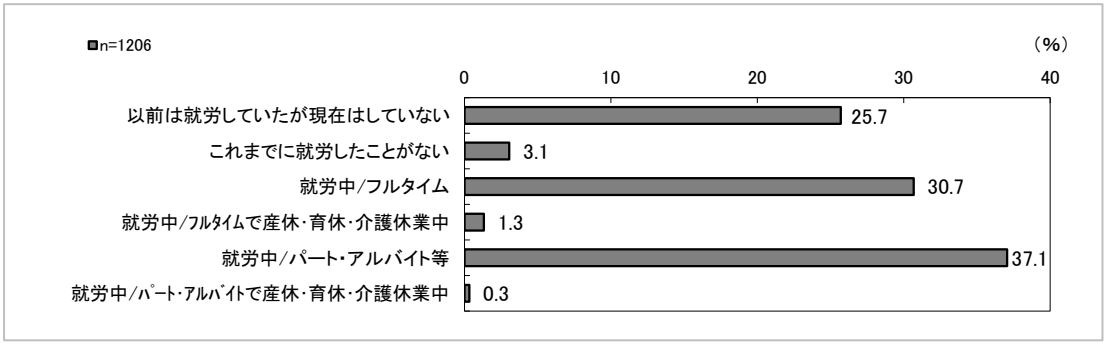

■母親の１週あたり就労日数■

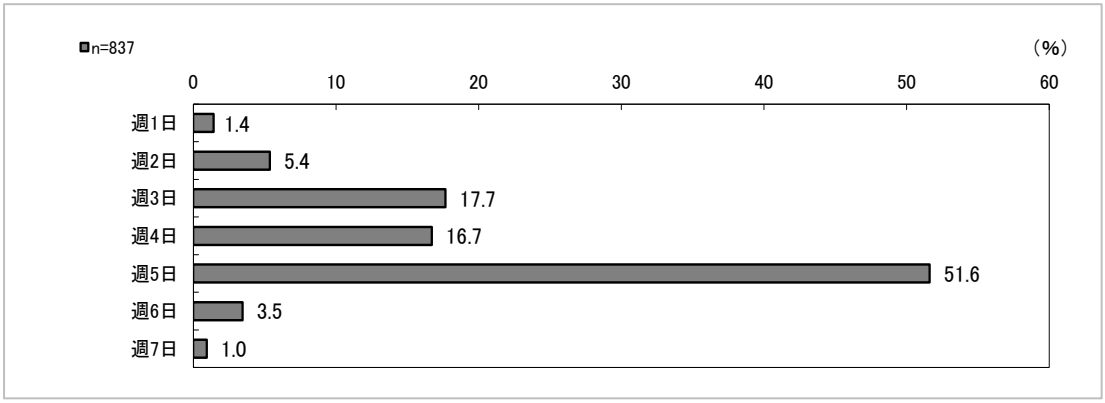

■母親の１日あたり就労時間■

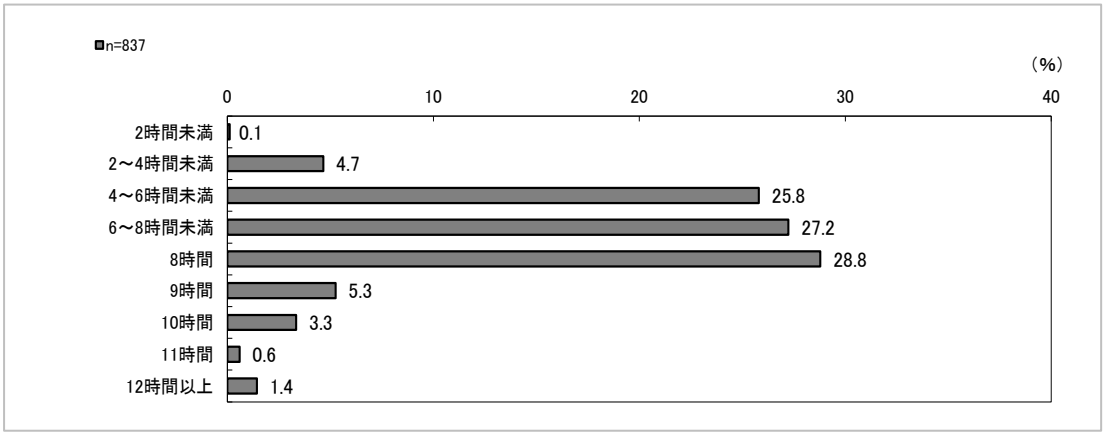

放課後に過ごしている場所は「自宅で親と一緒」が７割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■放課後に過ごしている場所■

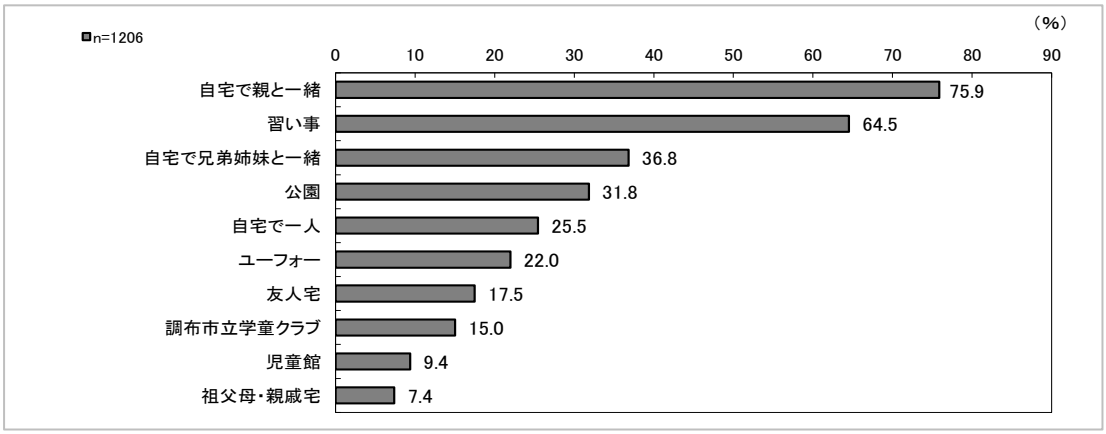

※上位 10 項目のみ抜粋。

放課後に過ごさせたい場所は，低学年・高学年ともに「自宅で親と一緒」が約８割にのぼり，最も多くなっています。

■放課後に過ごさせたい場所（低学年）■

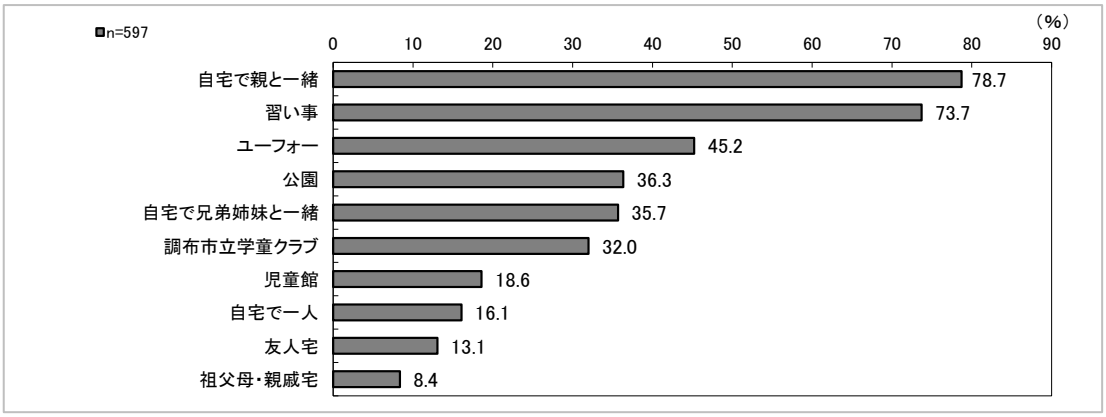

※上位 10 項目のみ抜粋。

■放課後に過ごさせたい場所（高学年）■

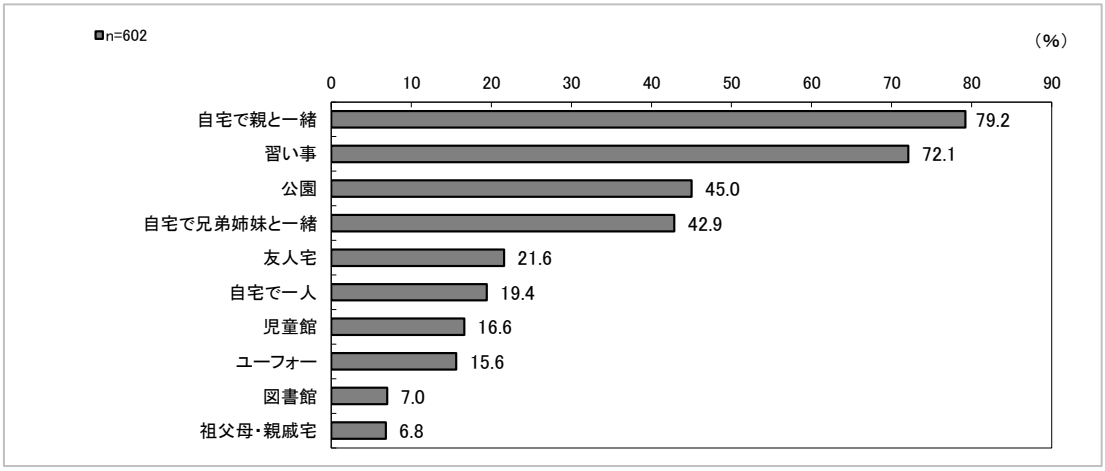

※上位 10 項目のみ抜粋。

ユーフォーの登録・利用状況について，「登録し利用している」が約４割を占め，ユーフォーの利用頻度は「保護者会や行事があるときだけ」が３割台半ばを占め，最も多くなっています。

■ユーフォーの登録・利用状況■

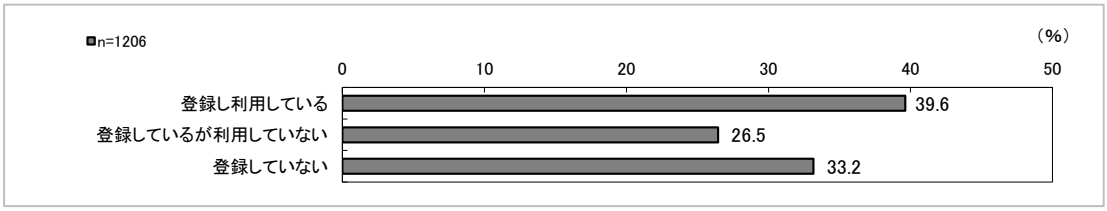

■ユーフォーの利用頻度■

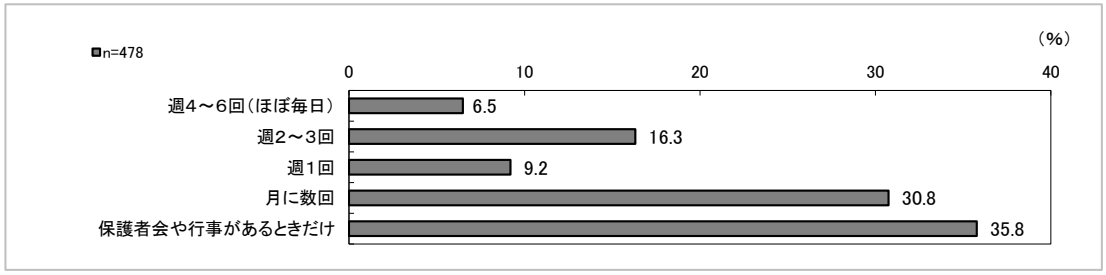

児童虐待について，“児童虐待防止法”の認知度は６割台半ばを占める一方，“児童虐待発見時の通報先”，“虐待に関する相談機関”の認知度は４割台にとどまります。

■児童虐待を防ぐための仕組みの認知度■

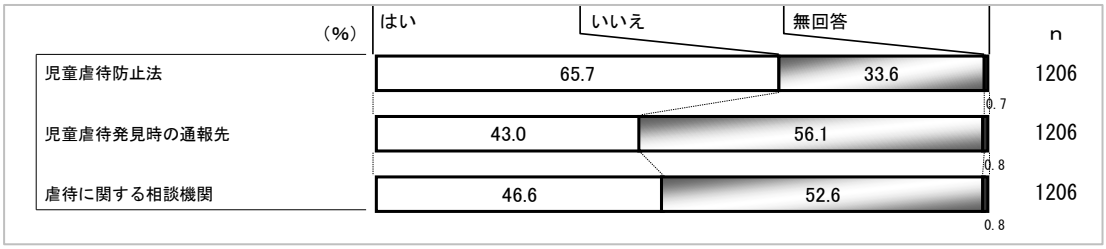

市における子育て環境や支援への満足度は，満足・やや満足が６割強，一方，不満・やや不満が４割弱を占めます。

■市における子育て環境や支援への満足度■

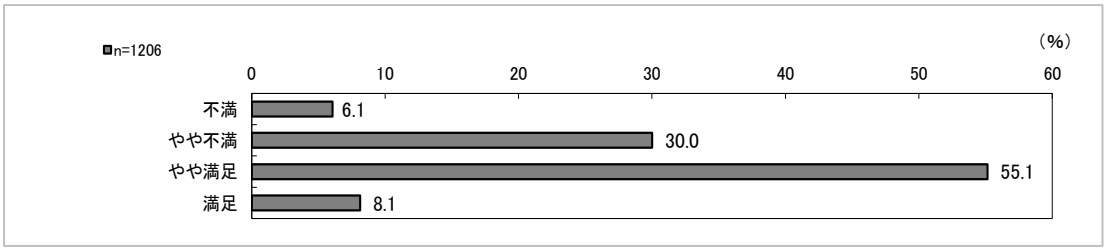

ウ）子ども・若者

最もほっとできる場所については，「自分の家」が９割強にのぼり，最も多くなっています。

■最もほっとできる場所■

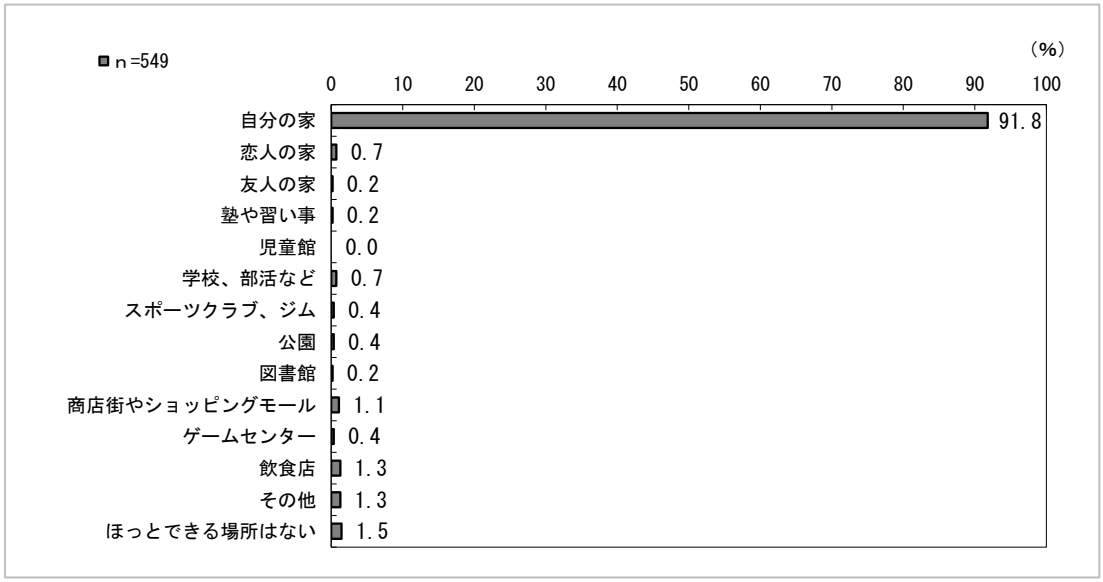

気軽に相談できる人は，「友人」が６割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■気軽に相談できる人■

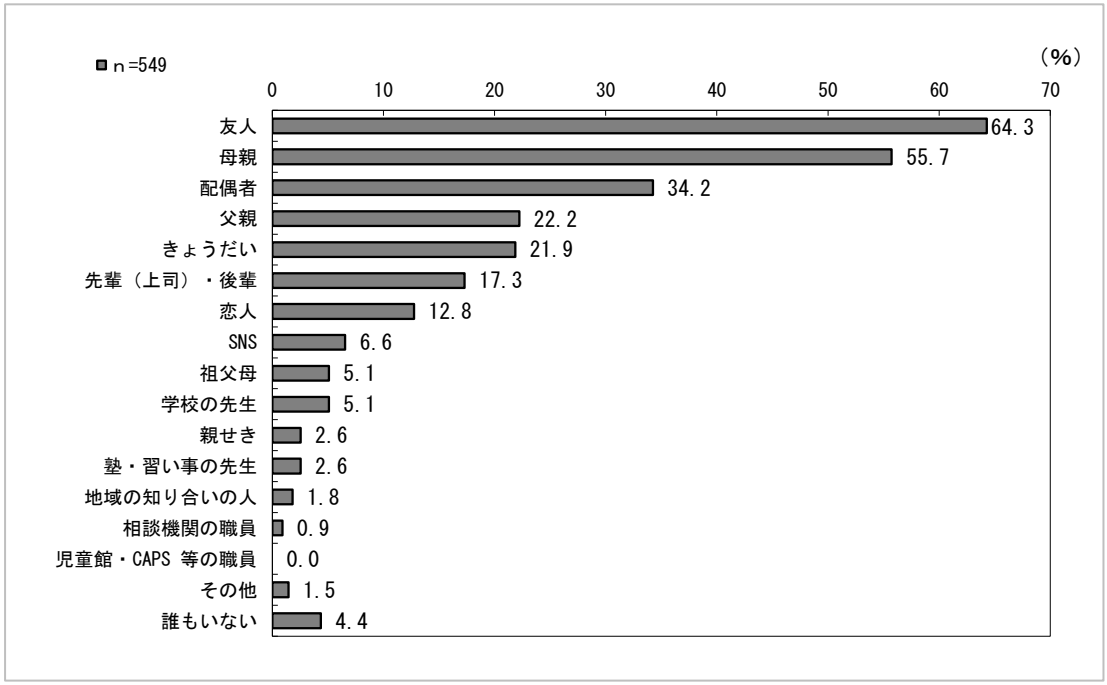

悩みごとの相談先として認知している機関は，具体的には，「子ども家庭支援センターすこやか」が３割弱にのぼり，最も多くなっています。なお，「知っている機関はない」が５割弱にのぼります。

■悩みごとの相談先として認知している機関■

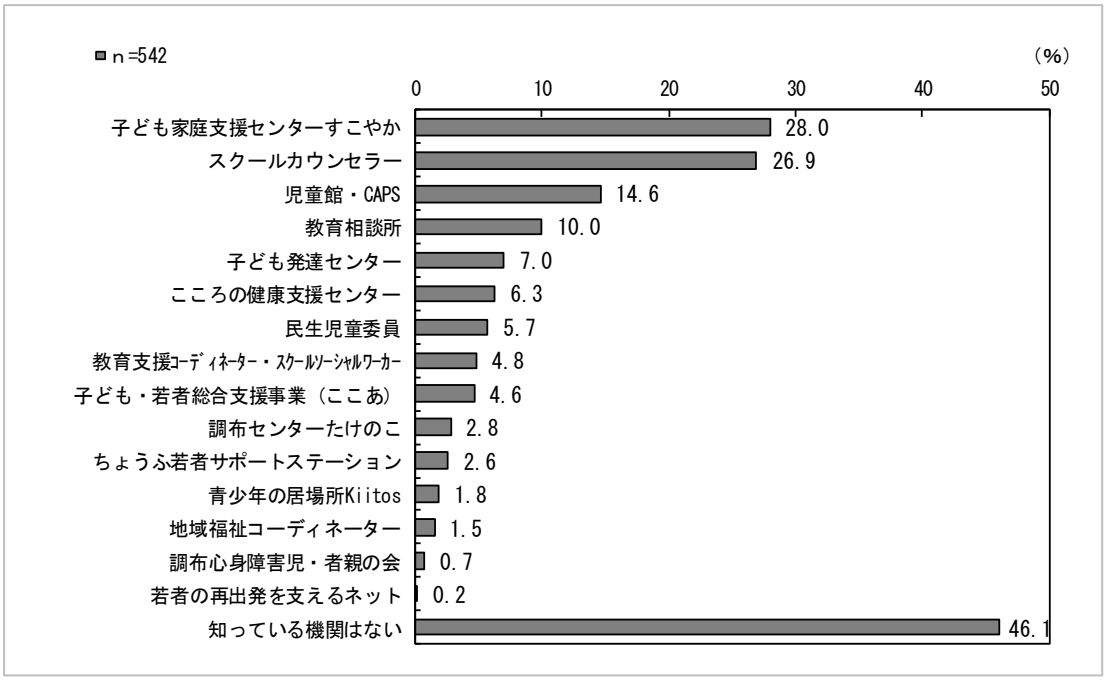

ふだんの外出状況は，「ほぼ毎日外出する」が９割弱を占めます。

選択肢「３．自分の趣味に関する用事のときだけ外出する」～「６．自室からほとんど出ない」と回答した人がほとんど家にいる状態になったきっかけは，具体的には，「不登校」・「妊娠」が１割台半ばにのぼり，最も多くなっています。

■ふだんの外出状況■

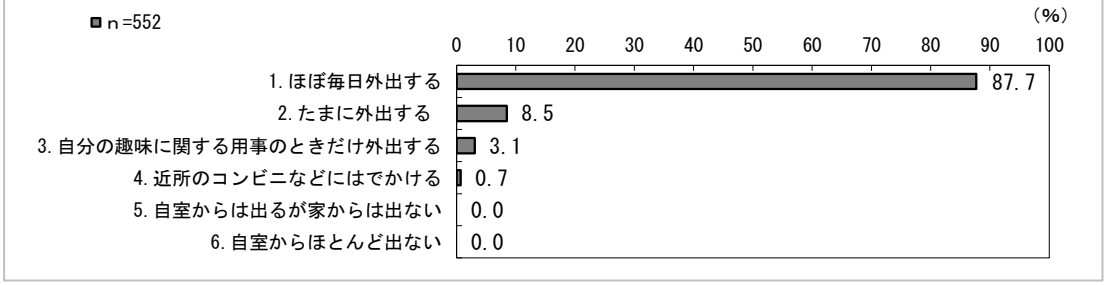

■ほとんど家にいる状態になったきっかけ■

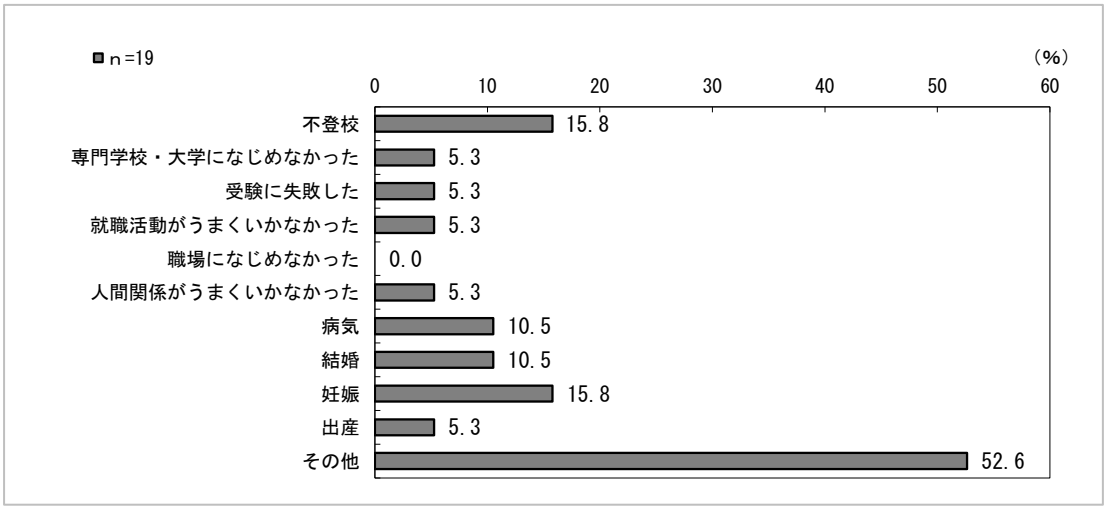

子ども・若者が希望をもてる調布市となるために，調布市が特に取り組むべきことは，「年齢や経済的な心配のない学習環境等の充実」が５割強にのぼります。

■調布市が特に取り組むべきこと■

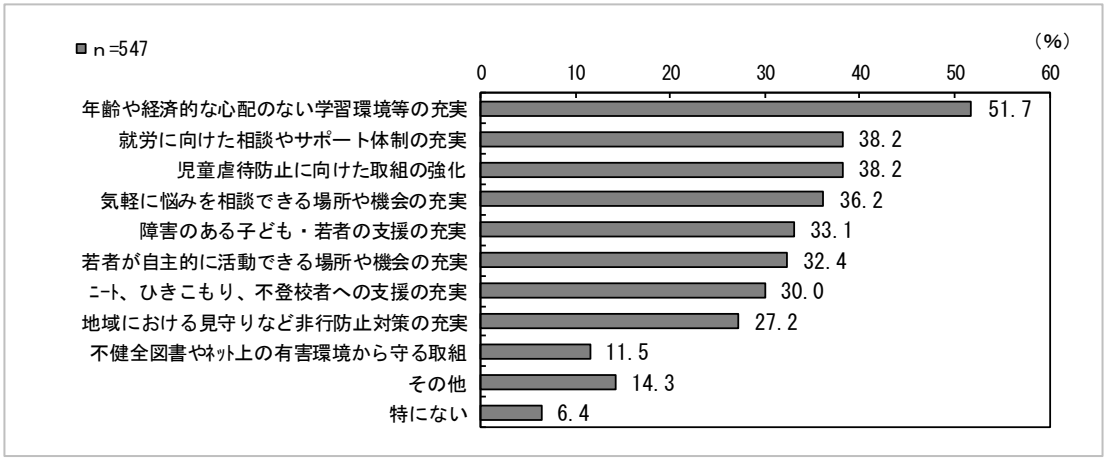

第２章　調布市の現況

１　統計等からみた調布市

（１）人口の推移

平成 25 年度から平成 30 年度までの人口の推移をみると，総人口は増加傾向で推移しています。年少人口についても，増加傾向で推移しており，３万人が目前になっています。

■年齢３区分別人口の推移■

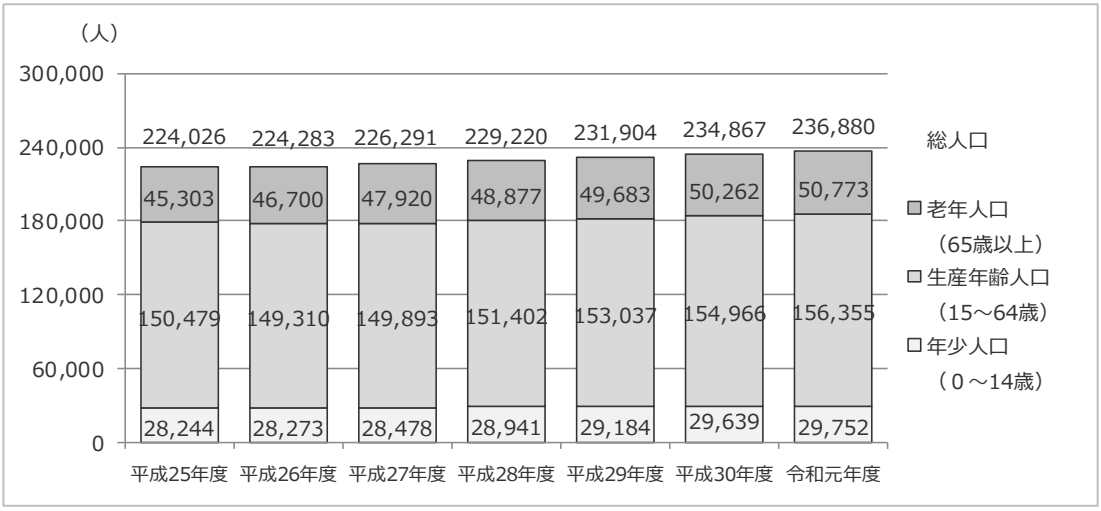

資料：住民基本台帳人口（各年度 10 月１日）

年齢３区分別人口割合でみると，年少人口割合は現状維持，生産年齢人口は微減傾向，老年人口は微増傾向で推移しています。

■年齢３区分別人口割合の推移■

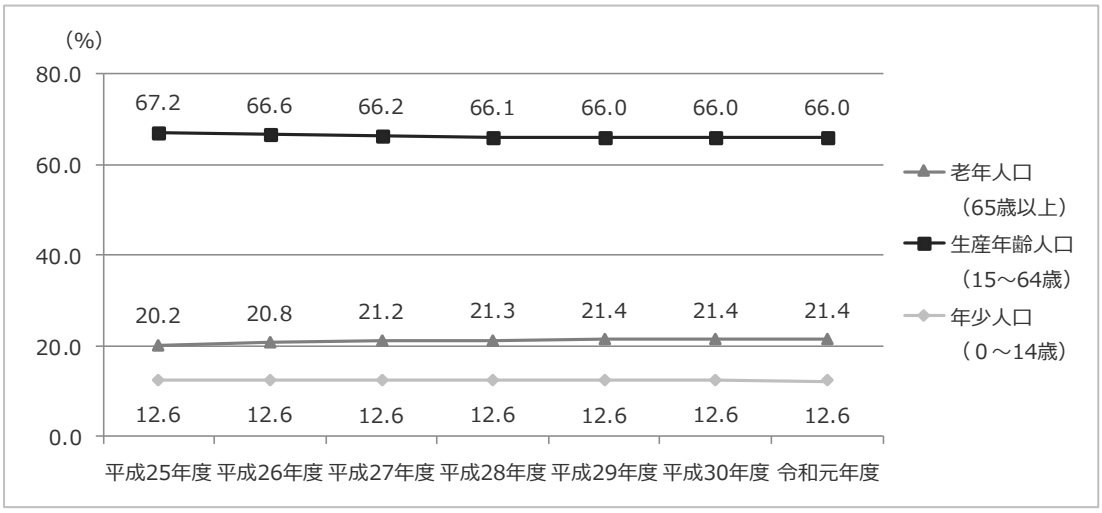

資料：住民基本台帳人口（各年度 10 月１日）

年齢３区分別人口割合の将来推計をみると，年少人口割合は微減傾向，生産年齢人口は微減傾向，老年人口は微増傾向で推移することが見込まれます。

■年齢３区分別人口割合の将来推計■

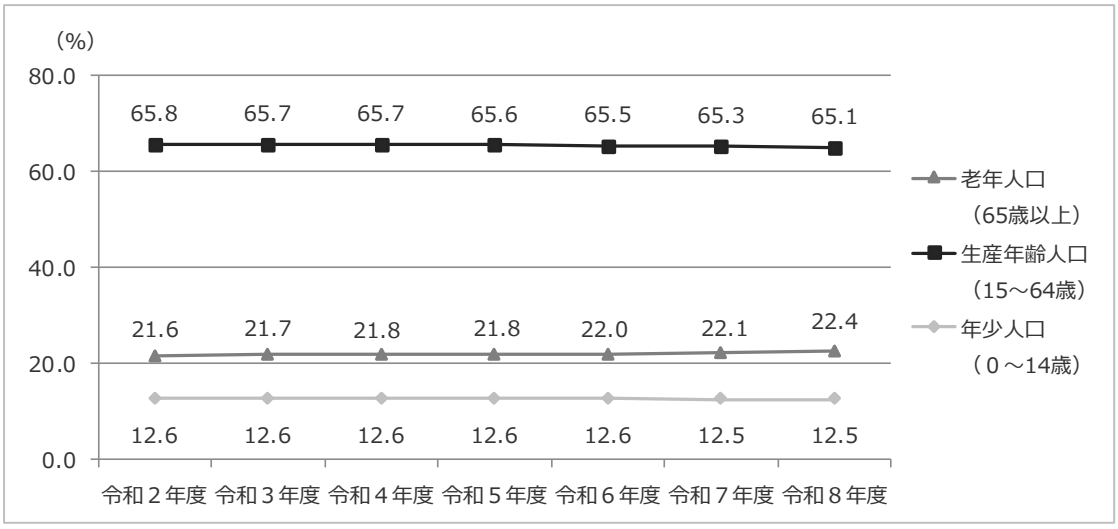

資料：調布市行政経営部政策企画課（調布市の将来人口推計（平成 30 年３月））

（２）子どもの人口

子ども（18 歳未満）の人口の推移をみると，全体としては増加傾向で推移しています。内訳でみると，０～５歳，６～11 歳及び 15～17 歳の層が概ね増加傾向で推移しており，子育て世代の転入による社会増の影響がうかがえる一方，12～14 歳の層は増加と減少を繰り返して推移しています。

■子ども人口の推移■

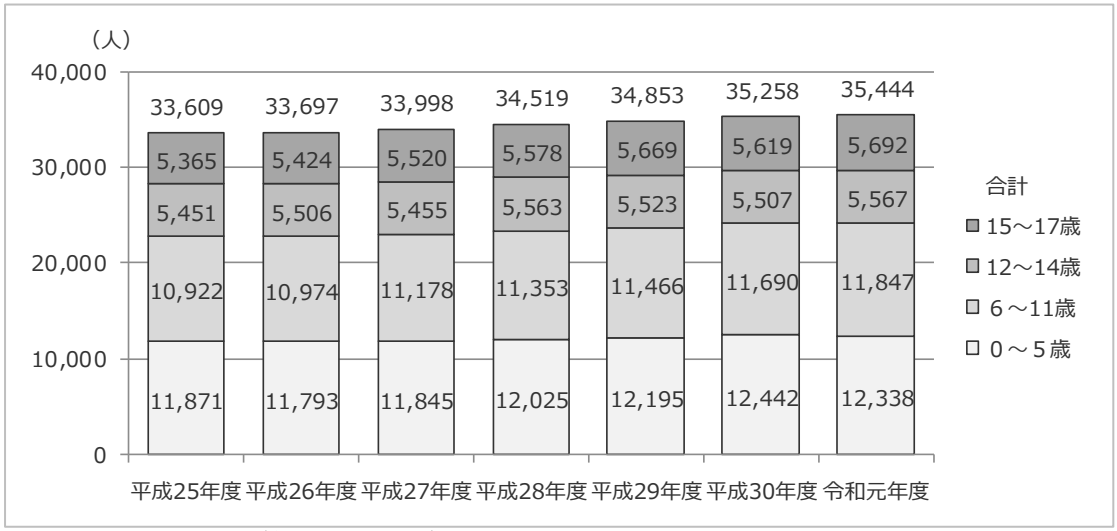

資料：住民基本台帳人口（各年度 10 月１日）

子ども（18 歳未満）の将来推計人口についてみると，全体としては概ね増加傾向で推移することが見込まれます。内訳でみると，０～５歳，15～17 歳の層が減少傾向に転じ，６～11 歳，12～14 歳の層は概ね増加傾向で推移することが見込まれます。

■子ども人口の将来推計■

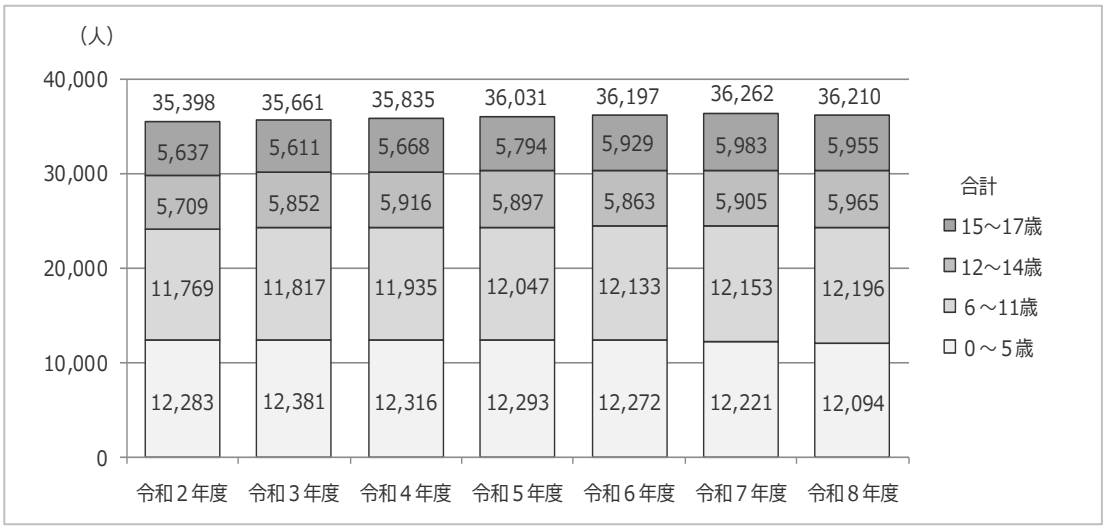

資料：調布市行政経営部政策企画課（調布市の将来人口推計（平成 30 年３月））

（３）合計特殊出生率の動向

近年の合計特殊出生率をみると，概ね都を上回っているものの，1.3 程度となっており，低い水準で推移しています。国立社会保障・人口問題研究所が公表している「人口統計資料集（2019 年版）」によれば，人口を維持するために必要な合計特殊出生率（人口置換水準）は 2.06 となっており，自然減は今後も長期的に続くことが想定されます。

■合計特殊出生率の推移■

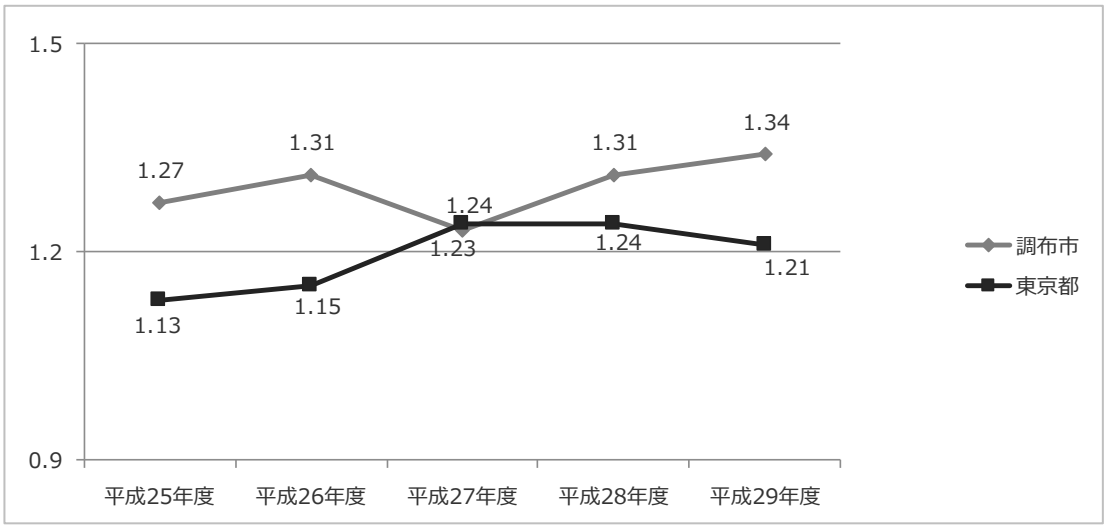

資料：北多摩南部医療圏保健医療福祉データ集(平成 30 年度版)/東京都多摩府中保健所
東京都福祉保健局合計特殊出生率年次推移

（４）世帯の状況

調布市の世帯数と平均世帯人員数の推移をみると，世帯数は一貫して上昇傾向にあるのに対し，平均世帯人員数はわずかながらも低下傾向にあります。

■世帯数と平均世帯人員数の推移■

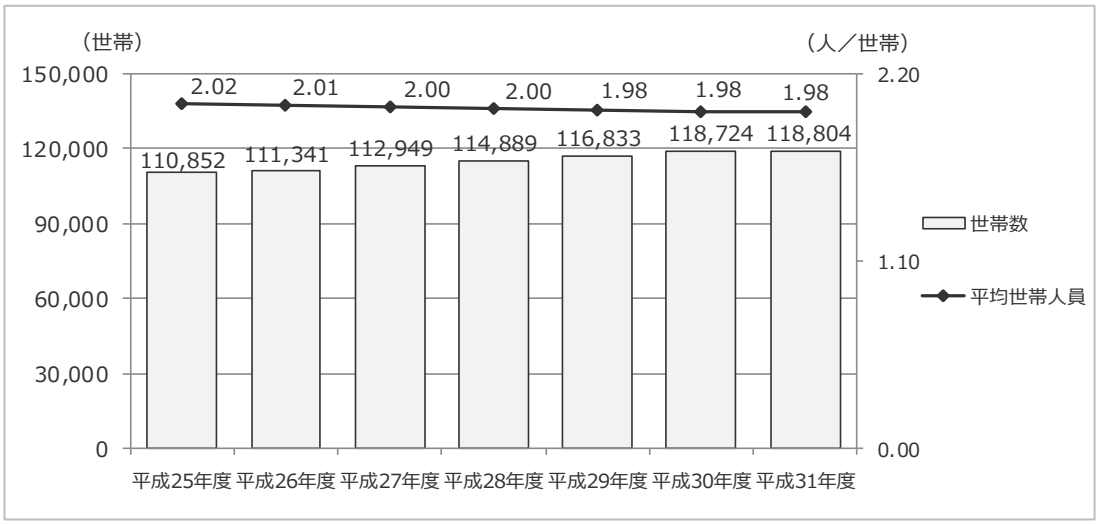

資料：住民基本台帳に基づく人口，人口動態及び世帯数調査（各年度１月１日）

世帯類型別の比率をみると，平成 17 年から平成 27 年において単独世帯，夫婦のみの世帯，男親あるいは女親と子どもからなる世帯が増加傾向で推移している一方，３世代世帯が減少傾向であることからも，核家族化の進行がうかがえます。

■世帯類型別比率の推移■

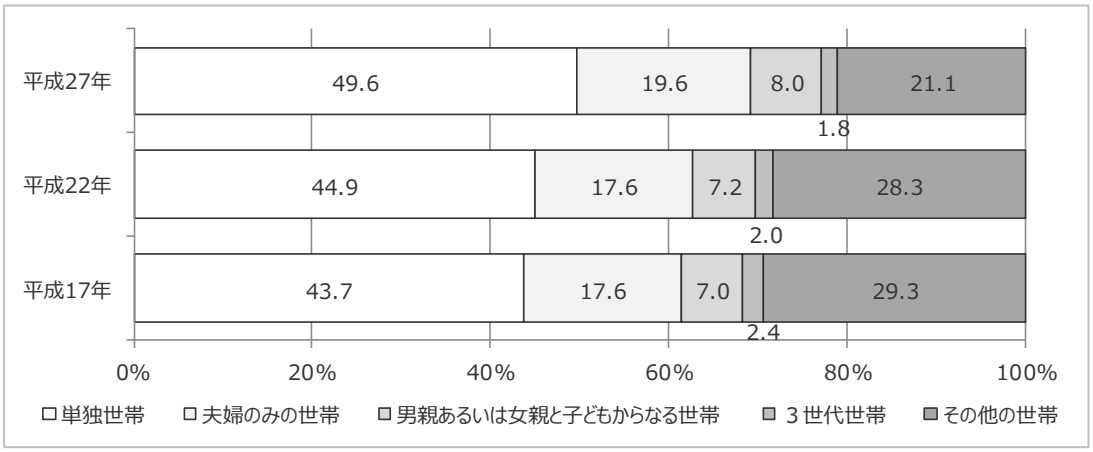

資料：国勢調査

（５）婚姻の状況

平成 25 年度から平成 30 年度においては，婚姻数は 2,200 件から 2,400 件程度，離婚数は 500～550 件前後で推移しています。

■婚姻数・離婚数の推移■

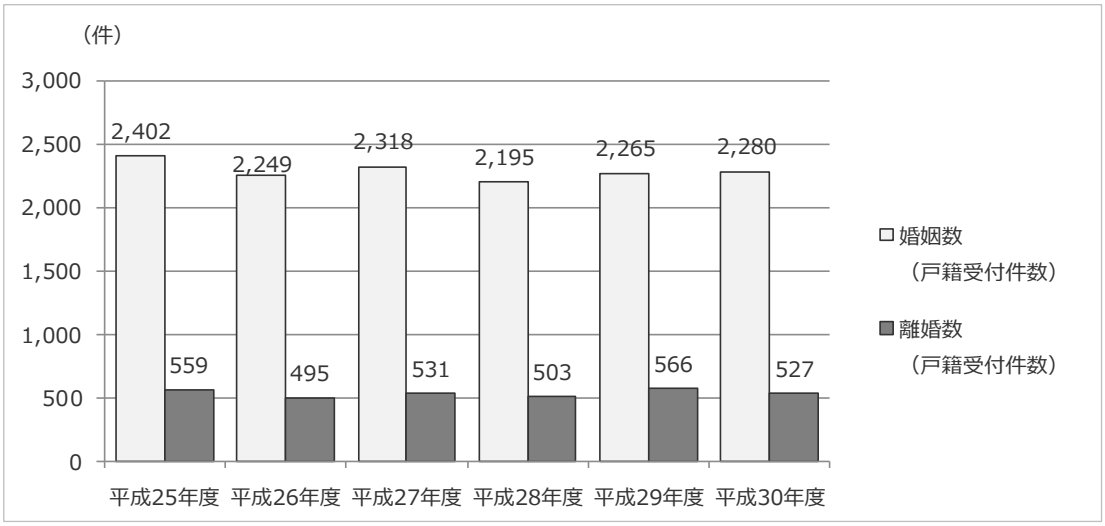

資料：調布市事務報告書

（６）女性の就業状況

女性の就業率をみると，結婚・出産の時期に退職して，育児が落ちついた時期に復帰するといったいわゆるM字カーブは緩和していることがうかがえます。

■女性の就業率の推移■

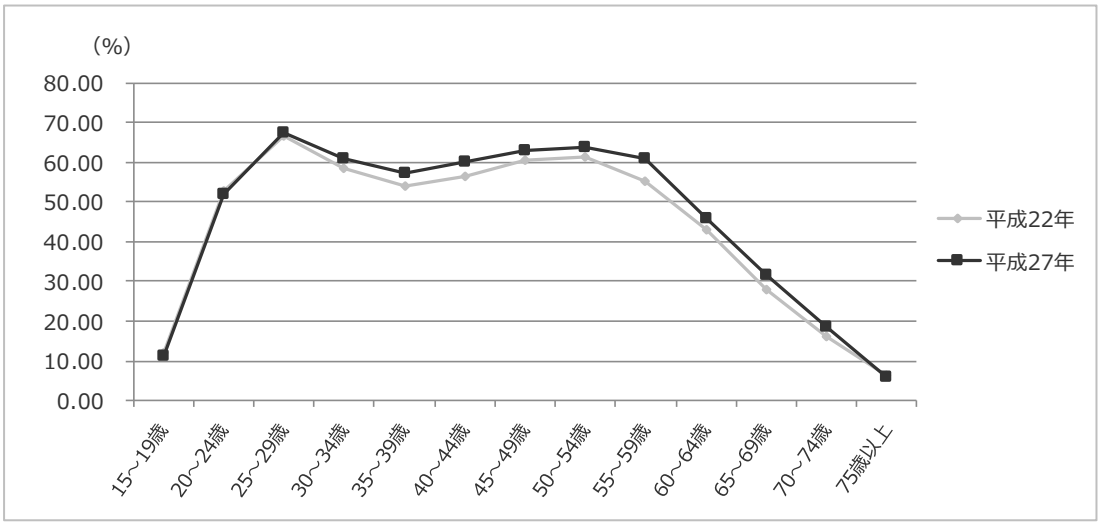

資料：国勢調査

（７）保育園の状況

市における保育園の在籍児童数は増加傾向で推移していますが，入所率は増加と減少を繰り返して推移しています。

■保育園の状況■

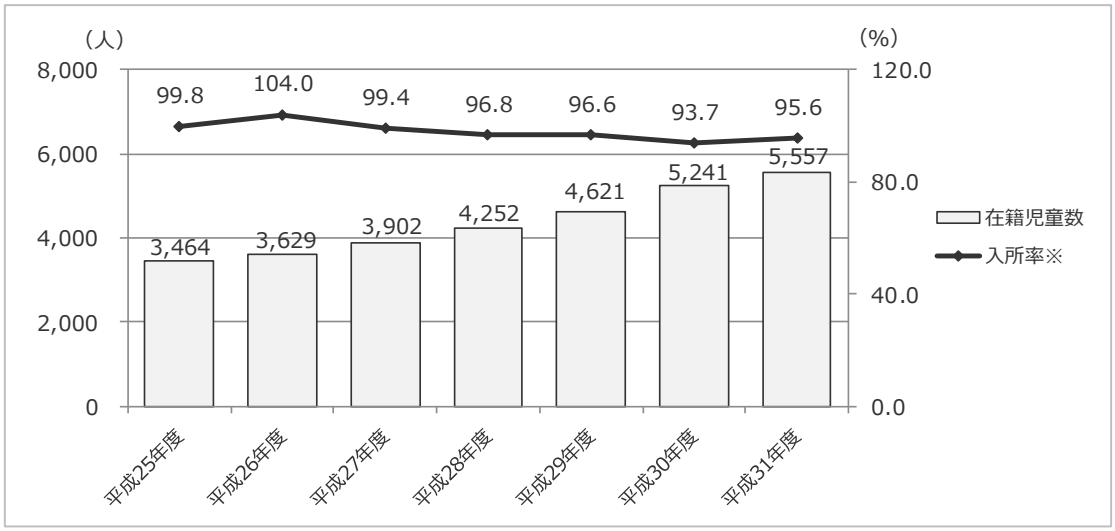

資料：調布市子ども生活部子ども政策課（各年度４月１日）
※入所率：施設定員数に占める在籍児童数の割合

（８）幼稚園の状況

市における私立幼稚園数は 15 園となっており，在籍児童数及び定員数ともに減少傾向にあります。

■幼稚園の状況■

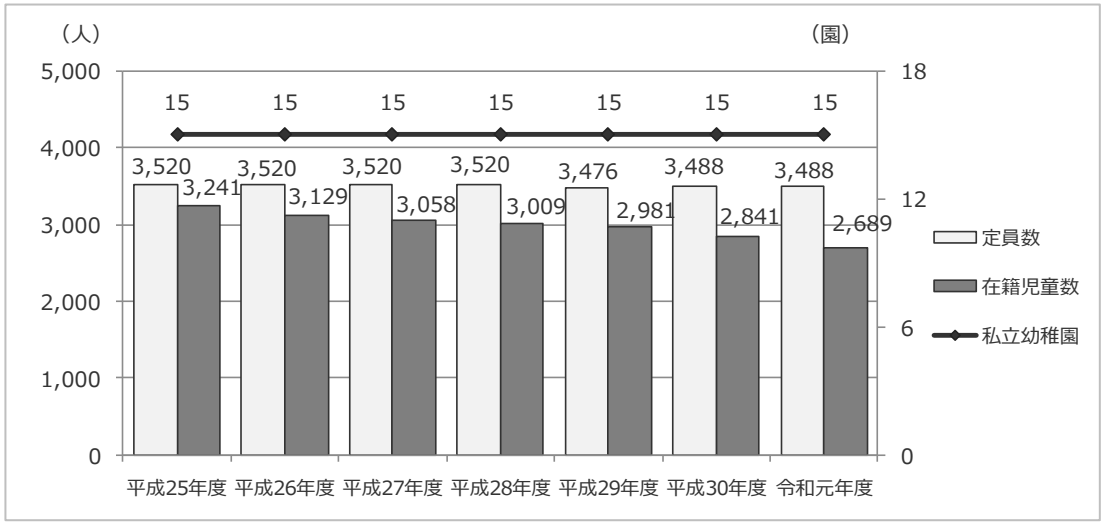

資料：調布市子ども生活部保育課（各年度５月１日）

（９）待機児童の状況

近年の待機児童数は 300 人前後で推移していましたが，各種の待機児童対策により，平成 30 年度には，半数程度に減少しています。

■待機児童数の推移■

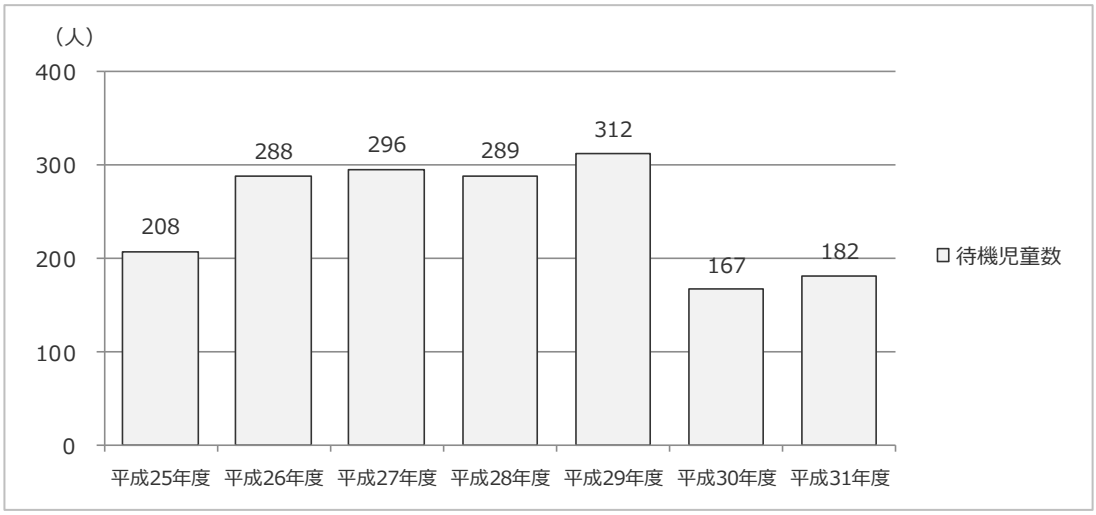

資料：調布市子ども生活部保育課（各年度４月１日）

年齢別でみると，待機児童の大半を１歳児が占めている状況で，３歳児については平成 27 年度以降において待機児童はいません。

■年齢別待機児童数の推移■

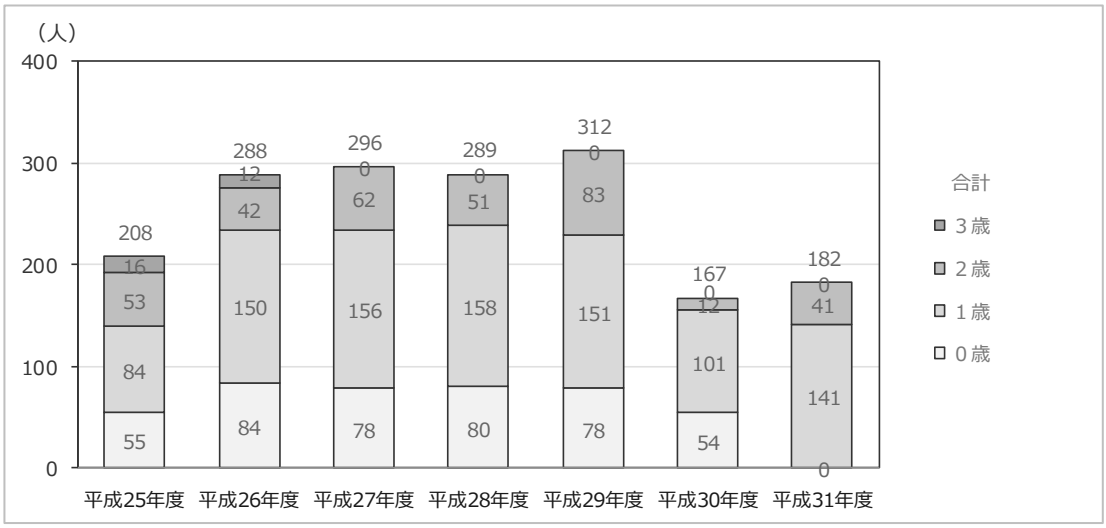

資料：調布市子ども生活部保育課（各年度４月１日）

（10）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の状況

市においては，増加するニーズに対応すべく計画的に施設整備を行っており，設置数，定員数とも増加しています。

■放課後児童健全育成事業（学童クラブ）の推移■

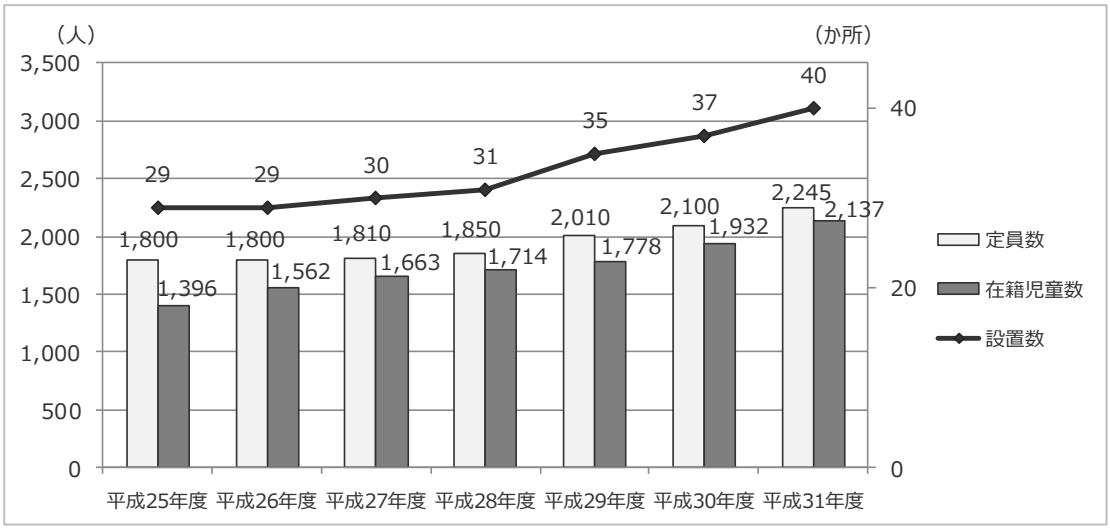

資料：調布市事務報告書（各年度４月１日）

（11）学童クラブの入会保留児童数の状況

市における学童クラブへの入会保留児童数は，平成 27 年度から平成 29 年度にかけて著しく増加し，平成 29 年度以降においても増加傾向にあります。

■学童クラブの入会保留児童数の推移■

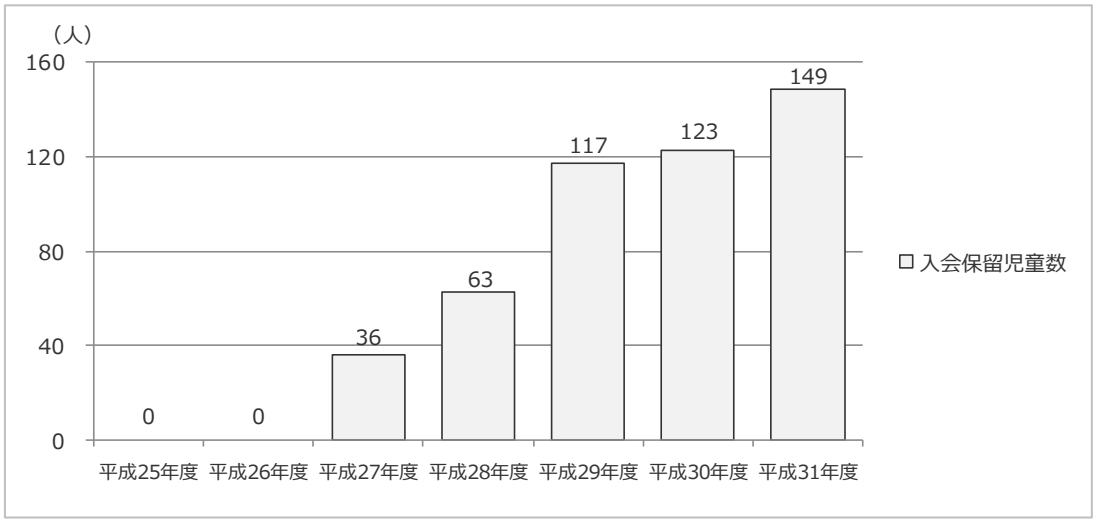

資料：調布市子ども生活部児童青少年課（各年度４月１日）

（12）放課後子供教室事業（ユーフォー）の状況

市における放課後子供教室事業（ユーフォー）は，市内全小学校（20 箇所）で実施していますが，近年の登録児童数は微減傾向で推移しています。また，登録割合は 6 割台で推移しており，民間事業者に運営委託を行った平成 27 年度に増加し，その後は微減傾向にあります。

平成 27 年度に運営委託を行って以降，開設日・開設時間が拡大したことにより，

1 日平均利用者数は増加しました。その後，平成 28 年度以降は，ほぼ横ばいで推移しています。利用児童の内訳としては，小学 1 年生が最も多く，学年が上がるにつれて減少する傾向にあります。

■放課後子供教室事業（ユーフォー）の推移■

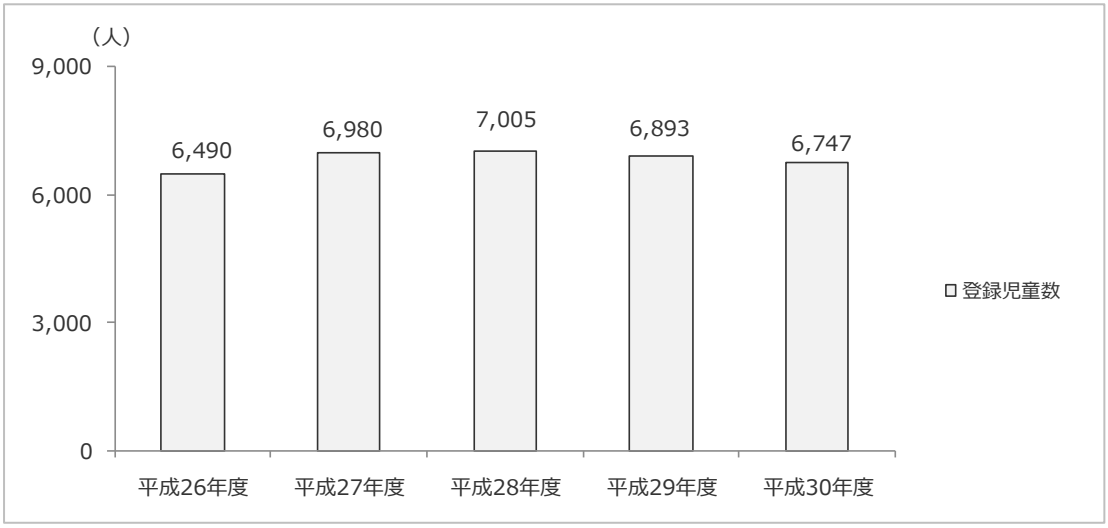

資料：調布市事務報告書（平成 26 年度は社会教育課事務報告書より）（各年度 3 月 31 日）

■放課後子供教室事業（ユーフォー）登録割合の推移■

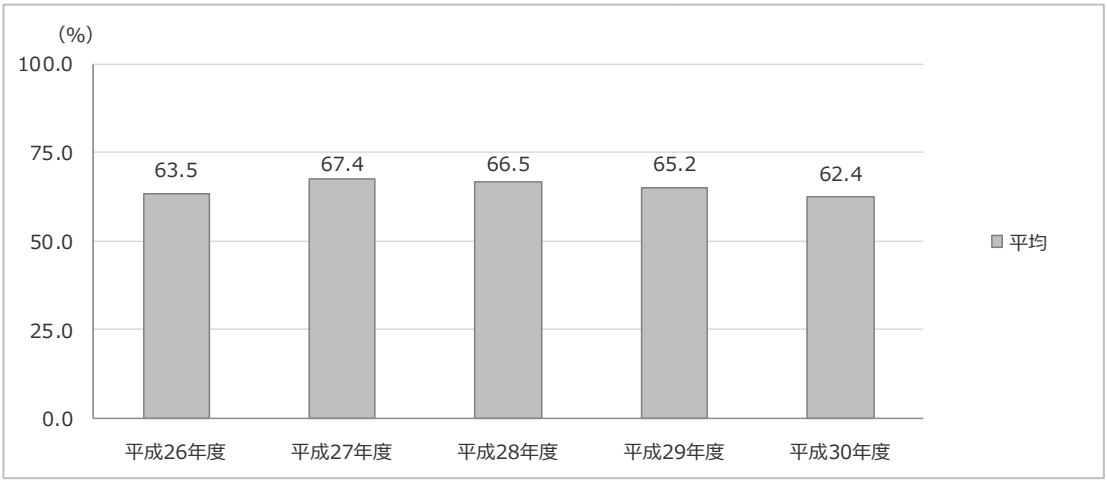

資料：調布市子ども生活部児童青少年課（各年度 3 月 31 日）

■放課後子供教室事業（ユーフォー）1 日平均利用人数（平日）■

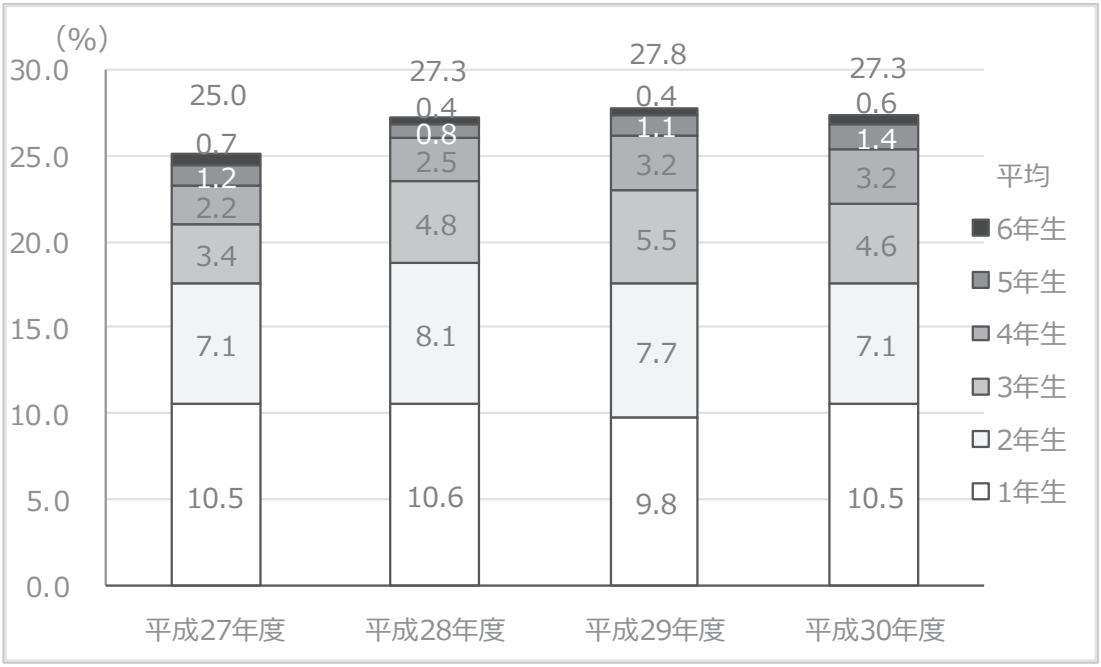

資料：調布市子ども生活部児童青少年課（各年度 3 月 31 日）

（13）子ども・若者総合支援事業の状況

市においては，平成 27 年度から子ども・若者総合支援事業（ここあ）を社会福祉法人調布市社会福祉協議会に運営委託を行い，実施しています。

相談件数については，相談者数，延べ相談件数ともに増加傾向で推移しており，平成 30 年度には延べ相談件数が 4,048 件にのぼります。

居場所利用者数については，平成 28 年 1 月の開始以来，利用登録者数，延べ利用人数ともに年々増加していましたが，平成 30 年度には減少しており，特に延べ利用人数は，前年度から 3 割程度の減少となっています。

学習支援利用者数については，利用登録者数，延べ利用人数ともに増加傾向で推移しており，平成 30 年度には延べ利用人数が 2,394 人にのぼります。

■相談件数の推移■

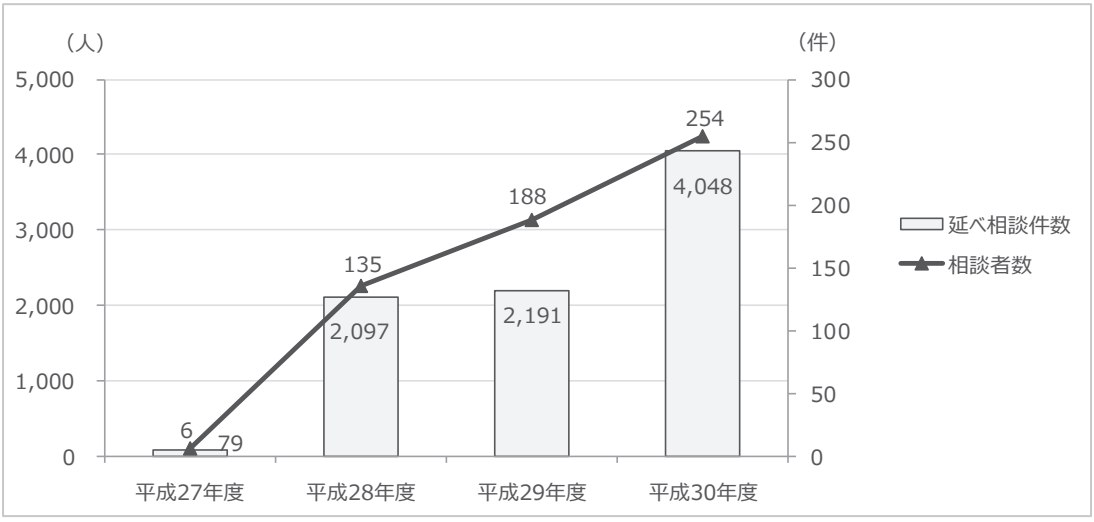

※平成 27 年 10 月より開始。

■居場所利用者数■

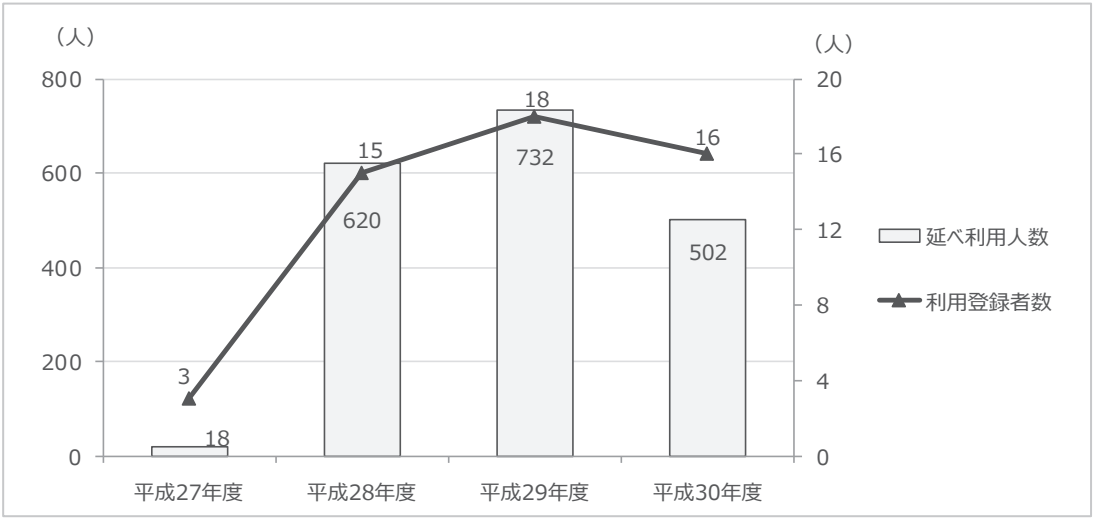

※平成 28 年 1 月より開始。

■学習支援利用者数■

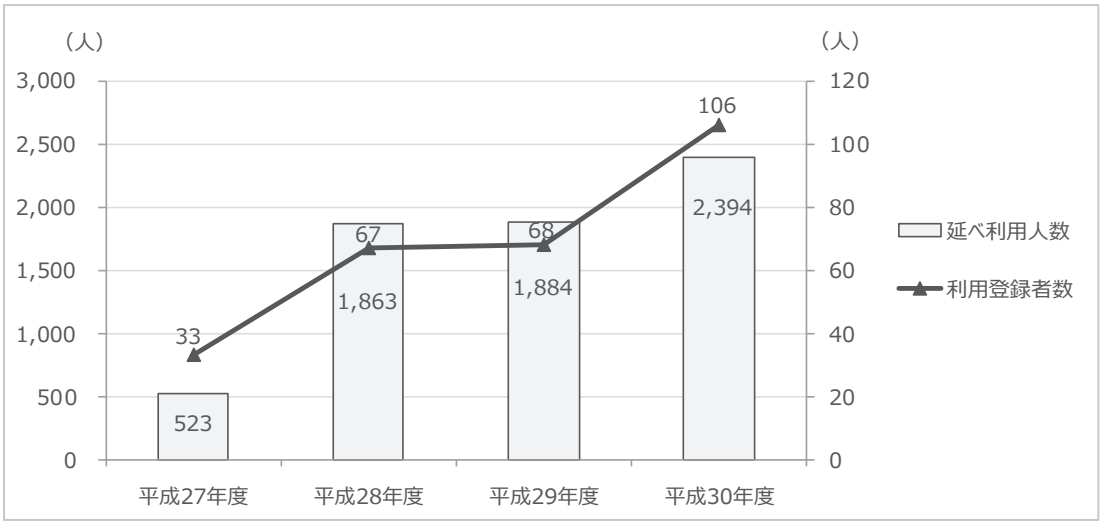

資料：調布市子ども生活部児童青少年課
※平成 27 年 11 月より開始。

（14）生活困難を抱える子どもの割合

市の子どもの生活困難層の割合は，小学５年生で困窮層 5.1%，周辺層 12.8%（計 17.9%），中学２年生で困窮層 4.9%，周辺層 14.5%（計 19.4%），16-17 歳で困窮層 6.8%，周辺層 15.3%（計 22.1%）となっており，生活困難は年齢が高い層ほど多く発生しています。

■生活困難を抱える子どもの割合■

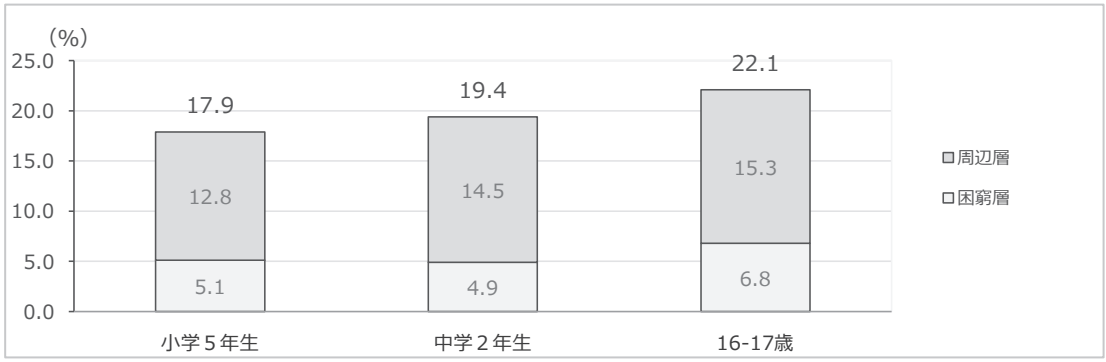

資料：東京都が平成 28 年８月から９月にかけて行った「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」

ひとり親世帯の生活困難度が高く，中学２年生，16-17 歳では，それぞれ 45.8%，47.3%と約半数の子どもが生活困難層となっています。

■生活困難を抱える子どもの割合／家庭類型別■

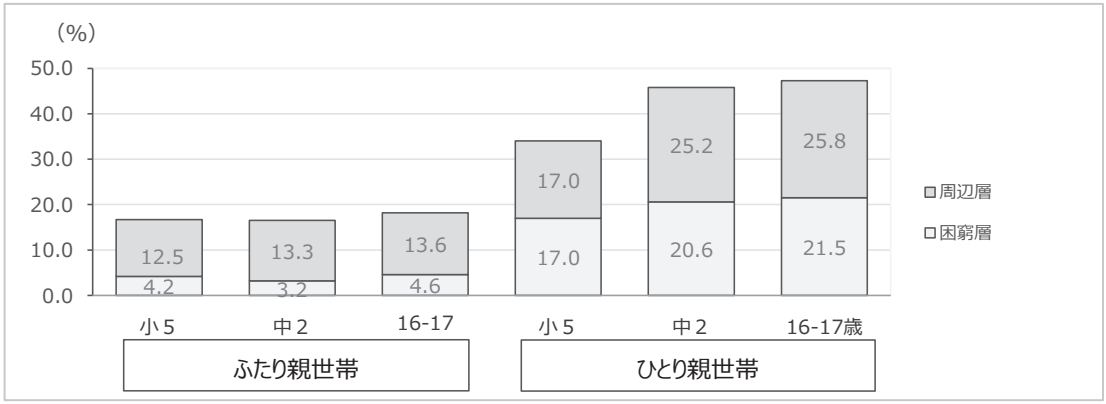

資料：東京都が平成 28 年８月から９月にかけて行った「東京都子供の生活実態調査（小中高校生等調査）」

第３章　計画の基本理念等

1　計画の目的

本計画は，すべての子どもが夢を持ちながら，いきいきと，自立して健やかに育つことができる良質な成育環境が確保されるよう，子ども・子育て家庭を地域社会全体で支援することを目的として策定するものです。

2　計画の基本理念

本計画の基本理念は，第１期調布っ子すこやかプランから継続して「調布市子ども条例」が目指す基本理念に準じて定めます。

■基本理念■

緑と水に恵まれた自然や，家庭，学校等
及び地域のつながりの中で，
子どもが夢を持って健やかに育ち，
安心して子どもを産み，育てることができるまちを目指す

（調布市子ども条例　前文（抜粋））

北に武蔵野の面影を残す深大寺の森，南にゆるやかに流れる多摩川等，豊かな自然に恵まれた調布市で，家庭，学校等，地域，事業主及び市は，協働して子どもの成長や子育て家庭を支えていかなければなりません。

「子どもが夢を持って健やかに」育つことができるように，子どもを取り巻く環境の整備を家庭，学校等，地域，事業主の連携のもと市が総合的な調整役を担い，すべての子どもの支援を推進します。

「安心して子どもを産み育てられる」ように子育て家庭に対して支援を行うことに加えて，地域全体で子育てを行う体制や社会環境を整備していきます。

また，調布市は平成 19 年５月５日に「子ども　夢　すこやか　まちづくり～いじめや虐待のないまち宣言～」をしました。これは，東京都内自治体で初めての宣言です。家庭，学校等，地域，事業主及び市は力をあわせていじめや虐待をなくし，子どもたちがあたたかい人間関係を育み，夢を持って健やかに育つことができるまちづくりを，より一層進めていくことを宣言したものです。

3　計画の基本的方向

計画の推進にあたっては，国の示す「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」及び「調布市子ども条例」をもとにした，以下の４つの視点を基本的方向とし，子ども・子育て支援については，「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

■子ども・子育て支援における４つの視点■

（１）一人ひとりの子どもを尊重する視点	（２）子育て家庭の支援を充実する視点
調布市子ども条例の前文に「子どもは，個性が認められ，自分らしく生きる権利をはじめ，個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。」とあるように，子どもは社会の希望であり，未来をつくる担い手であることから，すべての子どもが幸せに，そして健やかに成長できる社会の実現に向けて，一人ひとりの子ども人権を尊重し，その権利が十分保障されるよう施策を推進します。	すべての子どもと子育て家庭を対象として，保護者が安心して預けることができ，子どもが健やかに成長できるように，利用の状況や利用希望の実情等を踏まえ，ニーズに応じた多様かつ総合的な子育て支援を量・質の両面にわたり充実していくための取組を計画的に進めます。 また，子育て家庭の生活実態や子育て支援のニーズが多様化していることを踏まえ，利用者の視点に立った柔軟かつ総合的なサービスの提供を進めます。実施にあたっては，妊娠・出産期から安定的かつ継続して支援することに配慮し，子育てに対する負担や不安，孤立感等を和らげるよう，切れ目のない子育て支援を進めます。
（３）地域全体で子どもを育み，子育てを支援する視点	**（４）次代を担う子ども・若者等の健全育成の視点**
子どもは，調布の「宝」，「未来への希望」であり，子育ては家庭のみならず，広く地域全体で支えていくことが必要です。 子ども・子育て支援は広く地域全体で取り組むべき課題であるという意識の醸成とともに，子育ての第一義的な責任は保護者にあることを前提に，家庭，学校等，地域，企業，団体，行政がそれぞれの役割のもとで協働して子ども・子育て支援を進めるための仕組みづくりを推進します。 また，子育てを楽しみ，子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう，地域や社会が保護者に寄り添い，保護者自身も成長し，子育てについての責任を果たすことや子育ての権利を享受することができるようにするための支援を進めます。	一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障するため，障害や疾病，ドメスティック・バイオレンス（以下，「DV」），児童虐待，いじめ，生活困窮等，その他の事情により社会的な支援の必要性が高い子どもや，その家族を支援します。 あわせて，若年無業者，ひきこもり等，社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者とその家族についても支援していきます。 また，すべての子ども・若者の健やかな成長と自立を支援し，子育てしやすいまちづくりに向けて，地域の支援団体や関係機関等との連携を図りながら取組を推進します。

4　基本目標

基本目標（１）妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

子育て家庭の不安や負担を軽減することは，安心して子どもを産み，育てられるまちづくりを進める上で重要な要素の１つです。

市では保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携することで，子育て世代包括支援センターとしての機能を有しており，多子家庭や障害のある家族のいる家庭の状況やニーズにあわせたきめ細かな支援，並びに，地域におけるネットワークの構築などによる子育ての孤立を防ぐ取組や，妊産婦・乳幼児・保護者の心身の健康の保持・増進を図る取組など，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。

基本目標（２）特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

子どもや若者が，家庭の経済的な事情による様々な不利益を受けたり，ひきこもりなどの複雑・多岐にわたる問題を抱え込んだりしないよう，セーフティネットの強化が重要となってきています。家庭の事情等のために生活に課題を有する子どもや若者に対する支援を強化するとともに，貧困の状況にある子どもについては，社会的に孤立して必要な支援が受けられず，困難な状況に置かれてしまうことがないよう学校や地域，行政と関係機関が連携して支援し，すべての子どもたちが生きる力を身につけて夢と希望を持って成長していける社会の実現を目指せるよう取り組みます。

また，子ども・若者育成支援施策の総合的推進と若年無業者等の社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者への支援を行うためのネットワークづくりを推進します。

さらに，ひとり親家庭，障害のある家族のいる家庭，多様な文化を持った家庭といった様々な事情により社会的な支援の必要性が高い家庭に対して，安心して子育てができるよう，社会全体で支える環境づくりを進めるとともに，関係機関等との連携による児童虐待防止や児童虐待に迅速かつ適正に対応できる体制づくりを進めます。

基本目標（３）多様な保育ニーズへの対応強化

核家族化の進行や地域社会の変化など，子育てをめぐる環境は大きく変化しており，家庭のみにおける子育て負担は厳しさを増しています。また，社会経済の変化や少子化に伴って，妊娠，出産，子どもの健全育成に至るニーズは大きく変化してきており，子育てに関する多様なニーズへの適切な対応が求められています。

子ども・子育て支援法に基づく様々な保育サービスを充実し，市の現状に即し，地域資源を最大限に生かした子育て支援を行うことにより，次代の調布っ子を健全に育むべく，質・量とも確保した上で，多様な保育ニーズへの対応強化に取り組みます。

5　施策の体系

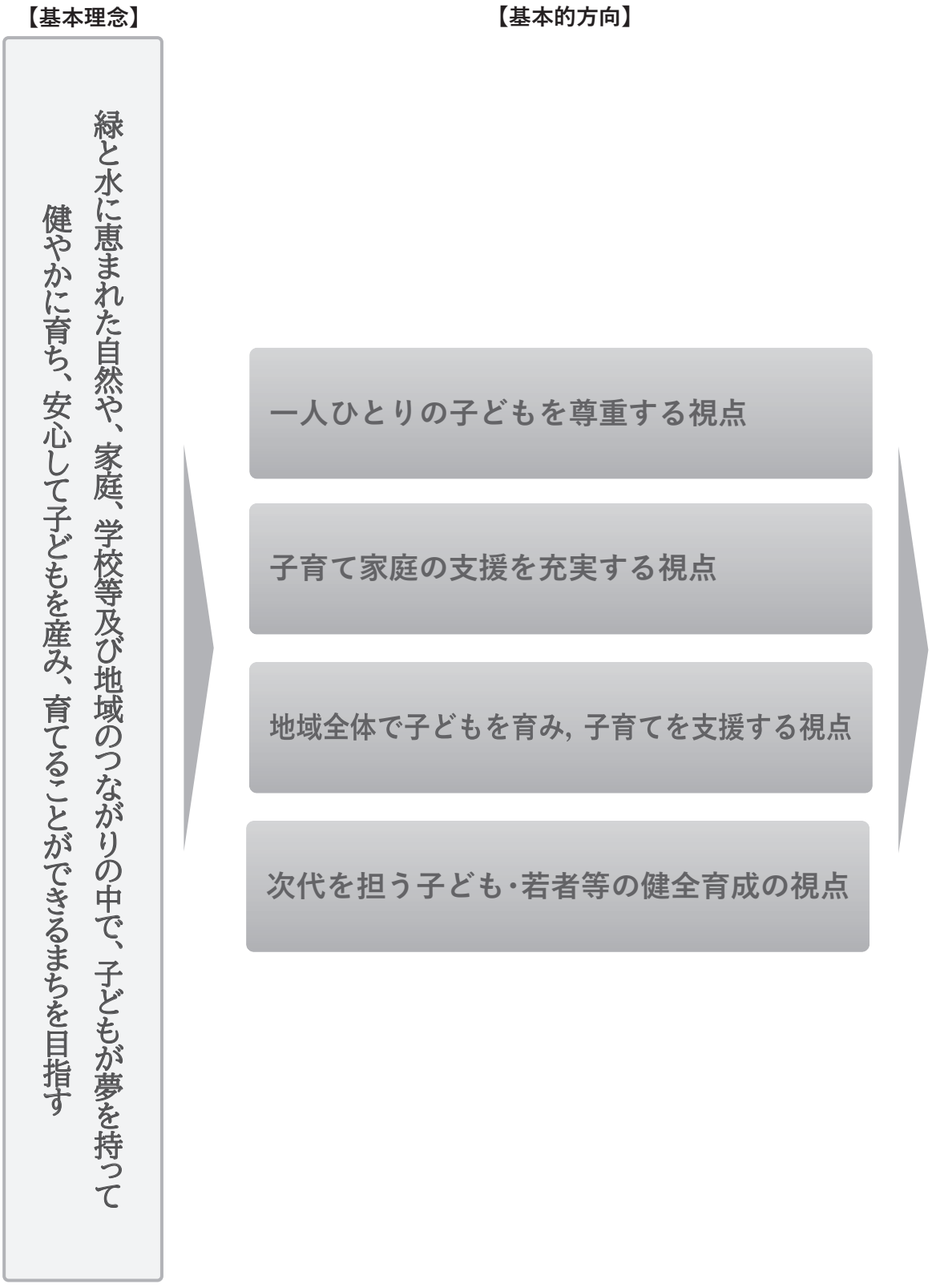
【基本理念】
緑と水に恵まれた自然や、家庭、学校等及び地域のつながりの中で、子どもが夢を持って
健やかに育ち、安心して子どもを産み、育てることができるまちを目指す
【基本的方向】
一人ひとりの子どもを尊重する視点
子育て家庭の支援を充実する視点
地域全体で子どもを育み，子育てを支援する視点
次代を担う子ども・若者等の健全育成の視点

【基本目標】

基本目標１

妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実

基本目標２

特別な支援を必要とする子ども・若者や家庭への支援の充実

基本目標３

多様な保育ニーズへの対応強化

【取組内容】

★次世代育成支援行動計画に基づく取組

（１）子どもの居場所づくり・体験活動の充実
（２）ひとり親家庭への支援
（３）子どもの学びの支援
（４）多様な文化を持った子どもや家庭への支援
（５）発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援
（６）子どもの安心・安全の確保
（７）児童虐待防止対策の充実

★母子保健計画に基づく取組

（１）母と子どもの疾病予防・健康支援
（２）妊娠・出産期からの包括的な支援
（３）相談支援の充実
（４）児童虐待防止対策の充実
（５）地域子ども・子育て支援事業

★子どもの貧困対策計画に基づく取組

（１）教育支援
（２）生活の安定に資するための支援
（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援
（４）経済的支援

★子ども・子育て支援事業計画に基づく取組

（１）保育園等待機児童対策
（２）地域子ども・子育て支援事業

★子ども・若者計画に基づく取組

（１）すべての子ども・若者の健やかな育成
（２）困難を抱える子ども・若者やその家族への支援
（３）子ども・若者の成長のための社会環境の整備
（４）子ども・若者の成長を支える担い手の育成
（５）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

第４章　次世代育成支援行動計画

【背景】

近年，少子高齢化，核家族化の進行や共働き家庭の増加など，子どもと子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており，子育てに対する不安や孤立感を持つ保護者の増加・待機児童問題など，子どもや保護者の子育てをめぐる環境は厳しさを増しています。これらの課題に対応し，子育てをしやすい環境にするために，国や地域を挙げて，子どもや子育て家庭を支援することの重要性が高まっています。

このような中，平成 26 年４月には「次世代育成支援対策推進法」（令和７年３月 31 日までの時限立法）が改正されました。この法律に基づき，市町村は，母性並びに乳幼児の健康の確保・増進，子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備，職業生活と家庭生活の両立の推進等のための「市町村行動計画」（任意）を策定することが定められました。

ひとり親家庭等の支援については，「就業・自立に向けた総合的な支援」へと施策が強化され，「子育て・生活支援策」，「就業支援策」，「養育費の確保支援策」，「経済的支援策」の４本柱により施策が推進される中，平成 26 年に母子及び父子並びに寡婦福祉法，児童扶養手当法が一部改正され，支援体制のさらなる充実が図られています。

市においても，これまで各種の子育て支援の取組を実施してきましたが，今般の社会状況等を踏まえ，次世代育成支援の一層の充実を図るため，「次世代育成支援行動計画」を策定し，上述の計画策定の趣旨に即し，次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

【現状と課題】

男女がともに仕事と子育てを両立できる社会環境を整備していく上で，女性の社会進出や雇用形態の多様化に伴う共働き家庭等の増加によって，待機児童対策が課題となるとともに，小学校入学後も放課後に子どもを預けられる学童保育施設（学童クラブ等）の不足や環境変化による子どもと保護者への負担軽減に対する取組が課題となっています。その課題の打破とともに，次代を担う人材を育成するため，すべての児童・生徒が放課後等を安全，安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができる場所や機会の充実が求められています。

生活困窮世帯についてみると，市では，生活保護受給者数が 3,072 人（平成 30 年度末時点）にのぼり，また，ひとり親家庭（所得制限あり）に対して支給する児童扶養手当の受給者が 1,036 人（平成 30 年度末時点），さらに経済的理由により児童・生徒の保護者に対して援助する就学援助費は，生活保護要保護世帯で 86 人，これに準ずる程度に困窮している 1,587 人（平成 30 年度認定者数）に支給されており，子どもの生まれ育った環境，家庭の経済的理由などによって学ぶ機会を奪われることのないよう，支援する必要があります。

国際化の進展に伴い，市では外国人登録者数が増加傾向にあります。外国にルーツのある子どもの場合には，言葉のみならず，文化，習慣等の違いから様々な場面で戸惑いを抱えていることが考えられます。市で子育てをする外国人の増加も想定されることから，外国人の子育て家庭にも対応できるよう外国語での情報提供について充実していく必要があります。

発達に心配がある子どもや，療育が必要な子どもについては，取組の充実に加え，医療，保健，福祉，教育関係機関等の連携が重要であり，子ども発達センターを核とした地域支援体制の強化を推進していく必要があります。また，健康診査等を通じた早期発見，発達が気になる段階からの支援や就学に向けての相談を充実していく必要があります。

子どもにとって安心・安全な社会環境づくりを整備するため，防犯対策やアレルギー対策等の取組の充実が求められています。また，子ども自ら自身の安全を確保できるよう取組を進める必要があります。

児童虐待対策としては，児童虐待防止センターを調布市子ども家庭支援センターすこやか内に設置し，児童虐待に関する相談や通告を受け付け，早期発見・早期対応に努めています。また，児童虐待予防対策に関連の深い保健センター（健康推進課）では母子保健の観点から，男女共同参画推進センターでは DV（配偶者暴力）の観点から，各種事業や相談業務を実施しています。子育てをめぐる環境の変化により児童虐待は増加しているため，引き続き児童虐待防止に関する啓発に努め，未然防止に取り組むとともに，児童相談所，警察，保育施設や学校，医師会等の関係機関や地域との連携を一層強化し，迅速かつ適切な対応を行う必要があります。また，そのための体制の充実に向けた検討も必要です。

市では，平成 28 年度から保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかを子育て世代包括支援センターと位置づけ，関係機関との連携を図り，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援に向けて取り組んでいます。

1　施策の方向

（1）子どもの居場所づくり・体験活動の充実

家庭内だけでの孤独な子育てをなくし，子育て家庭が親子で集まり，相談や情報交換，交流ができる場所や機会の提供に努めるとともに，放課後等に子どもが自由に遊べる居場所づくり・体験活動の機会づくりを充実します。

（2）ひとり親家庭への支援

ひとり親家庭が必要な支援に確実につながるよう，相談支援事業の充実を図るとともに，福祉，保健，雇用，教育，法務など多岐の分野にわたる関係機関との協力・連携を強化するほか，各種手当や給付金，医療費助成等の経済的な支援を引き続き実施します。

（3）子どもの学びの支援

子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備に向けて，様々な要因から「学び」に困難を抱える児童・生徒等に対して，支援を行います。

（4）多様な文化を持った子どもや家庭への支援

外国人家庭が抱える子育ての不安や悩みを解消し，日常生活を円滑に送ることができるように，市ウェブサイトをはじめとする広報・周知のためのメディア等，多言語による情報提供の充実に努めます。

（5）発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援

発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子ども，すべての子どもたち一人ひとりが，等しく家庭や地域で成長できるような取組を実施し，子どもと，子どもの発達に心配のある保護者等の支援を行います。また，調布市障害者総合計画に位置づけてある障害児支援と連携するほか，小・中学校においては調布市特別支援教育推進計画と連携を図ります。

（６）子どもの安心・安全の確保

近年，不審者による子どもの安全を脅かす事件や事故等が発生しており，子どもの安全の確保は喫緊の課題となっていることから，地域全体で子どもの安全を確保するとともに，子ども自身が主体性を持って自ら事件・事故等から身を守る力を身につけられるよう，取組を進めていきます。

また，食物アレルギーによる事故を防止するため，食物アレルギーに関する正しい知識・対応技術の習得等，事故防止に向けた取組を実施します。

（７）児童虐待防止対策の充実

児童虐待の早期発見，早期対応のため，児童虐待防止センターにおいて継続的な支援を行うとともに，児童及び妊産婦の福祉に関し，切れ目ない支援を行う子育て世代包括支援センター（子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター）等の機能を生かし，虐待の予防に努めます。

また，支援を必要とする児童に適切な対応ができるよう，児童相談所をはじめとする関係機関との連携を強化するとともに，社会的養護施策と連携した取組を実施します。

2　具体的取組

（1）子どもの居場所づくり・体験活動の充実

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
児童館	遊び等を通じて児童の健康を増進し，情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに，乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりを支援します。	児童青少年課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学１年生から６年生までの児童に対して，放課後に適切な遊びや生活の場を与え，その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか，土曜日，夏休み等の三季休業中に実施します。	児童青少年課
放課後子供教室事業（ユーフォー）	放課後の学校施設を利用して，子どもたちが安全に遊べる場所を提供し，楽しく自由に遊びながら，異なる年齢の子どもたちの交流を図り，社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学１年生から６年生までの児童を対象とし，保護者の就労に関わらず利用できる事業です。	児童青少年課
青少年ステーション CAPS の運営	中・高校生世代を対象に，健全な居場所を提供し，専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽，スポーツ，ダンス，クラフト，パソコン等）の活動を支援します。また，多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行います。	児童青少年課
子ども・若者支援地域協議会	ひきこもりや不登校など，様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け，教育や福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し，それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課
中学校の職場体験・宿泊体験（移動教室等）	集団行動や社会との接点となる体験を通じて，規律性，社会性，協調性の育成，達成感や成功体験の機会を充実します。	指導室
青少年交流館の運営	青少年が相互に交流し，社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課

具体的取組	取組概要	所管部署
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，中学生を対象としたジュニアリーダー講習会，高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課
「調布っ子“夢”発表会」の実施	自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに，活動を通じて，まちづくりへの参加意識を高めます。	社会教育課
八ケ岳少年自然の家の運営	青少年が自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて，情操や社会性を育むため，八ケ岳少年自然の家を運営します。	社会教育課

（２）ひとり親家庭への支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子家庭等自立支援教育訓練給付金	主体的な能力開発の取組を支援するもので，対象教育訓練を受講し，修了した場合にその経費の一部を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子家庭等高等職業訓練促進給付金	就業を目的として，国家資格等の取得を目指し，養成機関で修業している方に給付金を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童扶養手当	ひとり親家庭等の状態にあって，18 歳に達した年度の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（育成手当）	ひとり親家庭等の状態にあって，18 歳に達した年度の 3 月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子・父子自立支援員による相談支援	ひとり親家庭の生活上の相談と，その自立に必要な援助や，職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・父子就労支援専門員による就労支援	ひとり親家庭に対して，職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。ハローワークや母子・父子自立支援員と連携し，総合的な支援体制を提供します。	子ども家庭課
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等の要件に該当する母，父または養育者及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで（中程度以上の障害がある場合は，20 歳未満まで）の児童に，医療費の自己負担分（課税世帯は，自己負担分の一部）を助成します。(生活保護受給者，健康保険未加入者は，対象外）所得制限があります。	子ども家庭課
JR 通勤定期乗車券の割引	児童扶養手当受給世帯の方に「JR 定期乗車券購入証明書」を交付します。この証明書を JR の窓口に持参すると，通勤定期券を 3 割引で購入できます。	子ども家庭課
都営交通機関の無料パスの交付	児童扶養手当受給世帯の方 1 人に，都営交通の無料乗車券を交付します。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免	児童扶養手当受給世帯を対象に，上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）を減免します。	子ども家庭課
母子生活支援施設	母子家庭等の母が，生活上の様々な問題のため，子どもの養育が十分できない場合に，母子ともに保護し，入所できる施設です。自立に向けて，その生活を支援します。	子ども家庭課
ひとり親家庭ホームヘルプサービス	ひとり親家庭となった直後や就労に向けた訓練を受講する場合，また，親が一時的な病気などで家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し，食事の世話，育児などを行います。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金の貸付	ひとり親家庭の生活設計の一助として，その経済的自立を助成し，あわせて子どもの福祉を増進するため，各種資金の貸付を行います。	子ども家庭課

（３）子どもの学びの支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
幼児教育への経済的支援	幼児教育の普及充実を図るため，子どもが私立幼稚園等に通園している保護者の方に対して，入園料や保育料等の一部補助を行います。	保育課
ひとり親家庭・生活困窮世帯への学習支援	ひとり親家庭や生活困窮世帯の子どもに対して，学習支援，生活習慣・育成環境の改善，保護者への進学助言等を行います。	子ども家庭課 生活福祉課
受験生チャレンジ支援貸付	経済的に困難を抱える世帯の子どもたちの進学に向けた取組を支援するため，中学校３年生，高校３年生またはこれに準じる方（高校中途退学者，高卒認定試験合格者，定時制高校４年生，浪人生等）を養育している世帯に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は返済が免除になります。	福祉総務課

（４）多様な文化を持った子どもや家庭への支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
英語版健診案内，電子翻訳機	外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流協会との連携を図ります。	健康推進課
日本語指導教室	外国にルーツがある，または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し，日本語指導等を行い，学校生活への早期適応を図ります。	指導室

（５）発達の遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもへの支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児保育	集団保育が可能な障害児を保育園でお預かりします。（園ごとに受入児童数が異なります）	保育課

具体的取組	取組概要	所管部署
心身障害児教育事業費補助金	障害児の就園及び障害児教育の充実を図るため，障害のある児童が通園している幼稚園に対し助成します。	保育課
個に応じたきめ細かな支援	幼稚園，保育園，小学校，中学校との連携に加え，子ども発達センター等の関係機関との連携を進めます。あわせて，就学前の教育・保育を小学校に，また，小学校における教育を中学校にスムーズにつなげ，児童・生徒が学校生活を不安なく過ごせるよう，就学支援シートの活用を進めます。	保育課 子ども発達センター 指導室
児童育成手当（障害手当）	身体障害者手帳１級・２級程度，愛の手帳１～３度程度，脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ 20 歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
特別児童扶養手当	身体障害者手帳１～3 級程度，愛の手帳 1～3 度程度もしくは同程度の疾病，身体または精神に障害のある 20 歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
上・下水道料金及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料の減免（特別児童扶養手当受給世帯）	特別児童扶養手当受給世帯を対象に，上・下水道料金の基本料金等及び家庭ごみ・粗大ごみ処理手数料（家電リサイクル法の適用となる粗大ごみは除く）を減免します。	子ども家庭課
巡回相談	学童クラブで，配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため，専門職員が訪問し，職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。	児童青少年課
学童クラブにおける障害児対応	すべての学童クラブにおいて障害児の受入を行っているとともに，既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブを整備します。	児童青少年課
学童クラブ障害児等送迎事業	全学童クラブ施設において，学童クラブ入会にあたり，送迎を要件とする障害児及び配慮を要する児童のうち送迎を希望する児童の学校から学童クラブへの送迎を行います。	児童青少年課
地域福祉計画の策定・推進	地域福祉を総合的に推進するため，地域福祉推進会議等を通じて検討・協議を行い，計画を策定・推進します。	福祉総務課
総合福祉センター放課後等デイサービス事業	障害のある児童に日中活動の場所を提供し，音楽療法を中心に専門的な療育を行います。	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
障害福祉サービス費の支給	障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス（居宅介護，同行援護，行動援護，短期入所）及び計画相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
在宅障害者ショートステイ事業	中学生以上の知的障害児の保護者が病気や所用，その他休養が必要となった場合等，一時的に介護が困難になった場合に，障害児本人をお預かりします。	障害福祉課
障害児通所支援費の支給	児童福祉法に基づく障害児通所支援（児童発達支援，医療型児童発達支援，放課後等デイサービス，居宅訪問型児童発達支援，保育所等訪問支援）及び障害児相談支援の利用に係る費用を支給します。	障害福祉課
障害児福祉手当	身体障害者手帳１～２級程度の方，愛の手帳１～２度程度の方，または上記と同等の疾病・障害のある方で，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
重度心身障害者手当	重度の知的障害と著しい精神障害を有する方，重度の知的障害と重度の身体障害を有する方，重度の肢体不自由で四肢機能障害を有し，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
心身障害者福祉手当	身体障害者手帳１～４級，愛の手帳１～４度，脳性麻痺，進行性筋萎縮症の方で，一定の要件を満たす方に手当を支給します。	障害福祉課
心身障害者扶養共済制度	障害者を扶養する保護者が一定の掛金を納付することにより，その保護者に万一のことがあった場合，障害者に終身一定額の年金を支給します。	障害福祉課
身体障害者手帳愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳	身体障害，知的障害，精神障害のある方に障害者手帳を交付します。身分証明になるとともに，各種福祉サービスを受ける際に必要です。	障害福祉課
身体障害者手帳・診断書作成料の助成	身体障害者手帳の交付（再交付）申請時に必要な診断書料金を助成します。（上限 5,000 円）	障害福祉課
障害者総合計画の策定	障害者福祉を総合的に推進するため，計画策定委員会等を通じて検討・協議を行い，障害者計画（障害者基本法）及び障害福祉計画（障害者総合支援法），障害児福祉計画（児童福祉法）を策定します。	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
在宅障害者（児）委託型緊急一時保護事業	障害者（児）の家族の方が病気や所用で一時的に介護が困難になった場合に，障害者（児）本人をお預かりします。 1　宿泊保護 4 箇所 （重症心身障害者，身体障害者，障害児） 2　日帰り保護 1 箇所	障害福祉課
ヘルプカードの配付	障害のある方が普段から身につけておくことで，緊急時や災害時，日常の困ったときに，周囲の配慮や手助けを受けやすくするためのヘルプカードを配布します。	障害福祉課
日常生活用具・設備改善費の給付	在宅の障害者に対して日常生活用具の購入，住宅設備の改善及び屋内移動の設備に要する費用の全部または一部を支給することによりその経済的負担を軽減します。	障害福祉課
補装具費の支給	補装具の購入や修理に要する費用の一部を支給します。	障害福祉課
中等度難聴児補聴器購入費助成金	中等度難聴児に対し，対象補聴器の購入費用を一部助成します。	障害福祉課
訪問入浴サービス	家庭において入浴することが困難な身体障害者の自宅へ訪問入浴車を派遣し，室内で入浴のサービスを行います。	障害福祉課
子ども発達センター	18 歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を受けるほか，未就学児を対象としたグループ指導，通園事業，子ども施設支援事業，一時預かりを実施します。	子ども発達センター
子ども発達センターの児童発達支援センターへの移行・運営	子ども発達センターでは，給食提供機能を整備することにより，児童発達支援事業を拡充し，「児童発達支援センター」へ移行します。地域における障害児支援の中核的施設として，地域の障害児やその家族，障害児が通う他の施設・事業所に対し，専門的な支援を行います。	子ども発達センター
交流保育	通園事業利用児童が，保育園で過ごし，地域の園児とふれあう事業を実施します。	子ども発達センター

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児通園事業（児童発達支援事業）	専門的支援を必要とする障害のある 3～5 歳児を対象に，児童発達支援事業を実施し，子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：１日 40 人 ・実施時間：午前 9 時 30 分から午後 2 時 30 分まで ・日数：週 5 日（月～金曜日）	子ども発達センター
発達支援事業	発達に遅れやかたよりのある子どもとその家族に対して，年齢や一人ひとりの発達に応じた専門的なグループ指導や個別指導を行うことにより，子どもの健やかな成長とその子育て家庭を支援します。グループ指導・個別指導のほか，保護者に対し勉強会，面談等を実施するとともに，子どもの通う幼稚園・保育園に対し，相談・助言を行い，連携を図ります。	子ども発達センター
緊急一時養護事業	子ども発達センターにて，家族の病気や冠婚葬祭等で一時的に養育が困難となった場合に，発達に遅れやかたよりのある子ども，障害のある子どもを対象として，緊急一時養護事業（一時預かり）を実施します。	子ども発達センター
利用者送迎事業	調布市子ども発達センターを利用する子どもと保護者の送迎を行います。	子ども発達センター
子ども施設支援事業	子ども施設等で，配慮を必要とする子どもの成長・発達を支援するため，専門職員が訪問し，職員に関わり方や環境整備等の助言を行います。そのほか，子ども施設の職員向けの講習会等を開催します。	子ども発達センター
子ども発達センター運営会議	有識者・NPO 法人「調布心身障害児・者親の会」・通園事業父母会・子ども発達センター利用者友の会・関係課等で構成する「子ども発達センター運営会議」において，発達に遅れやかたよりのある子どもまたは保護者等のニーズに応じることができるよう，保護者や関係機関等の意見を事業に反映させるとともに，必要な協力体制等を検討します。	子ども発達センター
障害児福祉教育連携会議	個別記録票「ｉ－ファイル」の書式見直しや，発達に遅れやかたよりのある子どもたちへの一貫した支援について，関係機関での情報交換と共通認識・必要な協力体制の構築等を図るため，連携会議を開催します。	子ども発達センター

具体的取組	取組概要	所管部署
ｉ－ファイルの活用促進	医療機関，保育園，幼稚園，学校等で，子どもが一貫した継続的な支援が受けられるように，今まで受けてきた支援内容をまとめて保管できるファイルです。この「ｉ－ファイル」を保護者に配布するほか，関係機関に周知します。	子ども発達センター
小島町歯科診療所	障害のある方で地域開業医では困難な歯科治療を行います。	健康推進課
特別支援教育の推進	特別支援教育推進計画により，特別な支援が必要な児童・生徒一人ひとりの能力を最大限伸ばすため，校内通級教室の体制の充実，個別の教育支援計画及び個別指導計画の作成や専門家チームによる巡回相談の実施等，特別支援教育を推進します。	指導室
遊ｉｎｇ，杉の木青年教室の実施，のびのびサークルの支援	障害のある方を対象に様々な社会体験活動を実施することで，集団生活や他人との関わり方などの社会性を学ぶ機会を提供します。	社会教育課
個に応じたきめ細かな教育相談の充実	悩みや不安を抱える子どもや保護者一人ひとりの心に寄り添い，関係機関と連携を図りながら来所相談，電話相談，就学相談等の教育相談を実施し，きめ細かな対応に努めます。	指導室（教育相談所）
就学相談に必要な医師の診察記録作成文書料の助成	就学相談，転学相談または通級指導学級入級相談を受けるときに必要な医師の診察記録の作成に要する文書料を助成します。	指導室（教育相談所）

（６）子どもの安心・安全の確保

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
アレルギー対策事業	医師や専門相談員による個別相談や講演会，生後２～６か月児を持つ保護者にスキンケア教室を実施し，アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	健康推進課
学校施設におけるシックハウス対策の実施	児童・生徒が安心して学ぶことができる学校施設の環境を維持するため，必要な検査や対策を行うとともに，情報共有のための会議を実施します。	教育総務課
通学路の安全・安心の確保	通学路を撮影する防犯カメラを設置するとともに，学校・教育委員会・警察・道路管理者等が市立小学校の通学路の安全点検を実施し，可能な安全対策を行います。	学務課
学校と医師会等との連携	教育・医療連携会議を実施し，学校で対応が困難な事案等について相談し，助言を求めます。	学務課
アレルギーホットラインの運用等関係機関との連携	学校や保育園等関係機関が，食物アレルギーと思われる症状が発症した際に，適切な対応がとれるよう，慈恵第三病院の医師よる相談，研修等を実施します。	学務課 指導室
命の教育	自他の生命（いのち）を大切にすることや他者との違いを理解し，互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進します。	指導室
安全教育の推進	「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」を実施し，避難訓練等を通じて安全教育・指導を推進します。	教育総務課 指導室
「こどもの家」の普及啓発の推進	子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行います。	社会教育課
調布子ども安全・安心パトロール	下校時の児童・生徒の安全を守るため，調布市内を４つのブロックに分け，学校周辺の通学路を中心に，青色回転灯を装着した車両により，下校が始まる時間帯からパトロールを実施します。また長期休暇期間においては日中の時間帯にパトロールを実施します。	総合防災安全課

（７）児童虐待防止対策の充実

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
要保護児童対策地域協議会	要保護児童等への適切な支援を図るため，情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議，実務者による会議のほか，個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか，当該協議会の枠組みを通じ，関係者間で積極的な情報共有を行います。	子ども政策課
オレンジリボンキャンペーン	児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに，児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である 11 月にその取組を強化していますが，児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子ども政策課
養育家庭体験発表会	様々な事情から家庭で暮らすことのできない子どもと，養子縁組を目的とせず一定期間養育する里親制度の普及のため，里親体験による発表会を都と合同で開催します。	子ども政策課
児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）	市内で児童養護施設が住居を借り上げ，養護施設退所者等に一定期間提供するとともに，就労，学業，日常生活等の支援及び相談等の援助を行う事業に要する費用の一部を市が助成します。	子ども政策課
調布市大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業	経済的に支援を必要とする大学等在学者に対して給付金を支給することで，当該大学等在学者の生活の安定を図ります。	子ども政策課
児童虐待防止センター	子ども自身や保護者，地域の方から児童虐待に関する相談や通告を受け付ける窓口です。ケースワーカーのほか，臨床心理士・精神保健福祉士等の専門スタッフが電話・来所等での相談を受け，関係機関と連携しながら迅速かつ的確に支援します。	子ども政策課
養育支援訪問事業	養育支援が特に必要な家庭を訪問して，児童虐待の発生を予防するとともに，家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児，家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課

具体的取組	取組概要	所管部署
母子・女性緊急一時保護	緊急に保護を要する母子または女性に対し，必要な保護と相談・援助等を行い，自立への手段を講ずるまでの応急的な支援を行います。	子ども家庭課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）	助産師等が生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し，助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い，不安の解消を図ります。	健康推進課
親子のメンタルケア相談	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし，育児の大変さを共有し合うことで，育児の負担感を軽減するためにグループワークを実施します。	健康推進課
いじめ・虐待の防止と対応	スクールカウンセラーによる小学校5年及び中学校1年の全児童・生徒に対する面接を実施し，子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じ，未然防止，早期発見，早期対応に努めます。	指導室
女性の生きかた相談	DV 等女性が抱える様々な悩みについて，相談者自身が問題解決の糸口を見出せるよう，面接・電話による相談を受け付けています。必要な情報を提供する等，関係機関と連携を図りながら支援します。	男女共同参画推進課
DV についての講演会・講座等	11 月 25 日「女性に対する暴力撤廃日」（国連），11 月 12 日～25 日「女性に対する暴力をなくす運動」（内閣府男女共同参画推進本部）期間にあわせて，DV についての講演会・講座等を開催します。	男女共同参画推進課

第５章　母子保健計画

【背景】

少子高齢化や核家族化，地域のつながりの希薄化など社会状況の変化等に伴い，子育て環境が変化する中で，安心して子どもを産み，子どもがより健やかに育まれるためには，地域での医療や福祉，教育等に関する各種取組との連携のもと，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない母子保健サービスが提供されることが重要です。

どの地域においても，一定の質の母子保健サービスが受けられて，生命が守られるためには，健康格差の解消や，疾病や障害，経済的な状況等の個人や家庭環境の違い，多様性を踏まえた母子保健サービスの実施が求められています。

母子保健法の一部改正により，平成９年４月からそれまで保健所で実施されていた母子保健サービスが住民に身近な市町村での実施となったことから，市では，平成 14 年に母子保健計画を策定し，安心して子育てができるまちづくりを目指して母子保健事業を展開してきました。平成 17 年には次世代育成支援対策推進法に基づき，調布っ子すこやかプラン（調布市次世代育成支援行動計画）を策定し，以降は母子保健に関する事項も包含し，母子保健施策の推進を図ってきました。

このような中，平成 28 年６月に母子保健法が改正され，子育て世代包括支援センター（法律上の名称は母子保健包括支援センター）の設置が法定化され，母子保健と子育て支援を一体的に提供する包括的な支援が求められています。この妊娠・出産包括支援事業の一つである，出産直後の母子に対して心身のケアやサポート等のきめ細かい支援を実施する産後ケア事業が母子保健法上に位置づけられました。市では既にデイケアを実施をしておりますが，心身のケアや育児のサポートを受けることで産後も安心して子育てができるよう支援体制のさらなる充実が必要です。

計画の策定にあたっては，国が推進する「健やか親子 21（第２次）」で示された課題や指標を基本とし，市，関係者，関係機関，団体，地域などが共通認識に基づき，目指す姿に向かって市の母子保健（健康支援・子育て支援）を推進していきます。

【現状と課題】

母子を含む子育て家庭の健康管理と子どもの健やかな成長を促すためには，妊娠期からの子育てに関する不安の解消に向けた支援が重要です。

少子高齢化，核家族化，地域のつながりの希薄化等の進行に伴い，地域において妊産婦やその家族を支える力が弱まる中，子育てに関する知識や経験のないままに妊娠・出産・育児を迎える親が増えており，育児に不安を抱えた中での日々を送る母親も少なくありません。また，児童虐待防止の観点からも予期せぬ妊娠に対応できる相談体制を整備し，妊娠期から支援を要する妊婦を早期に把握して継続的な支援につなげる必要があります。

妊娠・出産は女性のライフサイクルにおける人生の転換期でもあり，様々な視点での支援が重要です。

市では，平成 28 年 9 月から母子健康手帳の交付時に「ゆりかご調布事業」を同時に行い，保健師等の専門職が妊婦と面接を行い，育児サービス等の適切な情報提供や相談を行っています。出産後は，「こんにちは赤ちゃん訪問」による産後早期からの相談・支援，妊婦健康診査や各種の乳幼児健康診査等の健康支援により妊娠・出産期から子育てについての不安解消を図っています。また，「もうすぐママ・パパ教室」を実施し，妊娠中の生活や喫煙の健康への影響，出産等の子育ての正しい知識や出産・子育てに向けた仲間づくり等，子育て世代の総合的な子育て力の向上について取り組んでおり，主に妊娠期，出産期におけるサポートを行っています。

支援にあたっては，庁内外の関係機関で必要な情報を共有して対応するほか，医療，福祉，保育をはじめとする関係機関と連携しています。今後はさらなる地域とのネットワークを強化し，地域全体で切れ目ない支援を推進していく必要があります。

【前回計画の評価】

母子健康手帳交付時にすべての妊婦を対象に，「ゆりかご調布事業」を実施し，保健師等の専門職が面接相談を行って，妊娠・出産に関する相談や不安の軽減を図るとともに，妊娠期から子育て期にわたって利用できる母子保健事業や子育てサービスの情報提供を行いました。支援が必要な妊婦には家庭訪問や医療・福祉機関等と連携しながら支援の継続に努めました。

出産後は，すべての赤ちゃんを対象にした助産師等による「こんにちは赤ちゃん訪問」を行い，母子の健康状況の確認や母親の育児の相談等を行いました。

安心して子育てができる支援体制の確保を目的とした「産後ケア事業」を開始するなど出産後，家族等から十分な家事及び育児などの援助が受けられない産婦及び乳児を対象に心身のケアや育児のサポートを図りました。

乳幼児健康診査や健康相談では，発育状況の確認とともに健やかな成長を支援するために必要に応じた助言や対応に努めました。また，健康診査を受けていない，転出入の対象者には受診勧奨や家庭訪問をするなど一人ひとりの子どもの成長の確認や相談に対応しました。

子育て期には，年齢や発育課題に応じた健康教育や健康相談を実施し，保護者の悩みに寄り添いながら子育てのサポートを行いました。

疾病予防に重要な予防接種を適切な時期に安心して受けられるよう，丁寧な説明及び情報提供を行いました。

ゆりかご調布事業とは？

ゆりかご調布事業は，母子健康手帳交付の際に，調布市にお住まいのすべての妊婦を対象に保健師などの専門職が面接相談を行う事業です。「妊娠期はどんなふうに過ごせば良いか？」「安全に出産を迎えるために気を付けることは？」「産後の生活のイメージがつかない。」など，様々な気持ちや不安を聞きながらお話をうかがいます。心配事にあわせて妊娠・出産・子育てに関するサービスや施設を案内し，妊娠期から安心して過ごせるようサポートします。

面接を受けられた妊婦さんには，赤ちゃん用の肌着やおもちゃなどのギフトを差し上げています。

妊娠・出産・子育てと嬉しい出来事ではありますが，女性にとって，またご家族にとって大きな変化のある時期で，心配はつきない不安定な時期でもあります。子育ては親だけでがんばろうとせず，周囲の様々な人の手を借り，地域みんなで行うものです。最近は，生まれたばかりの赤ちゃんを身近で見たり，お世話したりする機会が少ないかと思いますので，お気軽にご相談ください。

○「ゆりかご調布面接」利用方法

「ゆりかご調布面接」利用方法

○市内２か所の「子育て世代包括支援センター」で母子健康手帳の交付と同時にご利用いただけます。

○転入の方など，すでに母子健康手帳をお持ちの方の面接も随時行っています。

○所要時間は４０分程度です。

（１）健康推進課（保健センター）
０４２－４４１－６１００
小島町２－３３－１たづくり西館４階
平日は予約不要です。

（２）子ども家庭支援センターすこやか
０４２－４８１－７７３３
国領町３－１－３８ココスクエア２階
お電話での予約が必要です。

詳しくは市報，ＨＰでご確認ください。

1　施策の方向

（1）母と子どもの疾病予防・健康支援

母と子どもの健やかな成長を支援するため，妊婦健康診査の公費負担による母体の健康管理を行うとともに，子どもの発達段階に応じた各種健診を受けられるよう，未受診者の状況把握を行い，必要に応じて関係部署が連携して適切な支援を行います。乳幼児健康診査は，市がすべての親子と対面する機会として，相談しやすい体制づくりを行います。また新生児期の聴力異常の早期発見のため新生児聴覚検査を公費による支援を行い，継続した支援が必要な場合には，医療や療育への引き継ぎをサポートしながら保護者の不安の軽減に努めます。

さらに，アレルギー対策については，相談体制の充実に努めるとともに，乳幼児等に携わる関係機関を含む職員の知識の向上・共有を図ります。

保護者の健康状態は，子どもの健やかな心身の成長に大きく影響を与えるため，保護者への健康支援や，すべての子どもに対する発達段階に応じた各種健診や予防接種事業が円滑に行われるよう，医療機関との連携を強化した体制整備に努めます。

また，妊娠期からの早期支援をより確実に実施するために，妊婦の健康管理を担う医療機関と円滑に連携できる体制を整えます。母親の喫煙や受動喫煙が，胎児及び乳幼児に及ぼす影響についてもゆりかご調布などのさまざまな機会を通じて正しい知識の普及に取り組みます。

さらに，今後も引き続き出産前後の家庭への訪問，相談等のきめ細かな支援を実施することで，保護者の育児負担の軽減と早期対応に努めます。

（2）妊娠・出産期からの包括的な支援

妊娠届出の窓口を，子育て世代包括支援センターが設置されている保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかの２箇所に設置し，保健師等の専門職が妊婦と面接することで，妊婦の体調の相談や子育てサービス等の情報提供を行い，妊娠・出産・育児への不安の軽減を図りながら安心して出産・子育てができるように支援します。また，関係機関とのネットワークの強化を図るとともに地域共生社会を視野に入れた地域全体で子育てを支援するまちづくりを目指します。さらに，就労している母親が増えていることから，母親（両親）学級を，参加者のニーズにあわせた内容に見直して提供していきます。

生後４か月までの乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）については，すべての家庭を助産師等が訪問し，母子の健康に関する相談や助言を行うとともに，子育て支援に関する情報提供を行い，出産後早期からの支援を図ります。また，産後うつを早期に把握し適切に対応するとともに，家族のサポートを受けられ

ない母子が休息や不安の解消ができるよう，産後ケア事業の内容の見直しと充実を図っていきます。

さらに，専門医・専門相談員による健康診査と個別相談を引き続き行い，母子保健施策と子育て施策を一体的に提供する妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の充実に向けた取組を推進していきます。

（３）相談支援の充実

子育て家庭の不安をやわらげるため，子育て支援の中核的役割を担う子ども家庭支援センターすこやかとともに，各家庭の状況に応じた事業の利用支援や様々な相談に応じられるよう支援の充実を図ります。

また，育てにくさを感じる子どもの成長発達に応じた対応方法について，個別相談や親子グループへの参加を促し，育てにくさの負担感の軽減に努めます。発達に課題のある子どもについては，保護者の気持ちに添いつつ，子ども発達センターへつなげるなど適切な療育が受けられるよう支援していきます。また，日本での子育てに不安を感じる外国人に対して，円滑なコミュニケーションが行えるように英語表記等での案内や翻訳機を使用し，各々の文化に配慮しながら相談に応じたり，情報提供を行います。

（４）児童虐待防止対策の充実

こんにちは赤ちゃん訪問や乳幼児健康診査等を通じて，育児に不安や困難を抱える保護者を把握するとともに，保護者の気持ちに寄り添いながら，個別相談や親同士のミーティング等でメンタル面のケアを行い，負担感の軽減に努めることで虐待に移行しないよう未然に防ぎます。また，母親（父親）学級で産後うつに関する正しい知識の啓発を行い，早期に相談や支援につながるように努めます。さらに，ゆりかご調布面接では，予期せぬ妊娠の把握にも努めながら相談体制を整え，育児支援施策を充実させるとともに，虐待防止センターとの連携を強化しながら，各家庭に応じたサービスにつなげる等の対応を行い，親子の支援を行います。

（５）地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援事業計画に掲げる確保方策に基づき，母子保健に関わる地域子ども・子育て支援事業を実施します。

2　具体的取組

（1）母と子どもの疾病予防・健康支援

■具体的取組（母子保健事業に関わる事業）■

具体的取組	取組概要	所管部署
乳幼児健康診査	発育発達状況を確認し，疾病や異常を早期に発見することで適切な治療や療育に結びつけます。保護者の心理的負担や喫煙等による健康への影響についても確認しつつ,保護者の不安を聞き育児支援を行います。	健康推進課
乳幼児発達健康診査	乳幼児健康診査の結果などから運動発達遅滞や精神発達遅滞が疑われる乳幼児に対して，小児神経学の立場から発達に重点をおいた健康診査を実施し，障害の早期発見，早期療育に努めます。	健康推進課
乳幼児経過観察健康診査	乳幼児健康診査の結果，要経過観察と判断された乳幼児などを対象とし，健全育成を目的とするとともに異常の早期発見を行います。	健康推進課
乳幼児精密健康診査	先天性代謝異常検査や，乳幼児健康診査の結果，診断の確定について不十分な点を補うため，専門医療機関で精密健康診査を実施します。	健康推進課
こどもの相談室	言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び，育児の悩みや不安を持つ保護者に対し，具体的に育児の上での問題や遊び方への指導と助言を行います。	健康推進課
アレルギー対策事業（再掲）	医師や専門相談員による個別相談や講演会，生後２～６か月児を持つ保護者にスキンケア教室を実施し，アレルギーに関する正しい知識の普及と様々な不安の解消に努めます。	健康推進課
子ども歯科相談室	低年齢児からの歯科衛生教育・歯みがき指導を実施し生涯を通して食事が楽しめることを目標に，歯科疾患予防の動機づけと意識の向上を目指します。	健康推進課
食べ方相談	離乳食開始から就学前までの乳幼児を対象に，摂食嚥下専門医による個別相談を行います。	健康推進課
特定不妊治療費助成	医療保険が適用されない不妊治療費の一部を助成することにより，経済的負担を軽減します。	健康推進課

具体的取組	取組概要	所管部署
妊婦健康診査	健康診査により，健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。	健康推進課
妊婦歯科健診	妊娠中はホルモンバランスなどの影響により，歯科疾患の増加が見られるため，歯科疾患の早期発見・早期治療への動機づけを行います。	健康推進課
新生児聴覚検査	難聴が早期に発見され，音声言語発達等への影響が最小限となるよう新生児聴覚検査の費用を助成します。	健康推進課
母子栄養強化乳製品支給扶助	経済的理由で適切な栄養の摂取が困難な母子に対し，粉ミルクを支給します。	健康推進課
妊産婦・乳幼児保健指導票交付	経済的理由のある妊産婦，乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。	健康推進課
予防接種	予防接種法に基づく予防接種で，定められた種類の予防接種を定められた期間内に個別医療機関で実施します。	健康推進課
子ども発達センター（再掲）	18 歳未満の子どもとその保護者を対象に発達に関する相談を受けるほか，未就学児を対象としたグループ指導，通園事業，子ども施設支援事業，一時預かりを実施します。	子ども発達センター

（２）妊娠・出産期からの包括的な支援

■具体的取組（母子保健事業に関わる事業）■

具体的取組	取組概要	所管部署
子育て世代包括支援センター	保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携しながら，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援等と，乳幼児施設連絡会を活用しながら地域ネットワークの強化を図ります。連携強化のため月１回の会議も行います。	健康推進課 子ども政策課
ゆりかご調布事業	妊娠届出をしたすべての妊婦に専門職による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調を確認しながら,飲酒･喫煙による母子への影響についての話,サポート状況等について相談支援を実施しながら，不安を軽減し母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うことで安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	健康推進課
母親（両親）学級	子育ての仲間づくりの手助けや両親が協力して出産，育児に取り組める動機づけをします。妊娠中の栄養や口腔の健康についての集団教育, 母親の喫煙が胎児に及ぼす影響,産後の赤ちゃんとの生活，沐浴などの実技を行い不安の解消を図ります。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	助産師等が生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し，助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い，不安の解消を図ります。	健康推進課
産後ケア事業	家族等から支援を受けられない産婦及び乳児に対し，母親の休養や助産師による授乳相談・育児相談など心身のケア及び育児サポートを行い，安心して子育てができる支援体制の確保に努めます。	健康推進課
わくわく育児教室	乳幼児期の様々な成長過程の課題を理解し，育て方の工夫や子育てに関する考え方，知識を学ぶ機会を提供します。６～８か月を対象にしたクラスでは，口腔の発達を視点とした離乳食の与え方や生活リズムについて集団教育を実施します。１歳～１歳２か月を対象としたクラスでは，子どもの成長，発達にあわせた食事や，虫歯予防の基礎知識を中心に実技を交えて実施します。	健康推進課
乳幼児施設連絡会(地域ネットワークづくり)	市の福祉圏域（８圏域）を意識し，乳幼児施設連絡会等を活用して地域のネットワークづくりを行います。	児童青少年課

（３）相談支援の充実

■具体的取組（母子保健事業に関わる事業）■

具体的取組	取組概要	所管部署
こどもの相談室（再掲）	言語の発達や心理面・運動機能面で経過観察が必要な乳幼児及び，育児の悩みや不安を持つ保護者に対し，具体的に育児の上での問題や遊び方への指導と助言を行います。	健康推進課
食事なんでも相談	栄養士による食事に関する個別相談を行います。	健康推進課
地域健康相談・健康教育	児童館や学童クラブ，保育園，幼稚園などに出向き，命の大切さや喫煙についての健康教育をしながら，親子の健康相談の場を持ち，地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。	健康推進課
英語版健診案内，電子翻訳機（再掲）	外国人の子育て家庭等と円滑なコミュニケーションを図り必要な支援を行えるよう母国語での対応や国際交流協会との連携を図ります。	健康推進課

（４）児童虐待防止対策の充実

■具体的取組（母子保健事業に関わる事業）■

具体的取組	取組概要	所管部署
親子のメンタルケア相談（再掲）	育児不安や育児困難を訴えている母親を対象とし，育児の大変さを共有し合うことで，育児の負担感を軽減するためにグループワークを実施します。	健康推進課
訪問・来所・電話等による相談	保健師等の専門職が，育児や子どもの成長発達，保護者の体調などの相談にのりながら，子育てサービスを案内したり，関係機関と連携しながら支援を行います。	健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	助産師等が生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し，助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い，不安の解消を図ります。	健康推進課

具体的取組	取組概要	所管部署
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要な家庭を訪問して，児童虐待の発生を予防するとともに，家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児，家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課

（５）地域子ども・子育て支援事業

■具体的取組（母子保健事業に関わる事業）■

具体的取組	取組概要	所管部署
利用者支援事業	多様な教育・保育や事業が用意され，待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく，子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを，確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。	子ども政策課 保育課 健康推進課
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）（再掲）	助産師等が生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し，助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い，不安の解消を図ります。	健康推進課
妊婦健康診査（再掲）	健康診査により，健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。	健康推進課

3　目標

母子保健計画に掲げる取組の効果を測定するため，下記の数値目標を掲げます。

■数値目標（一覧）■

	現状（H30 年度）	目標（令和 6 年度）
妊婦健診受診率	96.9%	上げる
ゆりかご調布実施率	93.4%	100.0%
こんにちは赤ちゃん訪問実施率	96.3%	100.0%
う歯のない子どもの割合（1 歳 6 か月児）	99.5%	上げる
う歯のない子どもの割合（3 歳児）	93.6%	上げる

子育て世代包括支援センターとは？

子育て世代包括支援センターは，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行うところです。

調布市では，保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかがその役割を担っています。

母子健康手帳の交付の際のゆりかご調布面接から始まり，乳幼児健診などの母子保健事業や，産前・産後支援ヘルパー事業などの子育てサービスを提供するほか，妊娠・出産・育児に不安や悩みを抱えている保護者に，保健師などの専門職が寄り添いながら相談支援を行います。また，保育園や医療機関などの関係機関と連携しながらより良いサポートができるよう調整しています。

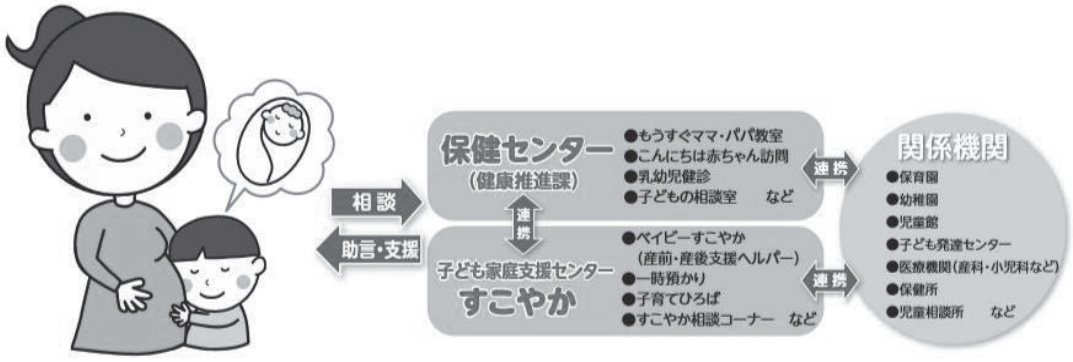

第６章　子どもの貧困対策計画

【背景】

次代を担う子どもたちが，自分の可能性を信じて今を生き，前向きに挑戦しながら，未来を切り拓いていけるような環境づくりが何よりも重要です。しかしながら，その生まれ育った環境の事情等により，子どもの現在及び将来が左右されることも現実には生じています。子どもの相対的貧困率は，国民生活基礎調査（厚生労働省）によると，平成 21（2009）年に 15.7%，平成 24（2012）年に 16.3%に上昇し，平成 27（2015）年に 13.9%と 12 年ぶりに改善しましたが，子どものおよそ 7 人に 1 人が貧困状態にあるという厳しい状況にあります。また，ひとり親世帯の貧困率は，50.8%と引き続き高い水準となっており，ひとり親世帯の過半数が貧困状態にあります。このような中，子どもの生育環境を整備するとともに，教育を受ける機会の均等を図り，生活の支援，保護者への就労支援などをあわせて子どもの貧困対策を総合的に推進することを目的として，平成 25 年「子どもの貧困対策の推進に関する法律」（以下「法律」という。）が成立し，平成 26 年 1 月に施行されました。また，同年 8 月には，「子供の貧困対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）が閣議決定され，子どもの貧困対策に関する基本的な方針のほか，子どもの貧困に関する指標及び指標の改善に向けた重点施策等が定められました。さらに，令和元年 6 月，法律の一部が改正され，同年 9 月に施行されました。改正法では，目的や基本理念の充実や大綱の記載事項の拡充等が定められ，同年 11 月には新たな大綱が策定されました。

市においても，これまで各種の子どもの貧困対策の取組を実施してきましたが，今般の国や都の状況に鑑み，一層の充実を図るため「子どもの貧困対策計画」を策定し，子どもの現在及び将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう，また，貧困が世代を超えて連鎖することのないよう，必要な環境整備と教育の機会均等を図り，すべての子どもが心身ともに健やかに育成され，夢や希望を持つことができるよう，子どもの貧困の解消に向けて，子どもの貧困対策を総合的に推進します。

【現状と課題】

「調布市 子どもの生活実態に関する分析報告書」（平成 29 年）によると，市における生活困難を抱える子どもの割合は，約５～７％の子どもが困窮層※，12～16%が周辺層※となっており，また生活困難は年齢が高い層ほど多く発生しています。

ひとり親世帯の割合は子どもの年齢が高いほど高いという傾向があり，また子どもの１割程度がひとり親世帯に属し，ひとり親世帯の困窮層は約２割にのぼる状況において，16-17 歳では 47.3%と約半数が生活困難層であり，教育費をはじめ，負担が増大する高校生世代の子どもがいるひとり親世帯に対する支援の充実が求められます。また，無職や低所得のひとり親世帯の親に対する就労支援の充実が必要となっています。

家計の状況においては，約１割弱の調布市の子どもの家庭において食料や衣料が買えなかった経験があり，２～４％の子どもの世帯で電話，電気，ガス，水道，家賃などの滞納経験があります。

さらに，学習面についてみると，中学２年生の生活困難層では，5.6%が学校の授業が「ほとんどわからない」と回答し，家庭において勉強する環境が整っていない子どもが生活困難層に多い傾向があり，補習の機会や自習室の確保など，学習支援の充実が必要といえます。

また，13 歳から 39 歳までの市民を対象とした「調布市子ども・若者意識調査」（平成 30 年）では，市が特に取り組むべきこととして，５割強の方が「年齢や経済的な心配のない学習環境等の充実」を望んでいることがわかりました。

※ 生活困難層の定義（平成 28 年「東京都子供の生活実態調査」による）は以下の３つの軸で，２つ以上該当する世帯を「困窮層」，１つのみ該当する世帯を「周辺層」，また「困窮層」と「周辺層」をあわせて「生活困難層」，１つも該当しない世帯を「一般層」と定義しています。

１．低所得…厚生労働省の国民生活基礎調査による相対的貧困基準を下回ること

２．家計の逼迫…公共料金や家賃の滞納，食費等の不足など家計のやりくりの厳しさ

３．子どもの所有物や体験の欠如…家族旅行や遊園地等に行く，学習塾や習い事に行く,誕生日やクリスマスのプレゼントをもらう等

1　施策の方向

（1）教育支援

すべての子どもが意欲的に勉学に励み，将来，子どもたちが希望する進路に進み，多様な職業の選択ができるよう，乳幼児期の保育・教育の確保をはじめ，学習環境の整備や教育の機会均等の確保，教育費の負担軽減など総合的な対策を進めます。

（2）生活の安定に資するための支援

生活に窮する子育て家庭における経済的負担の軽減や健康管理意識の啓発，子育てに関する支援を総合的に行います。

また，地域や学校，家庭が相互に連携して，子どもの生活習慣の改善や居場所づくりを推進するとともに，子ども食堂の実施等，子どもの居場所づくりを行う民間活力を積極的に支援します。

複雑化・多様化する児童相談に適切に対応できるよう，関係機関との連携はもとより，相談員の対応力の向上を図ります。

（3）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

保護者の就労と暮らしの安定に向け，就労に関する情報提供・相談体制を充実するとともに，関係機関との連携を強化し，就労意欲のある人が働き場所を見つけやすい環境づくりに努めます。

（4）経済的支援

子育て家庭等の生活基盤の安定に資するよう，各種手当，助成や貸付等に関する諸制度について，活用促進のための制度周知や相談支援を推進し，経済的支援を必要とする人たちに適切な支援を行います。

2　具体的取組

（１）教育支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子･父子福祉資金の貸付（就学支度資金・修学資金）	ひとり親家庭の子どもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため，20 歳未満の子を養育しているひとり親家庭に高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付（就学支度資金･修学資金）	配偶者がいない女性が扶養している世帯の子どもたちの進学と自立に向けた取組を支援するため，対象となる子の高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	子ども家庭課
子ども･若者総合支援事業「ここあ」（子どもの学習支援事業）	経済的に困難を抱える世帯の子どもたちの学力向上や進学を支援することを目的に中学生等を対象とした学習支援事業を行います。	子ども家庭課 生活福祉課
保育園等の保育料負担軽減	保育園等の保育料を国基準の保育料の半額程度に設定して子育て家庭を経済的に支援します。	保育課
幼稚園･保育園等と小学校との連携	幼稚園や保育園等から小学校へスムーズに入学できるように，それぞれの関係者が直接的に交流することにより子どもたちの健全な育ちを支える連携体制を構築します。	保育課 指導室
受験生チャレンジ支援貸付（再掲）	一定所得以下の世帯の子どもたちの進学に向けた取組を支援するため，中学校３年生，高校３年生またはこれに準じる方（高校中途退学者，高卒認定試験合格者，定時制高校４年生，浪人生等）を養育している世帯に学習塾等の受講料や高校・大学等の受験料を無利子で貸し付けます。高校・大学等に入学した場合は返済が免除になります。	福祉総務課
生活保護（小･中学生）	入学準備金，教材代，学校給食費，交通費等を支給します。	生活福祉課
生活保護（高校生）	入学検定料，高校等入学準備金，教材代，交通費，授業料等を支給します。	生活福祉課
生活保護（次世代育成支援プログラム他）	小・中・高校生を対象とした通塾代，大学等受験費用，大学進学準備金等を助成します。	生活福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
障害児通園事業（児童発達支援事業）（再掲）	専門的支援を必要とする障害のある３～５歳児を対象に，児童発達支援事業を実施し，子どもの特性に応じた個別的療育プログラムを提供し，社会的能力，認知能力，運動・活動能力等の育ちを支援します。 ・定員：１日 40 人 ・実施時間：午前９時 30 分から午後２時 30 分まで ・日数：週５日（月～金曜日）	子ども発達センター
就学援助制度	経済的理由により就学困難な児童・生徒の保護者に対して，教育費の一部を援助します。	学務課
日本語指導教室（再掲）	外国にルーツがある，または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し，日本語指導等を行い，学校生活への早期適応を図ります。	指導室
読書習慣の形成支援	「第３次調布市子ども読書活動推進計画」に基づき，子どもの発達段階に応じた読書環境を整備し，読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また，誰もが読書や調査ができるよう，音訳，点訳，対面朗読，宅配などを行います。	図書館
教育支援資金の貸付（生活福祉資金制度）	所得の少ない世帯の方が高校・大学等へ入学する際に必要な資金や修学に必要な資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会

（２）生活の安定に資するための支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
母子･父子自立支援員による相談支援（再掲）	ひとり親家庭の生活上の相談と，その自立に必要な援助や，職業能力の向上及び求職活動に関する支援を行います。	子ども家庭課
子育て支援サービス相談員による相談支援	転入や出生をはじめ，各種手続きのため来所した子育て家庭に対し，市内の子育て支援情報等を提供するほか，必要と思われるサービスの丁寧な説明を行い，支援を必要とする家庭に対し，母子・父子自立支援員や母子・父子就労支援専門員等，各関係機関につなぎます。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭ホームヘルプサービス（再掲）	ひとり親家庭となった直後や就労に向けた訓練を受講する場合，また，親が一時的な病気などで家事や育児などの日常生活に支障をきたしている家庭へホームヘルパーを派遣し，食事の世話，育児などを行います。	子ども家庭課
子ども･若者総合支援事業「ここあ」（ひとり親の相談支援事業）	ひとり親家庭等が生活の中で直面する課題の解決や子どもの精神的安定を図り，地域での生活を総合的に支援します。	子ども家庭課
一時預かり保育	保護者の断続的な就労，職業訓練，就学のためや，保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等，緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。	子ども政策課 保育課
利用者支援事業（再掲）	多様な教育・保育や事業が用意され，待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく，子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを，確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。	子ども政策課 保育課 健康推進課
子育て短期支援事業（ショートステイ）	子育て短期支援（ショートステイ）事業とは，保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合，緊急一時的に預かります（宿泊も可）。市内では子ども家庭支援センターすこやか，調布学園の 2 施設で実施しています（利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施）。	子ども政策課
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要な家庭を訪問して，児童虐待の発生を予防するとともに，家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児，家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課
子育て短期支援事業（トワイライトステイ）	就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に，子どもを平日午後 5 時～午後 10 時まで預かります（会員登録制）。	子ども政策課
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）（再掲）	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し，保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等，地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。	子ども政策課

具体的取組	取組概要	所管部署
産前・産後支援ヘルパー事業（ベイビーすこやか）（再掲）	心身の負担感の軽減を図り，安心して産前・産後を過ごせるよう妊産婦を対象に自宅にヘルパーを派遣し家事育児をサポートします。	子ども政策課
幼稚園の預かり保育	幼稚園教育時間の終了後，引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため，在園児を幼稚園において預かり，保育を実施します。	保育課
放課後児童健全育成事業（学童クラブ）（再掲）	保護者が就労等により昼間家庭にいない小学１年生から６年生までの児童に対して，放課後に適切な遊びや生活の場を与え，その健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか，土曜日，夏休み等の三季休業中に実施します。	児童青少年課
放課後子供教室事業（ユーフォー）（再掲）	放課後の学校施設を利用して，子どもたちが安全に遊べる場所を提供し，楽しく自由に遊びながら，異なる年齢の子どもたちの交流を図り，社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学１年生から６年生までの児童を対象とし，保護者の就労に関わらず利用できる事業です。	児童青少年課
子どもの居場所づくり推進事業	市内において社会生活を円滑に営む上で困難を有する子ども・若者への居場所提供事業に要する経費の一部を補助することにより，困難を有する子ども・若者の自立した社会生活を促進しています。	児童青少年課
自立相談支援事業	調布市社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において，様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い，生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課
家計改善支援事業	生活困窮世帯を対象に，日常のお金の使い方を見直し，収入のバランスなどの助言を行います。	生活福祉課
生活保護（ケースワーカーによる生活相談・支援）	生活保護受給者に対し，世帯の状況に応じ，自立に向けた相談・支援を行います。	生活福祉課
住まいぬくもり相談室	子育て家庭などの様々な事情により住まいにお困りの方を対象に，すまいサポート調布(調布市居住支援協議会)の相談員が相談者の状況をうかがいながら，適切な民間賃貸住宅の情報の提供や福祉サービス，行政支援などを紹介します。	住宅課

（３）保護者に対する職業生活の安定と向上に資するための就労の支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭相談窓口強化事業	母子・父子就労支援専門員が，ひとり親家庭に対して，職業能力の向上や求職活動等就業についての相談・支援を行います。ハローワークや母子・父子自立支援員と連携し，総合的な支援体制を提供します。	子ども家庭課
母子・父子自立支援プログラム策定事業	母子・父子就労支援専門員が，児童扶養手当受給者等（生活保護受給者を除く）の自立・就労支援のために個々の状況・ニーズに応じた自立支援プログラムを策定し，生活保護受給者等就労支援事業等を活用し，ハローワークとの連携の下，支援を行います。	子ども家庭課
母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業	母子家庭の母または父子家庭の父が，就労に結びつきやすい資格を取得するため，以下の支援を行います。 **・自立支援教育訓練給付金** 教育訓練を受講した場合，その経費の一部を支給します。 **・高等職業訓練促進給付金** 就労につながる資格取得を目指し，養成機関で修業する場合，高等職業訓練促進給付金を支給し，生活の負担の軽減を図ります。養成機関を修了した際には，高等職業訓練修了支援給付金を支給します。	子ども家庭課
ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	高校を卒業していないひとり親家庭の親及びその子が，より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げるため，以下の支援を行います。 **・ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金** 高卒認定試験への合格を目指す場合に，講座受講費用の一部を支給します。 **・ひとり親家庭高卒認定試験合格支援促進給付金** ひとり親家庭高卒認定試験合格支援給付金を受給し，子ども・若者総合支援事業「ここあ」の学習支援事業を併用して利用する場合に，給付金を支給し，生活の負担の軽減を図ります。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども・若者総合支援事業「ここあ」（親の学習支援事業）	経済的に困難を抱えるひとり親家庭の親の進学や資格取得を支援することを目的とし，高校卒業程度認定試験合格を目指すための学習支援を行います。	子ども家庭課
ひとり親家庭通信制高校卒業支援給付金支給事業	子どもの安定した社会生活の実現に向けた取組を支援するため，経済的に支援を必要とするひとり親家庭の子どもが通信制高校及びサポート校に在籍する場合に給付金を支給し，学費等の負担を軽減することにより高校卒業を支援します。	子ども家庭課
母子・父子福祉資金の貸付（技能習得資金・就職支度資金等）	ひとり親家庭の就労と自立に向けた取組を支援するため，ひとり親家庭の親に起業や就職，知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付（技能習得資金・就職支度資金等）	配偶者がいない女性の就労と自立に向けた取組を支援するため，親や子，兄弟姉妹を扶養している方や寡婦等を対象に，起業や就職，知識技能を習得するために必要な資金を貸し付けます。	子ども家庭課
生活保護受給者等就労自立促進事業	福祉と就労の一体化事業の一環として，調布市庁舎内にハローワーク窓口を常設し，生活保護受給者をはじめ，生活困窮者，児童扶養手当受給者等に対する就労支援を行います。	生活福祉課
調布市就職サポート事業	就労意欲が低く，就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起，支援対象者の能力等にあわせた求人先の開拓，求人情報の提供や面接支援，面接同行，職場定着サポート等の就労支援を行います。	生活福祉課
女性に向けた就労支援事業	・「女性のための仕事＆生活サポート相談」などの面接相談，さらに女性のキャリア形成をテーマとしたグループ相談など，女性の就労に関する相談を実施します。 ・女性の多種多様な相談に対応し，婦人相談員，母子・父子就労支援専門員が各関係機関と連携を図りながら自立に向けた就労支援を行います。	男女共同参画推進課 子ども家庭課
ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業	高等職業訓練促進給付金を活用して養成機関に在学し，就職に有利な資格の取得を目指すひとり親家庭の親に対し，入学準備金・就職準備金を貸し付けます。 就職に関する一定の条件を満たした場合は返済が免除になります。	調布市社会福祉協議会

（４）経済的支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
ひとり親家庭等医療費助成（再掲）	ひとり親家庭等の要件に該当する母，父または養育者及び 18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日まで（中程度以上の障害がある場合は，20 歳未満まで）の児童に，医療費の自己負担分（課税世帯は，自己負担分の一部）を助成します。(生活保護受給者，健康保険未加入者は，対象外）所得制限があります。	子ども家庭課
乳幼児及び義務教育就学児医療費助成事業	乳幼児と非課税世帯の義務教育就学児の医療費の全部，小学生及び収入が基準以下である世帯の中学生の医療費の一部（通院時自己負担額を除いた額）を助成しています。	子ども家庭課
児童手当	子育て家庭（中学校修了前（15 歳到達後の最初の年度末）までの児童を養育する家庭）に対して手当を支給しています。	子ども家庭課
児童扶養手当（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあって，18 歳に達した年度の 3 月末日まで（中程度以上の障害がある場合は 20 歳未満まで）の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（障害手当）（再掲）	身体障害者手帳 1 級・2 級程度，愛の手帳 1～3 度程度，脳性麻痺または進行性筋萎縮症の障害を持つ 20 歳未満の児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
児童育成手当（育成手当）（再掲）	ひとり親家庭等の状態にあって，18 歳に達した年度の 3 月末日までの児童を養育している方に手当を支給します。所得制限があります。	子ども家庭課
母子･父子福祉資金の貸付（生活資金・転宅資金等）	ひとり親家庭の生活の自立を支援するため，20 歳未満の子を養育しているひとり親家庭に一定期間の生活を維持するために必要な資金や転宅に必要な資金等を貸し付けます。	子ども家庭課
女性福祉資金の貸付（生活資金･転宅資金等）	配偶者がいない女性の生活の自立を支援するため，親や子，兄弟姉妹を扶養している方や寡婦等を対象に，一定期間の生活を維持するために必要な資金や転宅に必要な資金等を貸し付けます。	子ども家庭課

具体的取組	取組概要	所管部署
多胎児家庭における育児用品等購入費助成事業	子ども・若者基金を活用して，多胎児世帯における育児用品等の購入支援を行います。	子ども政策課
緊急援護資金貸付	低所得世帯の市民に対し，緊急を要する場合の生活費を貸し付けます。	生活福祉課
住居確保給付金の支給	離職等により経済的に困窮し，住居を喪失した方や住居を喪失するおそれのある方に対し，家賃相当額（上限あり）を求職活動中有期で支給します（生活保護受給者除く）。	生活福祉課
生活保護（生活費等の法内援護）	生活困窮者であって，世帯の収入が国で定めた最低基準に満たない場合，国の基準に対し収入の不足分を給付します(現物給付含む)。	生活福祉課
母子栄養強化乳製品支給扶助（再掲）	経済的理由で適切な栄養の摂取が困難な母子に対し，粉ミルクを支給します。	健康推進課
妊産婦・乳幼児保健指導票交付（再掲）	経済的理由のある妊産婦，乳幼児に対し保健指導に要する費用を公費で負担します。	健康推進課
住まいぬくもり支援制度	**・民間賃貸住宅仲介支援支援事業** 市内の民間賃貸住宅へ転居する際に，協力不動産事業者等の仲介を利用した場合に，その仲介手数料を一部助成します。（限度額５万円） **・民間賃貸住宅家賃等債務保証支援事業** 保証人となる方がいないことにより転居先の確保が困難となっている方に対し，協力不動産事業者等を通じ，民間保証会社を利用した際の保証料を一部助成します。（限度額２万５千円）	住宅課
総合支援資金の貸付（生活支援費･一時生活再建費・住宅入居費）	失業や収入の減少により日常生活全般に困難を抱えた低所得世帯の生活の立て直しのため，一時的な資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会
生活福祉資金の貸付	日常生活を送る上で，または自立した生活を送るために，一時的に必要であると見込まれる資金を無利子で貸し付けます。	調布市社会福祉協議会

第７章　子ども・子育て支援事業計画

【背景】

急速な少子化の進行や深刻な待機児童問題等，子ども・子育てをめぐる様々な課題の解決を目指して，平成 24 年８月に子ども・子育て関連３法が成立しました。この法律に基づき，市町村は，５年を１期として，質の高い幼児期の学校教育や保育，地域における子ども・子育て支援を総合的に提供するための「子ども・子育て支援事業計画」（義務）を策定することが定められ，平成 27 年４月からは「子ども・子育て支援新制度」が開始されました。

市においても，これまで各種の子育て支援の取組を実施してきましたが，第１期目の計画期間が終了することから，今般の国や都の状況に鑑み，一層の充実を図るため，第２期目の「子ども・子育て支援事業計画」を策定し，すべての子どもの良質な生育環境を保障し，子ども・子育て家庭を社会全体で支援することにより，次代を支える調布っ子が健やかに育つ環境づくりを総合的に推進します。

【現状と課題】

市においては，総人口の増加に伴い児童数も増加しており，平成 30 年度に実施した「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」によると，子どもの平日の定期的な教育・保育事業を７割強の方が利用し，そのうち，定期的に「認可保育所」を６割弱の方が利用している状況です。

また，生活実態調査によると，調査対象の日野市，豊島区，墨田区に比べ，ふたり親世帯の母親の就労状況は正社員が若干少なく，小学５年生と中学２年生では専業主婦が若干多いという特徴があるほか，子育てに祖父母の支援を受けることができる世帯は１割程度にとどまっています。

市では，これまで各種の子ども・子育て支援施策に取り組んできたところですが，今後５年間も総人口の増加，児童数の増加のほか，核家族化の進行，女性就業率の上昇も見込まれることから，幼児教育・保育無償化の影響も鑑みながら，引き続き，待機児童の解消をはじめ，子ども・子育て支援施策を総合的に推進する必要があります。

1　事業計画策定方針

子ども・子育て支援の具体的取組は，「調布市の将来人口推計」，「調布市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」及び各事業の利用状況等をもとに，第３章の３「計画の基本的方向」で記述した４つの視点に沿って策定します。

2　教育・保育提供区域

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域は，第１期計画と同様に，今後の教育・保育に係る施設整備及び各事業の提供にあたり，年度ごとの状況に柔軟に対応するため，全市を１区域と捉えて設定します。

今後の教育・保育にかかる施設整備及び各事業の提供にあたり，年度ごとの状況に柔軟に対応するため市内全域での事業計画を策定します。

3　保育園等待機児童対策

近年の利用状況（直近５年の実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果を勘案し，課題となる３歳未満児のニーズに対応するため，平成 26 年度から平成 30 年度の平均の保育需要率の伸び方を基本に，調布市子ども・子育て会議で議論し，算出した「量の見込み」に対応するよう，「教育・保育施設※による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき，計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

なお，国は，東京都をはじめ意欲的な自治体を支援するため，待機児童解消に必要な受け皿として約 22 万人分の予算を平成 30 年度から令和元年度末までの２年間で確保し，遅くとも令和２年度末までの３年間で全国の待機児童を解消するとしており，市においても，待機児童解消に向けた確保方策を実施します。

（１）確保方策の方針

すべての子どもと子育て家庭が安心して保育サービスを利用できるように，認可保育園を中心とした施設整備の推進と，定員拡充策として，柔軟な運用方法の検討を進めます。保育園定員等の確保数については，今後の財政フレーム，利用状況等を考慮しながら開設していく目標値です。

※ 認定こども園法，学校教育法・児童福祉法に規定された認定こども園，幼稚園，保育所のこと。

（２）確保方策の考え方

①教育・保育施設である，認可保育園の整備を中心に進めていきます。
②認可保育園では，低年齢児の定員に空きがない一方で，４歳児・５歳児の定員には空きがある場合があります。この状況に鑑み，保育園の空きスペースや保育士人材を活用して，待機児童となっている１・２歳児を当該年度限定で預かる年度限定型保育事業を実施し，ハード・ソフト一体となった待機児童対策を推進します。
③認証保育所の認可保育園への移行支援を推進するとともに，現在運営が行われている認可外保育施設等も確保方策に加えます。
④教育・保育の一体的な提供体制の確保として，教育・保育施設である，認定こども園の設置についても，待機児童の状況を踏まえながら検証を進めていきます。
⑤保育施設の量的拡充とともに，すべての子どもが等しく良質な保育サービスを利用できるよう，市内の全認可保育園に対する指導検査や保育アドバイザーの巡回を通じて，保育の質の維持・向上を図ります。
⑥現時点での保育需要率や幼児教育・保育の無償化の影響等も勘案し，潜在的ニーズを見通した計画としています。

■保育部分の確保方策（新設の開所年度を基準としたもの）■

	令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度
教育・保育施設（認可保育園，認定こども園）	１箇所	３箇所	１箇所	１箇所	★

★令和６年度の確保方策は，待機児童の状況を踏まえて検討します。
※確保数は，開設予定年度の数値を記載しています。
※調布市基本計画（令和元年から４年度）の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。
※教育・保育施設は１箇所あたり 90 人定員を想定しています。

（３）幼児期の学校教育・保育の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■令和２年度

学齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数
保育園等	量の見込み（A）		691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人	
	令和元年度末確保量（B）		676 人	2,253 人		3,499 人			6,428 人	91 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	524 人	1,874 人		3,370 人			5,768 人	66 箇所
		地域型保育事業	7 人	16 人		0 人			23 人	2 箇所
		認可外保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	46 人	88 人		57 人			191 人	7 箇所
	Ｂ－Ａ		-15 人	-91 人		431 人			325 人	
	新規確保量（C）		6 人	67 人		72 人			145 人	2 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	8 人	41 人		72 人			121 人	2 箇所※
		地域型保育事業	-6 人	-12 人		0 人			-18 人	-1 箇所
		認可外保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D＝B＋C		682 人	2,320 人		3,571 人			6,573 人	93 箇所
	Ｄ－Ａ		-9 人	-24 人		503 人			470 人	
幼稚園	量の見込み（E）					2,847 人			2,847 人	
	確保方策（F）					3,488 人			3,488 人	15 箇所
	Ｆ－Ｅ					641 人			641 人	15 箇所

※小規模保育施設（地域型保育事業）からの認可化１箇所を含む。

■令和３年度

学齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数
保育園等	量の見込み（A）		691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人	
	令和２年度末確保量（B）		682 人	2,290 人		3,571 人			6,543 人	93 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	532 人	1,915 人		3,442 人			5,889 人	68 箇所
		地域型保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
		認可外保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	50 人	96 人		57 人			203 人	8 箇所
	Ｂ－Ａ		-9 人	-54 人		503 人			440 人	
	新規確保量（C）		31 人	128 人		153 人			312 人	4 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	27 人	90 人		153 人			270 人	3 箇所
		地域型保育事業	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		認可外保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D＝B＋C		713 人	2,418 人		3,724 人			6,855 人	97 箇所
	Ｄ－Ａ		22 人	74 人		656 人			752 人	
幼稚園	量の見込み（E）					2,870 人			2,870 人	
	確保方策（F）					3,488 人			3,488 人	15 箇所
	Ｆ－Ｅ					618 人			618 人	15 箇所

■令和４年度

学齢			0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数
保育園等	量の見込み（A）		691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人	
	令和３年度末確保量（B）		713 人	2,388 人		3,724 人			6,825 人	97 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	559 人	2,005 人		3,595 人			6,159 人	71 箇所
		地域型保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
		認可外保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
		その他	54 人	104 人		57 人			215 人	9 箇所
	Ｂ－Ａ		22 人	44 人		656 人			722 人	
	新規確保量（C）		13 人	68 人		51 人			132 人	2 箇所
	【内訳】	教育・保育施設	9 人	30 人		51 人			90 人	1 箇所
		地域型保育事業	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		認可外保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
		その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D＝B＋C		726 人	2,456 人		3,775 人			6,957 人	99 箇所
	Ｄ－Ａ		35 人	112 人		707 人			854 人	
幼稚園	量の見込み（E）					2,855 人			2,855 人	
	確保方策（F）					3,488 人			3,488 人	15 箇所
	Ｆ－Ｅ					633 人			633 人	15 箇所

■令和５年度

学齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数
保育園等	量の見込み（A）	691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人	
	令和４年度末確保量（B）	726 人	2,426 人		3,775 人			6,927 人	99 箇所
	【内訳】教育・保育施設	568 人	2,035 人		3,646 人			6,249 人	72 箇所
	【内訳】地域型保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
	【内訳】認可外保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
	【内訳】その他	58 人	112 人		57 人			227 人	10 箇所
	B － A	35 人	82 人		707 人			824 人	
	新規確保量（C）	13 人	68 人		51 人			132 人	2 箇所
	【内訳】教育・保育施設	9 人	30 人		51 人			90 人	1 箇所
	【内訳】地域型保育事業	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
	【内訳】認可外保育施設	0 人	0 人		0 人			0 人	0 箇所
	【内訳】その他	4 人	38 人		0 人			42 人	1 箇所
	確保方策 D＝B＋C	739 人	2,494 人		3,826 人			7,059 人	101 箇所
	D － A	48 人	150 人		758 人			956 人	
幼稚園	量の見込み（E）				2,850 人			2,850 人	
	確保方策（F）				3,488 人			3,488 人	15 箇所
	F － E				638 人			638 人	15 箇所

■令和６年度

学齢		0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳	計	施設数
保育園等	量の見込み（A）	691 人	2,344 人		3,068 人			6,103 人	
	令和５年度末確保量（B）	739 人	2,464 人		3,826 人			7,029 人	101 箇所
	【内訳】教育・保育施設	577 人	2,065 人		3,697 人			6,339 人	73 箇所
	【内訳】地域型保育事業	1 人	4 人		0 人			5 人	1 箇所
	【内訳】認可外保育施設	99 人	275 人		72 人			446 人	16 箇所
	【内訳】その他	62 人	120 人		57 人			239 人	11 箇所
	Ｂ－Ａ	48 人	120 人		758 人			926 人	
	新規確保量（C）	待機児童の状況を踏まえて検討							
	【内訳】教育・保育施設								
	【内訳】地域型保育事業								
	【内訳】認可外保育施設								
	【内訳】その他								
	確保方策 D＝B＋C								
	Ｄ－Ａ								
幼稚園	量の見込み（E）				2,845 人			2,845 人	
	確保方策（F）				3,488 人			3,488 人	15 箇所
	Ｆ－Ｅ				643 人			643 人	15 箇所

4　地域子ども・子育て支援事業

現在の利用状況（実績値）及び「子ども・子育て支援に関するニーズ調査」結果から推計した「量の見込み」に対応するよう，「地域子ども・子育て支援事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき，計画期間において必要な地域子ども・子育て支援事業を計画的に実施していきます。

（１）利用者支援事業

①事業概要

多様な教育・保育や事業が用意され，待機児童の解消等のためにそれらを個々のニーズに応じて確実に提供するべく，子どもや保護者がそれらの中から自分の家庭に一番ふさわしいメニューを，確実かつ円滑に利用できるようなコーディネート機能を担う事業です。子どもや保護者の身近な場所で支援を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

現在，保育コンシェルジュを保育課窓口に配置し，保育園の入所や，各種の保育サービスに関する情報提供及び利用に関する相談に応じています。また，児童館の子育てひろばでは専門相談員等による子育てに関する相談を受け付けています。加えて，子ども家庭支援センターすこやか及び保健センター（健康推進課）では，妊娠届出をしたすべての妊婦を対象に，専門職が出産・育児等の相談に応じる「ゆりかご調布事業」を実施しています。今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
利用者支援事業（箇所）	4	4	4	4	4

■確保方策

各施設数（箇所）	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
保育課窓口	1	1	1	1	1
子ども家庭支援センターすこやか	1	1	1	1	1
保健センター（健康推進課）	1	1	1	1	1

※このほか，市内児童館 11 館で専門相談員による子育てに関する相談事業を実施しており，必要に応じて適切な専門機関につないでいます。

（２）時間外保育事業（延長保育事業）

①事業概要

認可保育園や認定こども園等の定期的な教育・保育の事業の通常保育の時間を原則 11 時間としていますが，保護者の労働時間や通勤時間等の状況を考慮して，通常保育の前後の時間に，延長して保育を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成 30 年度に実施したニーズ調査結果から，量の見込みを算出しました。認可保育園在園児であれば全員時間外保育を利用できるため，確保方策は認可保育園の定員数拡大に伴うものです。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
時間外保育事業利用希望者（人）	5,635	5,681	5,650	5,639	5,630

■確保方策

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
時間外保育事業利用定員数	認可保育園の定員拡大数に伴う				

（３）放課後児童健全育成事業（学童クラブ）・放課後子供教室事業（ユーフォー）

市では，共働き家庭等の「小１の壁」への対応とともに，次代を担う人材を育成するため，すべての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，「放課後子ども総合プラン」に基づき，放課後児童健全育成事業（学童クラブ）と放課後子供教室事業（ユーフォー）を一体的にまたは連携して実施してきました。これまでの当該プランの進捗状況等を踏まえ，今後も引き続き，学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに，「新・放課後子ども総合プラン」に基づき，学童クラブとユーフォーの連携を推進し，すべての児童が放課後等を安全・安心に過ごすことができる居場所を確保できるよう，放課後児童対策に取り組みます。

①事業概要

＜放課後児童健全育成事業（学童クラブ）＞

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校１年生から６年生までの児童に対して，放課後等の適切な遊びや生活の場を提供し，その健全育成を図る事業です。

平日の放課後のほか，土曜日，夏休み等の三季休業中に実施します。

＜放課後子供教室事業（ユーフォー）＞

放課後の学校施設を利用して，子どもたちが安全に遊べる場所を提供し，楽しく自由に遊びながら，異なる年齢の子どもたちの交流を図り，社会性や想像力を養うことを目的として実施します。小学校１年生から６年生までの児童を対象とし，保護者の就労に関わらず利用できる事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

＜放課後児童健全育成事業（学童クラブ）＞

近年の就学前児童数の増加や，共働き世帯等の学童クラブの利用ニーズの高まりにより，地域によっては，入会保留児童が生じている状況にあります。そのような状況の中，確保方策については，「調布市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」において規定している児童１人あたりの専用区画面積及び支援の単位を構成する児童の数を遵守するとともに，低学年の受入を優先するという考え方のもと，入会保留児童が多く生じている地域や児童の育成環境の向上が必要な地域について，施設整備を行い，児童の安全な育成の場の確保に取り組みます。

なお，今後も引き続き，放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携を推進するとともに，令和６年度の確保方策については，児童数の推計や直近の学童クラブの申請状況から，学童クラブの需要数を推計しながら時点修正を行うこととします。

また，既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブを整備し，入会児童の障害特性に応じたきめ細かな健全育成のみならず，障害児の保護者の就労保障及び社会参加の機会拡充を図ります。

＜放課後子供教室事業（ユーフォー）＞

市では全小学校（20 校）内または近隣の施設にユーフォーを整備し，土曜日・三季休業時も午前８時から開設しています。引き続き，児童が安全・安心に利用できるよう，児童及び保護者のニーズを把握・検証しながら，事業内容や設備の充実を図ります。

③学童クラブの事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
利用希望者（人）	2,477	2,542	2,590	2,644	2,704
１年生	840	879	863	894	909
２年生	745	772	802	796	825
３年生	582	576	606	633	629
４年生	251	260	262	266	283
５年生	50	47	50	49	51
６年生	9	8	7	6	7

※２年度は令和元年 11 月 25 日時点の申請受付件数（速報値）。

※３年度以降については，「令和元年度調布市教育人口等推計報告書」及び２年度の学年別申請受付実績から算出。

■確保方策

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
確保数（箇所）	1	0	2	1	★
定員数（人）	40	0	80	40	★

★令和６年度の確保方策は，放課後子供教室事業（ユーフォー）との連携による利用状況を踏まえて検討します。
※確保数は，開設予定年度の数値を記載しています。
※令和２年度の１箇所は，石原小学校地域において既存の学童クラブでは受入が困難な重度の障害児が利用できる学童クラブとして開設します。
※調布市基本計画（令和元年から４年度）の計画期間中における施設整備数を確保する計画としています。

④一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

一体型とは，同一の小学校内もしくは学童クラブが小学校の隣接地で両事業を実施し，学童クラブ利用児童を含めたすべての児童がユーフォーの行事に参加できるものです。

連携型とは，学童クラブが小学校に隣接していないものの，学童クラブ利用児童もユーフォーの共通行事に参加できるものです。

令和元年度では，市内 20 校中 12 校が一体型に該当する整備状況であり，今後行事の充実を図っていきます。また，今後学童クラブの増設にあたり，残り８校についても一体型または連携型となるよう取り組みます。

■一体型または連携型の学童クラブ及びユーフォーの目標事業量

<table>
<tr><th rowspan="2">学校名</th><th>２年度～６年度</th></tr>
<tr><th>一体型</th></tr>
<tr><td>第一小学校，第二小学校，第三小学校，深大寺小学校，北ノ台小学校，多摩川小学校，国領小学校，布田小学校，染地小学校，柏野小学校，杉森小学校，調和小学校</td><td>12 箇所</td></tr>
<tr><td rowspan="2">上ノ原小学校，若葉小学校，八雲台小学校，富士見台小学校，滝坂小学校，石原小学校，緑ケ丘小学校，飛田給小学校</td><th>連携型等</th></tr>
<tr><td>8 箇所</td></tr>
</table>

⑤ユーフォーの整備計画

調布市では平成 24 年度をもって，全小学校（20 校）内または近隣の施設にユーフォーを整備済みです。

⑥学童クラブ及びユーフォーの一体的な，または連携による実施に関する具体的な方策

ユーフォーにおいて，学童クラブ及びユーフォーのどちらの児童も参加しやすい共通行事の充実を図ります。

共通行事の実施にあたっては，企画段階から，学童クラブとユーフォーの職員が連携して，内容や実施日等を検討できるよう，意見交換等の場を設けています。

⑦小学校の余裕教室等の活用に関する具体的な方策

児童の安全・安心な活動拠点を確保するため，余裕教室や学校敷地内の余裕スペース等の活用を検討します。

⑧児童館等の活用

市内には，児童館が 11 箇所，中・高校生世代を対象とした青少年ステーション CAPS があり，児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行う場所として運営しています。今後の児童館については，「調布市児童館のあり方検討委員会」の報告書を踏まえて策定した「調布市児童館の今後のあり方，運営に関する方針」に基づき，これまで 50 年以上の長い歴史の中で児童館が培ってきた地域との交流やつながりを重要視する中で，民間事業者のノウハウや専門的知識を活用し，公と民が一体となった円滑な運営を推進するとともに，地域の児童福祉の拠点として，学童クラブやユーフォーのほか，各学校や地域と連携・協力しながら，児童館の機能や役割の充実を図ります。

（４）子育て短期支援事業（ショートステイ）

①事業概要

保護者が疾病等により子どもの養育が困難になった場合，緊急一時的に預かります（宿泊も可）。市内では子ども家庭支援センターすこやか，調布学園の２施設で実施しています（利用受付は子ども家庭支援センターすこやかで実施）。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成 27 年度から平成 30 年度までの実績値の平均と，将来児童人口推計を勘案して算出しています。現在の定員数と，最大開所日数から年間の利用定員を算出したところ，現状でも受入可能なニーズ量であるため継続して実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
利用希望者（年間延べ人日）	1,644	1,653	1,662	1,666	1,672

■確保方策

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
定員数（人／日）	5	5	5	5	5
年間開所日数（２施設計）	699	699	699	699	699
利用定員計（人日）	3,495	3,495	3,495	3,495	3,495

（５）乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん訪問）

①事業概要

助産師等が生後４か月までの乳児のいる家庭を訪問し，助言を行いながら各家庭の状況に合った育児支援を行い，不安の解消を図ります。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

全戸訪問する事業であるため，人口推計の０歳児人口を量の見込みとしました。

出生通知票「我が家の赤ちゃんお知らせはがき」をもとに，助産師，保健師，看護師が家庭訪問しており，現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため，今後も継続して実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
訪問件数（件）	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984

※人口推計の０歳児人口を採用

■確保方策

現在の実施体制で全戸訪問を想定しているため，今後も継続して実施します。

（６）養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会

①事業概要

養育支援訪問事業では，養育支援が特に必要な家庭を訪問して，児童虐待の発生を予防するとともに，家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児，家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行います。

要保護児童対策地域協議会では，要保護児童等への適切な支援を図るため，情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議，実務者による会議のほか，個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか，当該協議会の枠組みを通じ，関係者間で積極的な情報共有を行います。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

ニーズ調査により量の見込みを設定する事業ではないため，過去の実績を参照しつつ，現在の取組を継続して実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
養育支援訪問件数（件）	132	133	134	135	136
要保護児童対策協議会 ケース会議・実務者会議（回）	215	217	218	219	220

■確保方策

過去の実績を参照しつつ，現在の取組を継続して実施します。

（7）地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）

①事業概要

地域の身近な場所で，子育て中の親子の交流や仲間づくり，育児相談等を行う事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

現在，市内では各児童館（11館）や，私立認可保育園2園（オリンピア保育園・東京YWCAまきば保育園），子ども家庭支援センターすこやか，及びプレイセンターちょうふで実施しており，今後も継続して実施します。

また，現在の子育て家庭の状況は多様であることを踏まえると，どのような小さな課題であっても，当該の家族にとっては深刻な課題になりうると共通理解して向き合うことが必要です。多様な子育て家庭の課題に対応するため，地域全体の子育て力の向上に向けて官民協働で取り組みます。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用希望者数（人日）	125,982	126,987	126,320	126,084	125,869

■確保方策

各施設数（箇所）	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
児童館	11	11	11	11	11
保育園	2	2	2	2	2
子ども家庭支援センターすこやか	1	1	1	1	1
プレイセンターちょうふ	1	1	1	1	1

子育て支援施設 こどもとフラット

「こどもとフラット」は，京王線調布駅南口駅前のセントラルレジデンス調布内に，平成２７年４月に開所した，一時預かり・定期利用保育，子育てひろばを運営する「プレイセンターちょうふ」と，子育てカフェの「aona」が併設された子育て支援施設です。

施設所在地：調布市布田 4-17-10　セントラルレジデンス調布２階

プレイセンターちょうふ

プレイセンターちょうふは，一時預かり・定期利用保育と雨の日でも子どもが遊べる屋内の遊び場が併設された施設です。

また，親同士が学び合い自分たちで運営する，プレイセンター活動も定期的に実施しています。子どもも親も育ち合う活動に取り組んでいます。

子育てカフェ「aona」

子育てカフェ「aona」は，新鮮な農産物をおいしく召し上がっていただける食堂という意味で名付けられました。

ひと手間かけて素材の味を生かし，心を込めた手料理を提供しています。乳児から大人までが一緒に食事やおしゃべりを楽しんでいただける場所で，まちのさまざまな人の手で子どもを育てる環境をつくることを目指す多世代交流&出番づくりのカフェです。

【プレイセンターちょうふ】

【子育てカフェ aona】

（８）一時預かり保育，子育て短期支援事業（トワイライトステイ），子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

①事業概要

保護者が冠婚葬祭や育児疲れ等の理由により，家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて，主として昼間，保育園その他の場所において，一時的に預かる事業です。

以下の３事業については就学前児童・小学校児童を対象に実施します。

ア）一時預かり保育

保護者の断続的な就労，職業訓練，就学のためや，保護者の傷病・災害・事故・冠婚葬祭等，緊急・一時的に家庭内での保育が困難な市内在住の就学前児童を一時的に預かります。現在，市内認可保育園 11 園で実施しており，うち３園には緊急のための枠が別にあります。また，子ども家庭支援センターすこやか及びプレイセンターちょうふでも実施しています。

イ）子育て短期支援事業（トワイライトステイ）

就労形態の多様化等により保護者の帰宅が遅い場合に，子どもを平日午後５～午後 10 時まで預かります（会員登録制）。保育園や学童クラブ等への送迎も行っています。

ウ）子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（協力会員）による会員組織を設置し，保育園・幼稚園の送迎や一時的な保育等，地域において会員同士が子育てを相互に援助する事業を実施します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

平成 27 年度から平成 30 年度までの実績値の平均と，将来児童人口推計を勘案して算出しています。多様な理由での利用希望に応えられるよう，今後も引き続き実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

就学前児童	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
３事業年間利用希望者数（人日）	31,568	31,731	31,894	31,964	32,083

■確保方策

年間定員数	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度
一時預かり事業（人日）	21,730	21,730	21,730	21,730	21,730
子育て短期支援事業（人日） （トワイライトステイ）	3,888	3,888	3,888	3,888	3,888
子育て援助活動支援事業（人日） (ファミリー・サポート・センター)	6,745	6,745	6,745	6,745	6,745
３事業計	32,363	32,363	32,363	32,363	32,363

（９）幼稚園の預かり保育

①事業概要

幼稚園教育時間の終了後，引き続き保育を希望する保護者のニーズに応えるため，在園児を幼稚園において預かり，保育を実施します。

現在，市内には私立幼稚園が 15 園あります。平成 26 年 4 月から幼稚園預かり保育を 13 園で実施しています。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について協議を進めます。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
幼稚園預かり保育利用者数（人日）	75,596	76,199	75,799	75,657	75,528

■確保方策

確保方策としては市内の各幼稚園と今後の預かり保育の実施について現状の取組を維持できるよう，協議を進めます。

（10）病児保育事業（病児・病後児保育）

①事業概要

病気の急性期または回復期にあって集団保育を受けることが困難な期間にあり，児童が保護者の勤務都合や傷病等で育児が困難な場合に児童を一時的に病児・病後児保育室で預かる事業です。保育園等に通園中の満１歳から小学校３年生までの児童を市内２箇所で保育します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

通年での実績では稼働率が低いものの，感染症等の流行する時期には稼働率が高まり，現在の定員数を上回るニーズが生じているという課題があります。また，現在の施設の数，場所では利用できないという実態について，育児と仕事の両立の支援に寄与できるよう，施設整備や民間施設との連携等，総合的に対策を検討します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
年間利用希望者数（人日）	895	900	905	907	910

■確保方策

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
定員数（人／日）	4	4	4	4	4
年間開所日数（日）（2施設計）	479	479	479	479	479
年間定員計（人日）	1,916	1,916	1,916	1,916	1,916

（11）妊婦に対して健康診査を実施する事業（妊婦健康診査）

①事業概要

健康診査により，健康管理及び保健指導を行うことで妊産婦及び乳児の死亡率の低下を図り母子の健康と健全な養育環境を確保します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

すべての妊産婦に対して実施します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

■量の見込み

	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度
受診件数（件）	2,048	2,073	2,022	2,022	1,984

※人口推計の0歳児人口を採用

■確保方策

現在の実施体制で全妊産婦を対象と想定しているため，今後も継続して実施します。

（12）実費徴収に係る補足給付を行う事業

①事業概要

保護者の世帯所得等の状況その他の事情を勘案して，保育園等に保護者が支払うべき日用品や文房具等の物品購入費や行事への参加等を助成する事業です。

保護者と同一の世帯に属するものに係る市民税所得割合算額が 77,101 円未満である者と，小学３年生までの児童が同一世帯に３人以上いる場合の第３子以降を対象に実施します。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

令和元年 10 月から開始した幼児教育・保育の無償化に伴い，世帯の所得状況その他の事情を勘案して，特定子ども・子育て支援施設である幼稚園等に保護者が支払うべき食事の提供（副食の提供に限る）にかかる実費徴収額に対して一部を補助し，円滑な特定子ども・子育て支援等の利用を図ります。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき，量を見込むものではありませんので，対象者を適切に把握し，着実に事業を実施します。

（13）多様な事業者の参入促進・能力活用事業

①事業概要

教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究，その他多様な事業者の技術・知識等を活用した教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業です。

②確保方策の考え方（事業推進の考え方）

本事業については，子ども・子育て支援事業計画を踏まえて，新規認可保育園の運営主体として株式会社等の多様な主体の参入を推進しました。今後も引き続き認可保育園の新設にあわせて，事業実施について検討します。

③事業の量の見込み，提供体制の確保の内容及びその実施時期

ニーズ調査に基づき，量を見込むものではありませんので，国や都の動向や調布市の実情を踏まえ検討します。

5　子ども・子育て支援給付に係る教育・保育の一体的提供やその推進体制の確保

乳幼児期の質の高い学校教育・保育の一体的提供に向けては，幼稚園と保育園の機能を併せ持つ認定こども園が重要な役割を持ちます。

調布市では増加する保育ニーズに対応するため，第７章の「３　保育園等待機児童対策」における確保方策の方針に基づき，認可保育園を中心とした整備を進めていきますが，既存の幼稚園や保育園から認定こども園への移行や新たな設置についても，待機児童の状況や設置者の意向，施設・設備等の状況を踏まえて，普及・促進の検討を行います。

認定こども園とは？

保育所及び幼稚園等における就学前児童に対する保育及び教育，保護者に対する子育て支援の総合的な提供を行う施設です。「保護者が働いている・いないにかかわらずすべての子どもが利用できる」,「０～５歳の年齢の違う子ども同士がともに育つ」,「子育て相談などの子育て支援を行い，地域の子育て家庭を支援する」等の機能を持ちます。都知事が条例に基づき認定する施設です。

○認定こども園の種類

幼保連携型

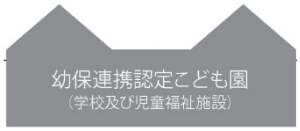

認可幼稚園と認可保育園とが連携して一体的な運営を行うことにより，認定こども園としての機能を果たすもの。

幼稚園型

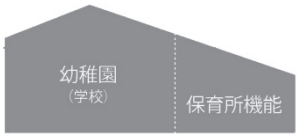

認可幼稚園が，保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど，保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たすもの。

保育所型

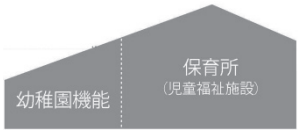

認可保育園が，保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど，幼稚園的な機能を備えることで，認定こども園としての機能を果たすもの。

地方裁量型

幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が，認定こども園としての機能を果たすもの。

6　子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については，保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し，各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに，保護者への支払いを着実に実施し，子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保に取り組みます。

また，特定子ども・子育て施設等の確認等については，都や施設所在区市町村との連携や情報共有を図り，適切に取り組みます。

■幼児教育・保育の無償化■

利用施設			保育の必要性（※1）	対象者	無償化月額上限額
①	認可保育所 幼稚園　等	認可保育所 認定こども園（※2） 地域型保育事業	必要	市民税非課税世帯の0～2歳児	全額
				満3～5歳児	
		幼稚園（新制度移行園）	不要	満3～5歳児	全額
		幼稚園（新制度未移行園） ※調布市内の全ての幼稚園			25,700円
		幼稚園の預かり保育	必要	満3～5歳児	11,300円
②	認可外保育施設　等 （※3）	認可外保育施設（認証保育所等） ﾍﾞﾋﾞｰｼｯﾀｰ 一時預かり事業 病児保育事業 ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事業	必要	市民税非課税世帯の0～2歳児	42,000円
				満3～5歳児	37,000円
③	就学前障害児の発達支援（①・②と併用可）		不要	満3～5歳児	全額

■　①と②の施設は併用しても，無償化の対象は原則①のみです。

■　国立大学付属幼稚園の無償化上限額（月額）は 8,700 円，特別支援学校幼稚部は 400 円です。

※1　就労等の理由により，保護者（父母ともに）が当該児童を保育することが困難であること。

※2　認定こども園のうち，教育時間（4 時間程度）のみの利用者については，保育の必要性は不要です。

※3　②の施設，事業を複数併用して利用する場合は，合計金額が上限額（満 3 歳児～5 歳児は 37,000 円，市民税非課税世帯の 0 ～ 2 歳児は 42,000 円）に達するまで無償化の対象です。

第８章　子ども・若者計画

【背景】

近年，若年無業者やひきこもりなど若者の自立をめぐる問題や，児童虐待，いじめ，不登校など，子どもや若者をめぐる状況が厳しさを増しています。その中で，子ども・若者を健やかに育成し，社会生活を円滑に営むことができるようにするため，平成 21 年 7 月，「子ども・若者育成支援推進法」が制定されました。また，平成 22 年 7 月には，同法に基づく大綱（子ども・若者育成支援推進大綱）として「子ども・若者ビジョン」が定められ，平成 28 年 2 月には新たな「子供・若者育成支援推進大綱」が策定されました。

新大綱では，（１）全ての子供・若者の健やかな育成，（２）困難を有する子供・若者やその家族の支援，（３）子供・若者の成長のための社会環境の整備，（４）子供・若者の成長を支える担い手の養成，（５）創造的な未来を切り拓く子供・若者の応援，という５つの課題について重点的に取り組むことを基本的な方針としています。

東京都においては平成 27 年に東京都子供・若者計画を策定し，子ども・若者支援に向けた各種施策を推進しており，市においても，これまで各種の「子ども・若者支援」の取組を実施してきましたが，今般の国や都の状況に鑑み，一層の充実を図るため新たな「調布市子ども・若者計画」を策定し，子どもたちが健やかに成長していけるよう，子どもや若者，子育て家庭を社会全体で見守り，支援するなど，より市民のニーズに即した子ども・若者支援施策を総合的・計画的に推進します。

【現状と課題】

平成 30 年度に内閣府が実施した調査結果によると，全国の満 40 歳から 64 歳までの 61.3 万人がひきこもり状態にあると推計されました。また，平成 27 年度に内閣府が実施した全国の満 15 歳から 39 歳までの者を対象とした調査でも，54.1 万人がひきこもり状態にあると推計されており，「ひきこもり」はどの年齢層からでも，実に多様なきっかけでなりうるものであることが指摘されています。ひきこもり対策をはじめとした子ども・若者施策を推進するにあたっては，庁内横断的な取組とともに，地域や民間団体等とも連携しながらより一層充実させることが必要です。

市においては，平成 30 年度に 13 歳から 39 歳までを対象とした「子ども・若者意識調査」を実施し，その調査結果によると，「ほっとできる場所がない」，「気軽に相談できる人が誰もいない」という方や，ふだんの外出状況について，「不登校」，「受験に失敗」，「就職活動がうまくいかなかった」などの理由により，ほとんど家にいる状態の方が少なからず存在しています。また，平成 28 年度にとりまとめた「調布市子どもの生活実態に関する分析報告書」では，孤独を感じている子どもの割合が，３割程度にのぼっているほか，なんでも相談できる場所の利用意向に

ついて，学校生活で困難を抱えている子どもたち，特に中学生でニーズが大きく，現在ある相談窓口を子どもたちにとって利用しやすいものにしていくことや地域の居場所事業の中で相談できる環境をつくっていくことなどが課題として挙げられています。

市では，概ね 15 歳以上の不登校，ひきこもり，無業等の子ども・若者を支援するため，「調布市子ども・若者総合支援事業（通称：ここあ）」を平成 27 年度から実施しています。また，平成 29 年 11 月に，子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会として「調布市子ども・若者支援地域ネットワーク」を設置し，「ここあ」を総合相談センターとしながら，子ども・若者支援に関する様々な専門性を持った機関・団体等が連携し，様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族を支援しています。

また，小・中学校における教育については「調布市教育プラン」の施策として取り組んでいきます。

上記の現状を踏まえ，社会生活を営む上で，困難を抱える子ども・若者が，困難や悩みを一人で抱え込むことがないよう，気軽に相談できる窓口の充実や個人の状況にあわせ，その個人が目指す自立に向けた支援を行うなど，子ども・若者が夢や希望を持って暮らせる環境づくりを目指します。

調布市子ども・若者支援地域ネットワークとは？

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者を支援する機関，団体等が連携して，自立に向けて支援することを目的とした子ども・若者育成支援推進法に基づく協議会です。

【所管課】児童青少年課
【協働のパートナー】ちょうふ若者サポートステーション，ちょうふ子育てネットワーク・ちょこネット，調布センターたけのこ　他

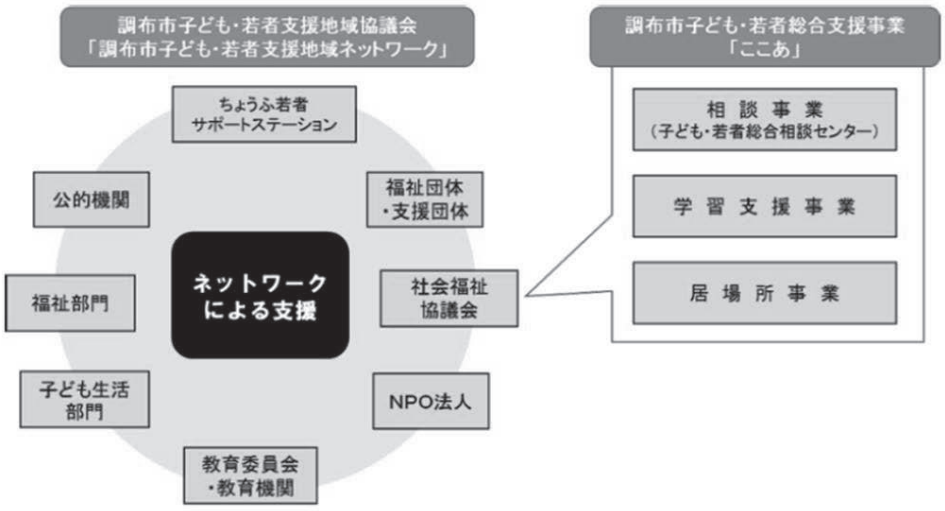

1　施策の方向

（1）すべての子ども・若者の健やかな育成

すべての子ども・若者が，社会的に自立し，いきいきと活躍していくためには，安心・安全に暮らすことができる環境の中で，心と身体の健康を育み，一人ひとりの子ども・若者が，様々な体験や学習等を通して，豊かな人間性を身につけていくことが必要です。

また，子ども・若者が生きづらさを一人で抱え込むことのないよう，相談先の充実や周知を図るとともに，就労支援の充実等，生きる力を身につけ，社会的に自立するための力が育まれる環境づくりを進めます。

自己形成のための支援，社会形成への参画支援

基本的な生活習慣の形成や規範意識等の育成を図るため，体験活動や読書活動等を推進します。

また，社会の一員としての自覚を持ち，社会に積極的に関わるといった社会形成に参画する態度を育むため，ボランティア活動など社会参加活動を推進します。

子ども・若者の健康と安心安全の確保

思春期特有の課題への対応のほか，妊娠や出産，育児に関する正しい理解を促すため，相談・情報提供を充実するとともに，子ども・若者が困難を抱えた場合に相談を行うことができるよう，各種相談窓口について，広報啓発を行います。

また，子ども・若者総合相談センターや学校等における相談体制の充実を図り，地域や関係機関との連携等を通じていじめの未然防止，早期発見・早期対応につながる効果的な取組に努めます。

さらに，犯罪被害や自然災害等の様々な危険から身を守る能力を養うため，安全教育を推進します。

若者の職業的自立，就労等支援

職業的自立の基盤を築くためのキャリア教育を推進し，職業能力・意欲の習得を支援するほか，仕事に対する不安や悩みを抱えている若者がいきいきと働けるよう，ちょうふ若者サポートステーション等とともに，若者の職業的自立・就労支援に取り組みます。また，関係機関と連携し，若者向けの就労支援セミナーや就職面接会を実施し，就労支援とともに市内事業所の人材確保を支援します。

（２）困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

ひきこもりや不登校，若年無業者をはじめ，様々な困難を抱える子ども・若者の支援に関する課題について，子ども・若者支援に関する専門性を持った機関・団体等で構成される調布市子ども・若者支援地域ネットワークで共有し，関係機関等が連携しながら知恵を出し合うことで，様々な困難を抱える子ども・若者とその家族を適切にサポートしていきます。

子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

調布市子ども・若者支援地域ネットワークにおいて，教育，福祉等の関係機関・団体が，個々の子ども・若者に関する情報を共有し，有機的に連携することにより，それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。

また，困難を抱える子ども・若者に対しては，必要な相談，助言またはアウトリーチ等の支援に携わる機関・団体等についての情報提供を積極的に行います。

困難な状況ごとの取組

（不登校，若年無業者，ひきこもりの子ども・若者への支援）

若者の職業的自立支援やひきこもりの支援を推進するほか，不登校の子ども・若者の支援，高校中退者及び進路未決定卒業者の支援など，困難を抱えている状況に応じきめ細かに対応します。

（障害等のある子ども・若者の支援）

障害や発達障害のある子ども・若者の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち，次世代育成支援行動計画に位置づけた取組のほか，就労支援や多様な活動の支援等を行います。

（非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援）

非行防止と立ち直りのために，学校や警察等の地域の関係機関との連携を図りながら，非行・犯罪に陥った子ども・若者やその家族を支援するほか，少年非行等の未然防止，早期発見・早期対応につながる取組を推進します。

薬物の乱用防止対策としては，各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会や子ども・若者に対する薬物乱用防止に資する教育，広報啓発活動を実施します。

（特に配慮が必要な子ども・若者の支援）

若者の死因のトップが自殺となっていることから，調布市自殺対策計画において，子ども・若者への支援を重点施策の１つとして掲げ，自殺を防ぐ体制づくりを図ります。また，外国人の子どもや帰国児童・生徒の教育を充実するほか，性同一性障害者等に対する理解を促進するなど，特に配慮が必要とされる子ども・若者への支援を行います。

子ども・若者の被害防止・保護

児童虐待の発生予防及びリスクの早期発見，発生時の迅速・的確な対応に向け，調布市要保護児童対策地域協議会との連携のもと，児童虐待防止のための体制整備，機能強化を図ります。

また，社会的養護が必要な子ども・若者に対しては，施設退所後等の社会的孤立を防ぎ，社会的自立を支援します。

さらに，子ども・若者の福祉が害されることのないよう，児童買春，児童ポルノに係る犯罪等の防止に向けた広報啓発等を行います。

（3）子ども・若者の成長のための社会環境の整備

すべての児童・生徒が放課後等を安心して過ごせるよう，安全に配慮したまちづくりを推進するとともに，地域住民の参画による体験・交流活動拠点を充実します。

また，子どもや若者が，地域における多様な対人関係の中で社会性や豊かな人間性を育むことができる交流活動の機会を充実します。

さらに，急速に普及・浸透しているインターネット利用について，サービス提供者をはじめ，利用に携わるすべての人，組織が協力・補完しながら，安全・安心な環境の整備に取り組みます。

家庭，学校及び地域の相互の関係の再構築

小・中学校に設置を進めている地域学校協働本部において，様々な活動を通じて地域と学校が連携・協働し，地域全体で子どもたちの成長を支える体制を推進します。

また，学童クラブと放課後子供教室ユーフォーの連携や児童館の積極的な活用等により，小学生から高校生までの居場所を確保するとともに，地域で展開される多様な活動等を推進し，子ども・若者の社会性，豊かな人間性，たくましさ等を育てる環境づくりを進めます。

子ども・若者が犯罪等の被害に遭いにくいまちづくりに向け，防犯等の視点から，ハード・ソフト両面による整備を進め，安全・安心に暮らせる環境づくりを進めます。

子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

青少年が SNS 等の利用に起因する性被害等に巻き込まれないよう，フィルタリングの更なる利用促進やインターネットの適切な利用に関する啓発活動や教育を行います。

また，青少年にとって有害な図書や DVD 等の区分陳列の状況を調査するほか，カラオケボックス，ゲームセンター，インターネットカフェ等に対し，青少年の深

夜立入制限の措置を求めるなど，有害環境等から青少年を守る環境づくりを進めます。

（４）子ども・若者の成長を支える担い手の養成

子ども・若者の健やかな成長を支えるため，地域における子育て経験者や様々な知識・経験を有する高齢者など，多様な担い手を確保し，子ども・若者育成支援に係る活動への参加を促進します。

また，子ども・若者の相談・支援を充実させるため，同世代または年齢が近く価値観を共有しやすい学生等によるボランティアの活動を促進します。

（５）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

グローバル化する社会の中で，言語や文化が異なる人々と主体的に協働していくことができるよう，我が国の伝統・文化に関する深い理解，異文化に対する理解等を育みます。

さらに，オリンピック・パラリンピック教育を推進することにより，スポーツの価値や効果の再認識を通じて自己や社会のあり方を向上させ，国際的な視野を持って活躍できる人材を育成します。

2　具体的取組

（1）すべての子ども・若者の健やかな育成

①自己形成のための支援，社会形成への参画支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
体験活動の充実	児童館や各地域のボランティア活動を通じて，芸術表現活動，宿泊活動，自然体験活動など，他者と関わり，協調・協働しながら課題に取り組む中で，児童・生徒の思考力・判断力・表現力の向上や，コミュニケーション能力，自己肯定感，社会性，責任感等の育成を図ります。	児童青少年課
児童館（再掲）	遊び等を通じて児童の健康を増進し，情操を豊かにするために様々な活動に取り組むとともに，乳幼児から中・高校生世代までの居場所づくりを支援します。	児童青少年課
青少年ステーション CAPS の運営（再掲）	中・高校生世代を対象に，健全な居場所を提供し，専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽，スポーツ，ダンス，クラフト，パソコン等）の活動を支援します。また，多感な年代の様々な悩み・相談に対応する相談事業を行います。	児童青少年課
学童クラブ・ユーフォー	地域社会の中で，子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりを推進します。 ユーフォーを全小学校区で実施し，地域の人々の参画を得て，勉強やスポーツ・文化活動，地域住民との交流活動等を実施します。 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき，すべての児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに，学童クラブとユーフォーの両事業の連携を推進します。	児童青少年課
幼・保・小及び小・中連携	学校におけるスタートカリキュラムの取組，幼・保・小及び小・中連携の推進を図ります。	保育課 指導室
命の教育（再掲）	自他の生命（いのち）を大切にすることや他者との違いを理解し，互いに認め合うことができる心豊かな教育活動を推進します。	指導室

具体的取組	取組概要	所管部署
ボランティア活動の充実	ボランティア活動を通して，社会の一員であることを実感して，規範意識や公共心を身につけます。	指導室
青少年交流館の運営（再掲）	青少年が相互に交流し，社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，中学生を対象としたジュニアリーダー講習会，高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課
「調布っ子“夢”発表会」の実施（再掲）	自由で夢のある意見発表の機会を提供するとともに，活動を通じて，まちづくりへの参加意識を高めます。	社会教育課
八ケ岳少年自然の家の運営（再掲）	青少年が自然に親しむ中で集団での宿泊生活を通じて，情操や社会性を育むため，八ケ岳少年自然の家を運営します。	社会教育課
読書習慣の形成支援（再掲）	「第３次調布市子ども読書活動推進計画」に基づき，子どもの発達段階に応じた読書環境を整備し，読書を楽しむきっかけが得られるような事業を実施します。また，誰もが読書や調査ができるよう，音訳，点訳，対面朗読，宅配などを行います。	図書館

②子ども・若者の健康と安心安全の確保

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども･若者総合相談センター	子ども・若者総合支援事業（ここあ）で行っている相談事業を子ども・若者相談センターとして位置づけ，困難を抱える子ども・若者，その家族からの様々な相談に応じ，関係機関の紹介や必要な情報の提供，助言を行います。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
子育て世代包括支援センター（再掲）	保健センター（健康推進課）と子ども家庭支援センターすこやかが連携しながら，妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない包括的な相談支援等と地域ネットワークの強化を図ります。連携強化のため月１回の会議も行います。	健康推進課 子ども政策課
ゆりかご調布事業（再掲）	妊娠届出をしたすべての妊婦に専門職による面接相談を実施します。妊娠への思いや体調を確認しながら,飲酒･喫煙による母子への影響についての話,サポート状況等について相談支援を実施しながら，不安を軽減し母子保健や子育て支援に関する情報提供を行うことで安心して出産・育児を迎えられるよう支援します。	健康推進課
母親（両親）学級	子育ての仲間づくりの手助けや両親が協力して出産，育児に取り組める動機づけをします。妊娠中の栄養や口腔の健康についての集団教育や，産後の赤ちゃんとの生活，沐浴などの実技を行い不安の解消を図ります。	健康推進課
わくわく育児教室（再掲）	乳幼児期の様々な成長過程の課題を理解し，育て方の工夫や子育てに関する考え方，知識を学ぶ機会を提供します。６～８か月を対象にしたクラスでは，口腔の発達を視点とした離乳食の与え方や生活リズムについて集団教育を実施します。１歳～１歳２か月を対象としたクラスでは，子どもの成長，発達にあわせた食事や，虫歯予防の基礎知識を中心に実技を交えて実施します。	健康推進課
地域健康相談･健康教育（再掲）	児童館や学童クラブ，保育園，幼稚園などに出向き，命の大切さや喫煙についての健康教育をしながら，親子の健康相談の場を持ち，地域の仲間づくりのきっかけの場を提供します。	健康推進課
学校と医師会等との連携（再掲）	教育・医療連携会議を実施し，学校で対応に苦慮している事案等について相談し，助言を求めます。	学務課
スクールカウンセラーの活用	スクールカウンセラーによる小学５年及び中学１年の全児童･生徒に対する面接実施します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの活用	スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。	指導室

具体的取組	取組概要	所管部署
いじめ・虐待の防止と対応（再掲）	スクールカウンセラーによる小学校５年及び中学校１年の全児童・生徒に対する面接等を実施し，子どもを守る地域ネットワークとの連携等を通じ，未然防止，早期発見，早期対応に努めます。	指導室
安全教育の推進（再掲）	「調布市防災教育の日」や「セーフティ教室」を実施し，避難訓練等を通じて安全教育・指導を推進します。	教育総務課 指導室
女性のためのヘルスケア相談	思春期から更年期までの女性のからだや性，こころの悩みなどの相談を医学的知識を踏まえて助産師が行います。	男女共同参画推進課

③若者の職業的自立，就労等支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市就職サポート事業（再掲）	就労意欲が低く，就労が困難な生活保護受給者及び生活困窮者に対する就労意欲喚起，支援対象者の能力等にあわせた求人先の開拓，求人情報の提供や面接支援，面接同行，職場定着サポート等の就労支援を行います。	生活福祉課
中学校の職場体験･宿泊体験（移動教室等）（再掲）	集団行動や社会との接点となる体験を通じて，規律性，社会性，協調性の育成，達成感や成功体験の機会を充実します。	指導室
インターンシップ	学生に対し調布市役所での就業体験の機会を与えることにより，学生の就業意識の向上や市政に対する理解を深めます。	人事課
ちょうふ若者サポートステーション	高校中退者や大卒の進路未決定者，未就職の方や仕事が長続きしない方等，働くことに悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの若者，その保護者からの相談に応じ，就労や自立に向けた支援を行います。また，就労に向けたセミナーなどを行います。	産業振興課

（２）困難を抱える子ども・若者やその家族への支援

①子ども・若者の抱える課題の複合性・複雑性を踏まえた重層的な支援の充実

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども･若者支援地域ネットワーク	ひきこもりや不登校など，様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け，教育や福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し，それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課

②困難な状況ごとの取組

ア）不登校，若年無業者，ひきこもりの子ども・若者への支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
子ども･若者総合支援事業（ここあ）	不登校や無業，ひきこもり等社会生活を営む上で困難を抱える子ども・若者を対象に，自立に向けた計画的な支援を行うとともに，生活困窮世帯やひとり親家庭等の抱える固有の事由により教育の機会に恵まれず，進学や就職をあきらめてしまうことがないよう学習支援等を行い，貧困の連鎖を断ち切るため，「相談」・「居場所」・「学習支援」の３つの事業を実施します。	児童青少年課
子ども･若者支援地域ネットワーク（再掲）	ひきこもりや不登校など，様々な不安や悩みを抱えている子ども・若者とその家族からの相談を受け付け，教育や福祉，保健，医療，矯正，更生保護，雇用などの様々な分野の関係機関等が有機的に連携し，それぞれの専門性や特長を生かした適切なサポートを行います。	児童青少年課
子ども・若者居場所事業	市内において社会生活を円滑に営む上で困難を抱える子ども・若者への居場所提供事業に要する経費の一部を補助することにより，困難を抱える子ども・若者の自立した社会生活を促進します。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
自立相談支援事業（再掲）	調布市社会福祉協議会に委託しているワンストップ型相談窓口「調布ライフサポート」において，様々な相談支援や関係機関との連絡調整等を行い，生活困窮者の自立を支援します。	生活福祉課
スクールカウンセラーの活用（再掲）	スクールカウンセラーによる小学５年及び中学１年の全児童･生徒に対する面接実施します。	指導室
スクールソーシャルワーカーの活用（再掲）	スクールソーシャルワーカーによる支援体制の充実を図ります。	指導室
不登校児童･生徒に対する支援体制の整備	不登校児童・生徒に対して，適応指導教室や分教室型の不登校特例校の体制整備を推進します。	指導室
不登校児童･生徒に対する取組	不登校児童・生徒に対して，不登校プロジェクト(SWITCH)，メンタルフレンド，テラコヤスイッチ等の取組を進めます。	指導室
不登校児童･生徒の家庭への支援	学校に行きづらい児童・生徒の保護者が孤立することのないよう，各種相談や，学校に行きづらい子どもの保護者の集いを実施します。	指導室 （教育相談所）
ちょうふ若者サポートステーション（再掲）	高校中退者や大卒の進路未決定者，未就職の方や仕事が長続きしない方等，働くことに悩みを抱えている 15 歳から 39 歳までの若者，その保護者からの相談に応じ，就労や自立に向けた支援を行います。また，就労に向けたセミナーなどを行います。	産業振興課

イ）障害等のある子ども・若者の支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
障害者就労支援事業	障害者の一般就労の機会を広げるとともに，障害者が安心して働き続けられるよう，身近な地域において就労面と生活面の支援を一体的に提供します。 ○ 障害者地域生活・就労支援センターちょうふだぞう（主に知的障害者，身体障害者） ○ こころの健康支援センター就労支援室ライズ（主に精神障害者，発達障害者）	障害福祉課

具体的取組	取組概要	所管部署
作業所等経営ネットワーク支援事業	作業所等の利用者の工賃アップや就労意欲の向上を図ることを目的として，市内の作業所等が共同して受注先の開拓や共同受注，共同商品開発，製品の販路拡大等の活動に取り組むネットワーク構築やその活動に対する補助を行います。	障害福祉課
日中活動の場（通所施設等）の整備・運営の支援	特別支援学校の卒業生等の利用希望に応え，多様な日中活動の場（通所施設等）を確保するため，障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく通所施設等を開設・運営する事業者を支援します。 ○ 障害福祉サービス事業所開設費補助 ○ 障害福祉サービス事業所運営費補助 ○ 重度知的障害者通所施設への運営費補助	障害福祉課
余暇活動の支援	学校や就労，通所施設等の日中活動以外の場所や時間における，レクリエーション，スポーツなどの余暇活動を支援します。 ○ 障害者地域活動支援センター事業 ○ 障害者余暇活動支援事業「ほりでーぷらん」 ○ 障害児（者）フットサル事業補助 ○ 日中一時支援事業	障害福祉課

ウ）非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市青少年補導連絡会	保護司，民生児童委員，少年補導員，警察関係者，生活指導主任，健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において，青少年の非行防止を目的に，青少年を取り巻く問題のある環境等について，研究，連絡，協議を行います。	児童青少年課
青少年非行防止街頭パトロール	調布市青少年補導連絡会の活動の一環として，青少年の非行防止を目的にパトロール活動を実施し，主に，ゲームセンター，カラオケボックス，インターネットカフェ等を巡回する中で，社会環境の浄化に向けた協力要請を行います。	児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
“社会を明るくする運動”の推進	法務省東京保護観察所との連携により，犯罪や非行を防止するとともに，罪を犯した人たちの立ち直りを地域のチカラで支援し，犯罪のない地域社会を築くことを目的とする全国的な運動を推進します。	福祉総務課
薬物乱用防止の啓発	薬物乱用防止の普及啓発を兼ね，市内各中学校を訪問し，東京都薬物乱用防止ポスター募集への応募を呼びかけ，入賞作品の展示を行います。 各学校で実施するセーフティ教室等における薬物乱用防止講習会等を実施します。	健康推進課 指導室

エ）特に配慮が必要な子ども・若者の支援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
こころといのちのネットワーク会議	自殺の背景には様々な問題が複雑に絡み合っているため，自殺の危機的要因の解消や複雑化の防止に向けて各関係機関の取組を共有し，連携の仕方を検討する会議を開催します。	健康推進課
自殺予防のための人材育成（ゲートキーパー養成）	自殺の危険性の高い人の早期発見と適切な対応を図るため，職場や地域などで悩んでいる人に気づき，声をかけ，話を聴いて，支援につなげる役割を担い，自殺対策を支える人材を養成します。	健康推進課
日本語指導教室（再掲）	外国にルーツがある，または帰国子女等にあたる児童・生徒に対し，日本語指導等を行い，学校生活への早期適応を図ります。	指導室
性同一性障害者等に対する理解促進	性同一性障害者や性的指向を理由として困難な状況に置かれている者等，特に配慮が必要な子ども・若者に対する偏見・差別をなくし，理解を深めるため，子ども・若者に関わる従事者等への情報提供を行います。	指導室 児童青少年課

③子ども・若者の被害防止・保護

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
青少年の非行･被害防止全国強調月間による広報啓発	内閣府が定める「青少年の非行・被害防止全国強調月間」にあわせ，青少年の規範意識を高め，児童買春や児童ポルノといった青少年の福祉を害する犯罪の被害を防止するため，啓発活動等を行っています。	児童青少年課
要保護児童対策地域協議会（再掲）	要保護児童等への適切な支援を図るため，情報の交換や支援に関する協議を行います。構成機関代表者による会議，実務者による会議のほか，個別ケースに対応するための関係者会議を随時開催するほか，当該協議会の枠組みを通じ，関係者間で積極的な情報共有を行います。	子ども政策課
オレンジリボンキャンペーン（再掲）	児童虐待防止のメッセージを込めたオレンジリボンをシンボルマークに，児童虐待防止に係る啓発活動を行うものです。児童虐待防止推進月間である 11 月にその取組を強化していますが，児童虐待防止に係る普及啓発活動は通年で実施します。	子ども政策課
児童養護施設退所者等支援事業（ステップアップホーム事業）（再掲）	市内で児童養護施設が住居を借り上げ，養護施設退所者等に一定期間提供するとともに，就労，学業，日常生活等の支援及び相談等の援助を行う事業に要する費用の一部を市が助成します。	子ども政策課
調布市大学等在学者に対する生活支援給付金支給事業（再掲）	経済的に支援を必要とする大学等在学者に対して給付金を支給することで，当該大学等在学者の生活の安定を図ります。	子ども政策課
子ども家庭支援センターすこやか	子どもに関する相談や，親子の交流事業，子育てに関する学習講座，各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。また，児童虐待防止センターを併設し，虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組みます。	子ども政策課
養育支援訪問事業（再掲）	養育支援が特に必要な家庭を訪問して，児童虐待の発生を予防するとともに，家庭における安定した児童の養育が可能となるよう保護者の育児，家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援，育児・家事援助等）を行います。	子ども政策課

（３）子ども・若者の成長のための社会環境の整備

①家庭，学校及び地域の相互の関係の再構築

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
学童クラブ・ユーフォー（再掲）	地域社会の中で，子どもたちが放課後等に安全で健やかに過ごすことができる居場所づくりを推進します。 ユーフォーを全小学校区で実施し，地域の人々の参画を得て，勉強やスポーツ・文化活動，地域住民との交流活動等を実施します。 「新・放課後子ども総合プラン」に基づき，すべての児童・生徒が放課後等を安全・安心に過ごし，多様な体験・活動を行うことができるよう，学童クラブの施設整備を計画的に進めるとともに，学童クラブとユーフォーの両事業の連携を推進します。	児童青少年課
中高生の放課後等の活動支援	市内の全児童館において，「中高生タイム」を設け，中・高校生世代専用の居場所を提供します。 中・高校生世代を対象とした児童館として「青少年ステーション CAPS」を運営し，健全な居場所を提供するとともに，専門知識を有するスタッフが様々な分野（音楽，スポーツ，ダンス，クラフト，パソコン等）の活動を支援します。また，多感な年代の様々な悩み・相談に対応します。 つつじケ丘児童館ホールを活用した中・高校生世代のフリースペース事業を実施し，東部地域における中・高校生世代の放課後等の健全な居場所づくりを図ります。また，利用者のニーズを踏まえながら，東部地域の児童館におけるフリースペース事業を展開します。	児童青少年課
子ども家庭支援センターすこやか（再掲）	子どもに関する相談や，親子の交流事業，子育てに関する学習講座，各種一時預かり事業のサービス提供や調整を実施します。また，児童虐待センターを併設し，虐待の未然防止や早期発見・対応に取り組みます。	子ども政策課
「学校 110 番」	緊急かつ重大な事態の発生に備え，小・中学校，児童館等に，各施設と警視庁をボタン１つで結ぶ「学校 110 番」を設置し，非常通報体制を整えます。	教育総務課 児童青少年課

具体的取組	取組概要	所管部署
通学路の安全･安心の確保（再掲）	通学路を撮影する防犯カメラを設置するとともに，学校・教育委員会・警察・道路管理者等が市立小学校の通学路の安全点検を実施し，可能な安全対策を行います。	学務課
地域学校協働本部	学習支援員や運動部活動における外部指導員等，地域人材等の更なる活用を推進します。	指導室
家庭教育への支援	家庭教育に関する知識や意識の向上を図るため，市立小・中学校 PTA が企画，実施する家庭教育セミナーに対して，助言や助成等の支援を行います。	社会教育課
「こどもの家」の普及啓発の推進（再掲）	子どもたちが不審者から声かけなどをされた際の駆け込み場所としている「こどもの家」の普及啓発を行います。	社会教育課
青少年交流館の運営（再掲）	青少年が相互に交流し，社会性や協調性を育むことを目的とした青少年交流館を運営します。	社会教育課
児童の防犯意識に関する啓発	学童クラブを中心に，児童が通学路を含む近隣地域を実際に歩いて点検し，誰もが「入りやすく」誰からも「見えにくい場所（犯罪が起こりやすい場所）や，危険と思われる場所を洗い出して地図上に表す安全・安心マップ作成作業を通じて，児童への注意喚起を図ります。 大判のイラストを用いて，児童が自ら犯罪被害や事故を予測して，安全な行動，危険な行動を学習できる安全行動イメージトレーニングを通じて，子ども自身の犯罪被害防止能力の向上を図ります。	総合防災安全課 児童青少年課
調布子ども安全・安心パトロール（再掲）	下校時の児童・生徒の安全を守るため，調布市内を 4 つのブロックに分け，学校周辺の通学路を中心に，青色回転灯を装着した車両により，下校が始まる時間帯からパトロールを実施します。また長期休暇期間においては日中の時間帯にパトロールを実施します。	総合防災安全課
地域福祉コーディネーター（CSW）	生活上の悩みや困りごとを抱える方などに対し，様々な期間・団体と連携しながら，課題の解決を図るとともに，居場所づくりなどの住民主体の活動の推進や，地域でのネットワーク構築に取り組みます。	調布市社会福祉協議会

②子ども・若者を取り巻く有害環境等への対応

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
調布市青少年補導連絡会（再掲）	保護司，民生児童委員，少年補導員，警察関係者，生活指導主任，健全育成推進地区委員等により構成される調布市青少年補導連絡会において，青少年の非行防止を目的に，青少年を取り巻く問題のある環境等について，研究，連絡，協議を行います。	児童青少年課
青少年非行防止街頭パトロール（再掲）	調布市青少年補導連絡会の活動の一環として，青少年の非行防止を目的にパトロール活動を実施し，主に，ゲームセンター，カラオケボックス，インターネットカフェ等を巡回する中で，社会環境の浄化に向けた協力要請を行います。	児童青少年課
有害環境調査	健全育成推進地区委員会の活動の一環として，青少年を取り巻く有害環境の浄化を目的に，主に，ゲームセンター，カラオケボックス，インターネットカフェ，書店等を巡回し，青少年にとっての有害環境の有無について実態調査を行います。	児童青少年課
青少年のインターネット利用に関する啓発	青少年が適切にインターネットの利用ができるよう，補導連絡員に対する研修や市公式ホームページ等で啓発を行います。 児童・生徒へ都から配付されている冊子やセキュリティ教室等で，携帯電話，スマートフォンやインターネットなどによる，いじめや人権問題に対する意識の啓発を図ることで，情報社会における正しい判断や望ましい態度を育成します。	児童青少年課 指導室

（4）子ども・若者の成長を支える担い手の養成

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
児童館支援スタッフ・ユーフォーボランティアスタッフ	児童館やユーフォーにおいて，地域の人材をボランティアとして活用し，子どもたちに様々な体験・活動等を提供します。	児童青少年課
学習支援・居場所ボランティア	子ども・若者総合支援事業（ここあ）における学習支援事業において，学生のボランティアを活用し，子ども一人ひとりと向き合えるよう，基本的にマンツーマンによる学習支援を行います。また，居場所事業のボランティアについても地域人材の活用を促進します。	子ども家庭課 児童青少年課
民間協力者の確保	保護司や民生委員・児童委員等の担い手として，幅広い世代・分野からの人材の確保を図ります。 都と連携し，地域型保育や，地域子ども・子育て支援事業等の担い手を養成するため，子育て支援員研修を行い，研修受講希望者の見学実習先の調整を実施します。	福祉総務課 子ども政策課
ジュニアリーダー及びシニアリーダー養成講習会の実施（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，中学生を対象としたジュニアリーダー講習会，高校生を対象としたシニアリーダー講習会を実施します。	社会教育課
ジュニアサブリーダー養成講習会の支援（再掲）	青少年の健全育成を図るとともに，地域で活躍できる人材の養成を図るため，小学生を対象としたジュニアサブリーダー講習会の支援を行います。	社会教育課

（５）創造的な未来を切り拓く子ども・若者の応援

■具体的取組■

具体的取組	取組概要	所管部署
グローバルな人材の育成	英語及び外国語活動の充実により，国際感覚や豊かなコミュニケーション能力を育成するとともに，国際社会で主体的に行動できるグローバルな人材を育成します。	指導室
オリンピック･パラリンピック教育の推進	オリンピック・パラリンピックの歴史，理念，参加国の文化等の学習を通じ，異文化や障害者に対する理解を深めるとともに，自他を認め，尊重し合う心を育成します。また，調布市がオリンピック・パラリンピックの競技会場であることを生かすとともに，オリンピアン・パラリンピアンとの交流を通して，運動やスポーツへの関心を高め，夢に向かう努力や困難を克服する意欲の向上，共生社会の実現に向けた意識の醸成等を図ります。	指導室
自国の伝統･文化への理解促進等	相互友好協力協定を締結している東京外国語大学の留学生のインターンシップを児童館で受け入れ，留学生との交流を通じて，子どもたちの日本文化や異文化に対する理解等を育みます。	文化生涯学習課 児童青少年課

第９章　計画の推進に向けて

1　計画の推進体制

計画の推進にあたっては，子育て家庭，事業者等，子育て当事者の意見の反映をはじめ，子ども・子育て支援施策を地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施することを担保するとともに，計画を定期的に点検・評価し，必要に応じて改善を促すため，調布市子ども・子育て会議を設置しています。

また，庁内関係各課や，その他の機関，国，都，近隣市と連携しながら，計画を推進します。

2　計画の達成状況の点検及び評価

（１）目標値と評価指標

評価においては，個別事業の進捗状況（アウトプット）に加え，計画全体の成果（アウトカム）についても点検・評価することが必要です。

計画の推進においては，利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な取組が必要であり，このような取組を評価するため，調布市子ども・子育て会議において，進捗状況を継続的に点検・評価し，施策の改善につなげていきます。

（２）進捗状況の管理（達成状況の点検・評価・計画の見直し）

各年度において，計画に基づく施策の実施状況等について点検・評価し，この結果を公表するとともに，これに基づいて対策を実施していきます。この一連の過程を開かれたものとするため，調布市子ども・子育て会議を活用します。

計画期間中においても，教育・保育や地域子ども・子育て支援事業の利用希望者数が，量の見込みと大きく乖離している場合には，適切な基盤整備を行うため，計画の見直しが必要です。利用希望者数の状況を踏まえ，計画期間の中間年を目安として，必要な場合には，計画の見直しを行います。

第 10 章　資料編

（１）調布市子ども条例

平成１７年3月２３日
条例第２号

目次
前文
第１章　総則（第１条ー第３条）
第２章　人権の尊重（第４条）
第３章　子どもとその家庭への支援（第５条ー第１２条）
第４章　協働の取組（第１３条ー第１７条）
第５章　計画の推進（第１８条・第１９条）
第６章　雑則（第２０条ー第２２条）
附則

子どもは，個性が認められ，自分らしく生きる権利をはじめ，個人の尊厳を持ったかけがえのない存在である。

子どもは，調布の「宝」，「未来への希望」であり，喜びや悲しみを共有する家族，友人及び地域の深い愛情に包まれて，社会の一員として大人と共に今を生き，次代を担っている。

私たちの願いは，子どもが，家庭や地域のぬくもりと恵まれた自然の中で，安全かつ快適にのびのびと遊び，学び，夢と希望を持ちながらいきいきと育つことができるまちをつくることである。

そのために，私たちは，日本国憲法をはじめとして，世界人権宣言，児童の権利に関する条約等が定める人が生まれながらにして持っている基本的人権の保障の精神と理念を尊重する。そのうえで，未来の調布をつくり，平和への願いと国際社会の発展の一翼を担う子どもの健やかな成長を図るため，家庭，学校等，地域，事業主及び市は，協働して子どもへの支援に取り組んでいかなければならない。

私たちは，子どもが幸福に過ごすことで自立した大人に成長することができることを自覚し，子どもの育ちや子育てを楽しむことができ，子どもが幸福に暮らすことができるまちづくりを進めることをここに決意する。

緑と水に恵まれた自然や，家庭，学校等及び地域のつながりの中で，子どもが夢を持って健やかに育ち，安心して子どもを産み，育てることができるまちを目指すことを宣言し，この条例を制定する。

第１章　総則

（目的）

第１条　この条例は，子どもとその家庭への支援の基本理念並びに家庭，学校等，地域，事業主及び市の役割を明らかにするとともに，施策の基本となる事項を定めることにより，子どもが夢を持ちながら，いきいきと育ち，自立することができるまちづくりを推進し，子どもが健やかに育つことを目的とする。

（子どもの定義）

第２条　この条例において「子ども」とは，１８歳未満の市民をいう。

（基本理念）

第３条　子どもが健やかに育ち，安心して子どもを産み，育てることができるまちの実現に向け，家庭，学校等，地域，事業主及び市は，協働して取り組むものとする。

第２章　人権の尊重

（人権の尊重）

第４条　大人及び子どもは，日本国憲法が保障する基本的人権を尊重し，命をいつくしむとともに，人を思いやる心を持つことに努めなければならない。

第３章　子どもとその家庭への支援

（子どもの健康の保持増進）

第５条　市は，子どもの心身の健康の保持増進を図るため，健康診断及び健康教育の充実を図るものとする。

２　市は，母子保健に関する総合的な施策を推進するものとする。

３　市は，前２項に規定する施策の実施に当たっては，関係機関との連携を図り，協力体制を構築するものとする。

（保護を要する子ども等への支援）

第６条　市は，子どもに対する虐待の予防及び早期発見並びに虐待を受けている子どもの援助その他の支援のための体制を整備するものとする。

２　市は，すべての人が，虐待を受けていると思われる子どもを発見したときに，通告をしやすい環境を整備するものとする。

３　市は，ひとり親家庭等の支援について，総合的な施策を推進するものとする。

４　市は，障害児の支援について，総合的な施策を推進するものとする。

５　市は，前各項に規定する施策の実施に当たっては，関係機関との連携を図り，協力体制を構築するものとする。

（子どもの生活の安全確保）

第７条　市は，子どもが犯罪の被害に遭うことを防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

２　市は，飲酒，喫煙，薬物乱用等の危険性を子どもに啓発し，その飲用又は使用を

防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

３　市は，子どもの交通事故を防止するための対策を講ずるよう努めるものとする。

４　市は，子どもがいじめに遭うことを防止するとともに，いじめをしないことの教育について，総合的な施策を推進するものとする。

５　市は，犯罪又は災害の被害に遭った子どもとその家庭の救済について，総合的な施策を推進するものとする。

６　市は，子どもが犯罪の加害者になることを防止するとともに，加害者となってしまった子どもとその家庭の支援について，総合的な施策を推進するものとする。

７　市は，前各項に規定する施策の実施に当たっては，関係機関との連携を図り，協力体制を構築するものとする。

（子どもにやさしいまちづくりの推進）

第８条　市は，子どもが緑あふれる恵まれた自然に囲まれ，安全に安心して過ごすことができ，子どもとその家庭が孤立することのない環境の整備に努め，ぬくもりのあるまちづくりを推進するものとする。

２　市は，子どもとその家庭の住環境の整備，子どもが安全に安心して通行することができる道路の整備，施設のバリアフリー化等の子どもとその家庭にやさしいまちづくりを推進するものとする。

（子育て家庭への支援）

第９条　市は，保護者の多様な就労形態に対応するとともに，積極的な社会参加を支援するため，仕事と子育ての両立を図るための総合的な施策を推進するものとする。

２　市は，在宅で子育てをしている家庭に対する支援の充実を図るものとする。

３　市は，保育所，学童クラブ等の子どもの施設への入所等を待機する子どもが生ずることのないよう，積極的にその対策を講ずるものとする。

４　市は，保育の需要を的確に把握し，多様な保育サービスの提供を推進するものとする。

（子どもの相談体制の充実）

第１０条　市は，子どもに関する相談を行う機関及び市民団体等と密接な連携を図り，子どもの健やかな成長及び子育てに関する総合的な相談の体制を構築することにより，子どもとその家庭の救済及び回復並びに特別な教育的配慮を必要とする子どもの支援の充実を図るものとする。

（地域の資源の活用）

第１１条　市及び大人は，地域が子どもの育ち及び人とのふれあいの場であり，人間関係を豊かにする場であることに配慮し，子どもが安心して遊び，活動することができる環境づくりに努めるものとする。

２　市は，地域の社会資源を十分かつ効果的に活用することができるよう整備することにより，地域における子どもとその家庭への支援の充実を図るものとする。

（子どもの社会参加の促進）

第１２条　市は，子どもが，社会の一員であることを自覚することができるよう社会参加

をする機会を拡充し，子どもの意見がまちづくりに反映されるよう努めるものとする。

２　市及び大人は，個性を伸ばし，人間性を豊かにする文化的・社会的活動に対し，積極的な支援を行うとともに，子どもがその活動に参加し，体験することができる場を確保するよう努めるものとする。

第４章　協働の取組

（家庭の役割）

第１３条　家庭は，子どもが育ち，人格を形成するうえで最も大きな役割を担っていることを自覚し，子どもとのふれあいを大切にするよう努めなければならない。

２　家庭は，子どもが，基本的な生活習慣，社会の規範を守る意識及び善悪の判断を身に付けることができるよう自らが範を示すとともに，豊かな人間性をはぐくむことができるよう努めなければならない。

（学校等の役割）

第１４条　学校等は，集団生活をとおして，社会性，基礎学力，考える力，創造力等を子どもの心身の発達に応じて身に付けることができるようにするとともに，子どもが自ら学び，遊び，夢を持って将来への可能性を開いていくために，家庭，地域及び市と協働して教育を推進するものとする。

２　学校等は，積極的に教育活動等の内容を公表し，地域に開かれた体制及び子どもが相談しやすい環境を整えるとともに，人権教育及びいじめの防止に関する教育を推進するものとする。

３　学校等は，子どもに対し，家庭を築くこと，子どもを育てること等に関する教育，啓発，情報提供等の取組を推進するものとする。

（地域の役割）

第１５条　大人は，子育てを地域全体で取り組まなければならない課題ととらえ，子どもの支援に積極的にかかわり，地域の中で子どもが健やかに育つ環境づくりに努めなければならない。

２　大人は，その言動が子どもに大きな影響を与えることを認識し，子どもから信頼されるよう自らを省み，子どもの模範となるよう努めなければならない。

３　大人及び子どもは，体罰を加え，又は暴力を振るってはならない。

４　大人は，虐待を受けていると思われる子どもを発見したときは，児童虐待の防止等に関する法律（平成１２年法律第８２号）の定めるところにより，速やかに通告しなければならない。

（事業主の役割）

第１６条　事業主は，子どもが健やかに育つ環境づくりにおいて大切な役割を担っていることを認識し，その雇用する労働者が子どもとのかかわりを深めることができるよう配慮するとともに，学校等又は地域が行う職場体験活動その他の子どもの育成に関する活動に協力するよう努めなければならない。

２　子どもを雇用している事業主は，その健康の保持及び成長等に十分に配慮しなければならない。

（市の役割）

第１７条　市は，常に子どもの最善の利益に配慮し，一人一人の子どもの人権及び個性を尊重するとともに，差別，暴力その他の人権侵害から守られるよう，子どもとその家庭への支援に関する施策を推進するものとする。

２　市は，家庭，学校等，地域及び事業主における子どもとその家庭への支援について，相互の連携を図り，総合的な調整を行うことにより，協力体制を構築するものとする。

３　市は，前項の規定による調整に当たっては，必要に応じて国及び東京都に協力を求めるものとする。

第５章　計画の推進

（行動計画の策定等）

第１８条　市は，子どもとその家庭への支援を推進するため，その施策に関する計画（以下「行動計画」という。）を策定し，これを実施するものとする。

２　市は，行動計画の策定に当たっては，市民の意見を十分に反映するよう努めるとともに，その実施に当たっては，市民の理解及び協力を得られるよう努めるものとする。

３　市は，行動計画を効果的に推進するため，その評価を行い，必要に応じて改定を行うものとする。

（ネットワークの構築）

第１９条　市は，行動計画を総合的に推進するため，関係機関との連絡調整を図り，子どもとその家庭への支援のためのネットワークを構築するものとする。

第６章　雑則

（広報）

第２０条　市は，この条例の定める理念及び内容について，市民の理解を深めるよう，広報活動により広く周知を図るものとする。

（意見の反映）

第２１条　市は，子どもとその家庭への支援のあり方について広く意見を聴取し，市民の意見を施策に反映するよう努めるものとする。

（委任）

第２２条　この条例の施行について必要な事項は，別に定める。

附　則　この条例は，平成１７年４月１日から施行する。

（２）第２期調布っ子すこやかプラン策定体制及びプロセス

１　平成 30 年度及び令和元年度調布市子ども・子育て会議委員名簿

委員 18 人（うち公募による市民委員３人）

（敬称略，順不同）

会長	学識経験者（白百合女子大学　教授）	髙橋　貴志
委員	調布市民生児童委員協議会	三浦　詩子
委員	調布市保育園協会	渡邊　邦康（平成30年度） 小林　弘一（令和元年度）
委員	調布私立幼稚園協会	金子　剛
委員	調布市私立幼稚園ＰＴＡ連合会	福井　利恵（平成30年度） 井上　怜子（令和元年度）
委員	NPO法人調布心身障害児・者親の会	箕輪　久子
委員	調布市公立小学校長会	小嶺　大進（平成30年度） 鳥居　圭（令和元年度）
委員	調布市公立中学校長会	髙汐　康浩（平成30年度） 佐藤　政彦（令和元年度）
委員	調布市教育相談所	小山　暢子
委員	調布市健全育成推進地区代表者連絡協議会	蓮沼　尚子（平成30年度） 吉田　悟朗（令和元年度）
委員	調布市公立学校ＰＴＡ連合会	遠田　恵理（平成30年度） 早川　亜希（令和元年度）
委員	調布市学童保育連絡協議会	平井　香織（平成30年度） 舛田　真理（令和元年度）
委員	東京都多摩児童相談所	久保田　哲康
委員	調布市認証保育所事業者連絡会	千葉　直樹
委員	民間学童クラブ施設長	荒木　祐人
委員	公募市民	吉葉　すみれ
委員	公募市民	新井　宗弘
委員	公募市民	仲田　恵

２　第２期調布っ子すこやかプランの策定プロセス

会議開催回数　　全１６回

平成３０年度　　８回

令和元年度　　８回

平成３０年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
６月２６日	第１回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）について
７月２４日	第２回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援ニーズ調査について ○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成２９年度）について
８月２８日	第３回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援ニーズ調査について ○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成２９年度）について
９月２８日	第４回子ども・子育て会議	○平成３１年度開園認可保育園について ○子ども・子育て支援ニーズ調査について
１０月３０日	第５回子ども・子育て会議	○子ども・若者意識調査について ○平成３０年度子ども・若者総合支援事業「ここあ」の上半期実施状況について
１２月１８日	第６回子ども・子育て会議	○学校教育・保育施設の整備について ○学童クラブの整備について ○子ども・若者意識調査について
平成３１年１月３１日	第７回子ども・子育て会議	○学校教育・保育施設の整備について ○学童クラブの整備について
平成３１年３月２８日	第８回子ども・子育て会議	○子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果報告書について ○保育園・学童の申込状況について

令和元年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	主な内容
５月２４日	第１回子ども・子育て会議	○ニーズ調査結果報告書について
７月２６日	第２回子ども・子育て会議	○第２期調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）骨子案について
９月２日	第３回子ども・子育て会議	○第２期調布っ子すこやかプラン（調布市子ども・子育て支援事業計画）骨子案について
１０月２４日	第４回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成３０年度）について ○第２期調布っ子すこやかプラン（原案）について
１１月２８日	第５回子ども・子育て会議	○第２期調布っ子すこやかプラン（原案）について ○令和２年度開設予定の認可保育園について
１２月２６日	第６回子ども・子育て会議	○調布っ子すこやかプラン実績報告（平成３０年度）について ○第２期調布っ子すこやかプラン（素案）について
令和２年２月２８日	第７回子ども・子育て会議（中止）※	○第２期調布っ子すこやかプラン（素案）に係るパブリック・コメント手続き等について
令和２年３月１９日	第８回子ども・子育て会議（中止）※	○第２期調布っ子すこやかプラン（案）にについて

※第７回及び第８回子ども・子育て会議については，新型コロナウイルス感染症の影響により中止となりましたので，会議各委員に書面にて報告を行い，意見聴取を経て計画を策定しました。

（３）調布市児童虐待防止マニュアル（ダイジェスト版）

1　児童虐待とは

児童虐待は，家庭内におけるしつけとは明確に異なり，児童にとって有害な行為であれば虐待といえます。子どもや保護者の身体的・精神的要因や，社会的・経済的要因が複雑に絡み合って起こると考えられ，一部の特別な家庭だけのことではなく，どこの家庭にでも起こり得る問題です。虐待は，子どもの心身に深い影響を残し，その回復のために長期間の治療やケアが必要となります。

虐待の分類

身体的虐待
- ・叩く,殴る,蹴るなどの暴力
- ・激しく揺さぶる
- ・熱湯をかける,溺れさせる
- ・戸外に締め出す
- ・意図的に子どもを病気にさせる

など

ネグレクト（養育放棄・怠慢）
- ・重大な病気でも受診させない
- ・乳幼児を家に残したまま外出する
- ・子の意思に反して登校させない
- ・適切な衣食住の世話をしない
- ・同居人等による虐待を放置する

など

性的虐待
- ・性交,性的行為
- ・子どもの性器を触る
- ・子どもに性器を触らせる
- ・性器や性交を見せる
- ・子どもをポルノの被写体にする

など

心理的虐待
- ・無視,拒否的な態度
- ・言葉による脅かし,脅迫
- ・子の心を傷つけることを繰り返し言う
- ・きょうだいとの極端な差別的扱い
- ・子の面前での家族等への暴力や暴言

など

2　早期発見・通告の義務，通告者の保護

- ・学校，児童福祉施設等の団体や，医師，保健師，弁護士等，児童の福祉に関わりのある者は児童虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し，児童虐待の**早期発見に努める義務**があります。
- ・虐待を受けたと思われる子供を発見した者は，**速やかに通告する義務**があります。
- ・通告を受けた児童相談所等では，通告の内容や**誰が通告してきたかなどの情報を親に知らせたりすることはありません**。

3　通告（通報）先

●子ども家庭支援センターすこやか（休館日以外の9-17時）
　相談専用　　**０４２－４８１－７７３１**
　虐待ホットライン　**０１２０－０８７－３５８**

●多摩児童相談所（平日9-17時）　**０４２－３７２－５６００**

●全国共通ダイヤル（いつでも）　**１８９（いちはやく）**

◆緊急時は**警察**へ！　**１１０番** または **０４２－４８８－０１１０**

4　虐待に気づくためのチェックリスト

児童虐待を防止するためには，地域や関係機関の気づきが不可欠です。以下に記載の項目に該当する児童や家庭に気づいた場合は，すぐに通告をお願いします。

子どもの様子

- □ 不自然な外傷（あざ，打撲，やけどなど）が見られる
- □ 家の外に閉め出されている
- □ 衣服や身体が極端に不潔である
- □ 食事を与えられていない
- □ 夜遅くまで遊んだり，徘徊している
- □ いつも子どもの泣き叫ぶ声，叩かれる声が聞こえる
- □ 極端な栄養障害や発達の遅れが見られる（低身長，低体重，急な体重減少等）
- □ 季節にそぐわない服装をしている
- □ 食事に異常な執着を示す
- □ ひどく落ち着きがなく乱暴，情緒不安定，過度に緊張し視線が合わない
- □ 気力がない
- □ 表情が乏しく活気がない（無表情）
- □ 態度が怯えていたり，親や大人の顔色をうかがったり，親を避けようとする
- □ 家に帰りたくないそぶりがある
- □ 誰かれなく大人に甘え，警戒心が過度に薄い

保護者の様子

- □ 小さい子どもを置いたまま外出している
- □ 体罰を正当化する
- □ 子どもが怪我や病気をしても医師に見せない,怪我等の説明が不自然
- □ 地域や親族などと交流がなく，孤立している，支援に拒否的である
- □ 子どもの養育に関して拒否的，無関心である
- □ 年齢不相応な養育（しつけ）を正当化する
- □ 子どもに対して拒否的な発言をする
- □ 気分の変動が激しく，子どもや他人にかんしゃくを爆発させる
- □ 夜間徘徊などを黙認する

民間事業者（水道・電気・ガス事業者）

- □ 子育て家庭でライフラインが止まっている
- □ 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
- □ 訪問時，不自然に子を隠し追い返そうとする
- □ 子育て家庭で，いわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

マンション，集合住宅等の管理人

- □ マンション等の住民から子どもの虐待の目撃等の情報がある
- □ 子育て家庭において支払が長期間滞っているなど生活の困窮が心配される
- □ 訪問時，不自然に子を隠し追い返そうとする
- □ 子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

保育所・幼稚園・学校等

- □ 給食やおやつを不自然なほどガツガツ食べる
- □ 無断欠席が多く連絡がとれない
- □ いつも行事などに子どもを参加させない
- □ 治療が必要であっても受診させない

公共交通機関

- □ 乗り物やプラットホーム等公共の場で，保護者が子どもを叩く等の目撃情報がある
- □ 低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで電車やバスに乗っている，構内にいる

民間事業者（スーパー，コンビニ，飲食店など）

- □ 保護者が子どもを叩くのを目撃した
- □ 低年齢の子どもが夜遅く子どもだけで店に出入りしている

民生委員・児童委員

- □ 公園等で一人で夜遅くまで遊んでいる
- □ 近所から子どもの虐待の目撃情報がある
- □ 長らく子どもの姿が見えず，近所でも心配をしている
- □ 外で保護者が子どもをよく怒鳴っている
- □ 子育て家庭においていわゆる「ごみ屋敷」など著しく不衛生である

医療機関

- □ 怪我の説明が二転三転し，矛盾する
- □ 子どもから怪我の原因を説明させない，保護者が口止めをしている様子
- □ 病気でも受診が遅く，同伴しないこともある
- □ 子どもの健康状態に無関心である
- □ 不審な怪我がある
- □ 保護者にも不審なあざがある

商店街・自治会

- □ 商店街などで，保護者が子どもを叩く，怒鳴る等の目撃情報がある
- □ 低年齢の子が夜遅く商店街を徘徊している
- □ 子どもが万引きをしている

5　通告先と通告後の流れ

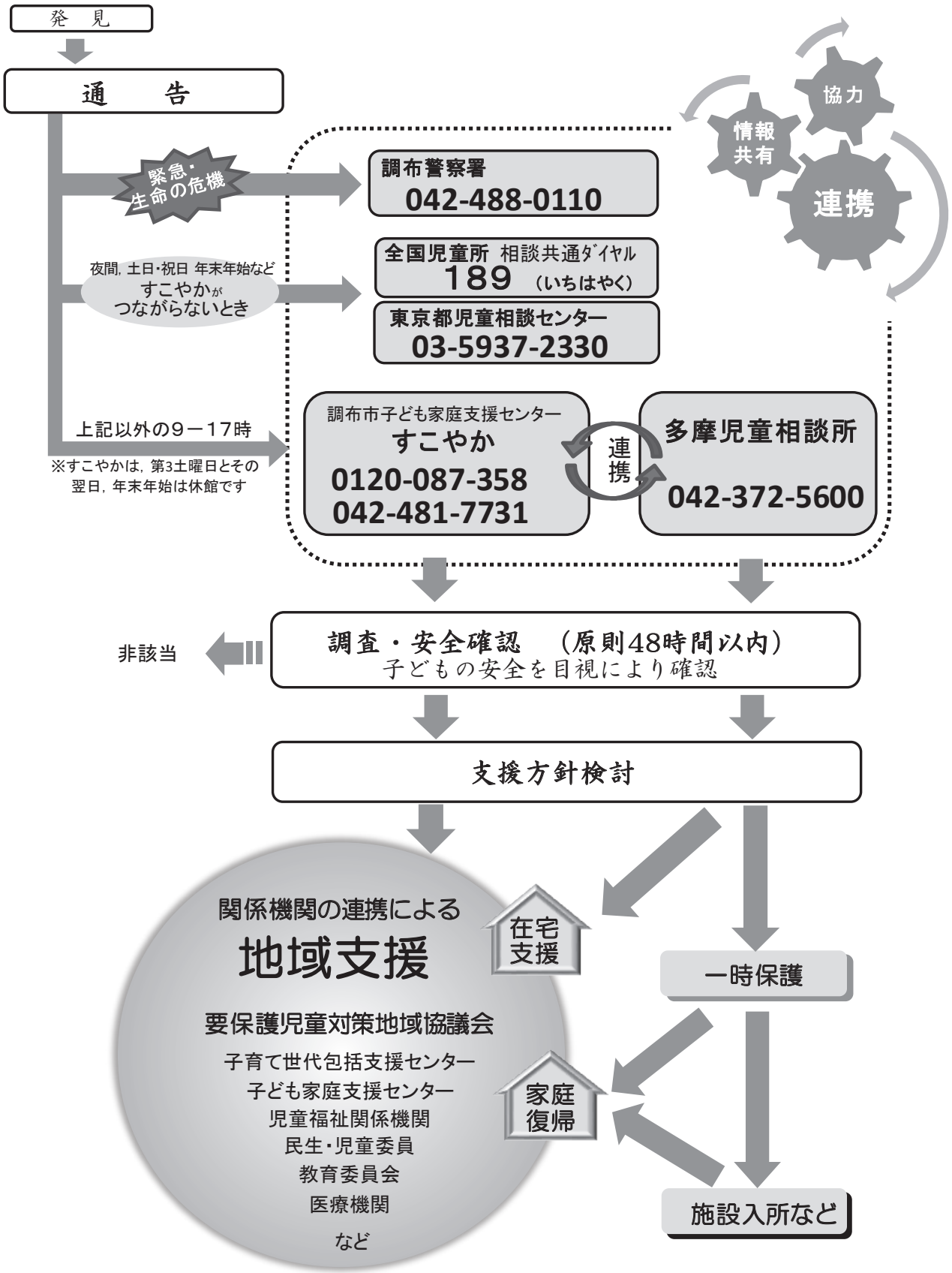

6　調布市要保護児童対策地域協議会

児童福祉法第 25 条の２において，要保護児童や要支援児童，特定妊婦への適切な支援を図るため，関係者間で必要な情報の交換や，支援に関する協議を行うものとして，要保護児童対策地域協議会の設置が規定されています。

また，同第 25 条の３において，協議会は関係機関等に対し，資料や情報の提供，必要な協力等を求めることができるとされ，この協議会の枠組みにより，積極的な情報共有が可能になっています。

調布市では，平成１９年２月に設置し，関係機関の連携を強化に努めています。

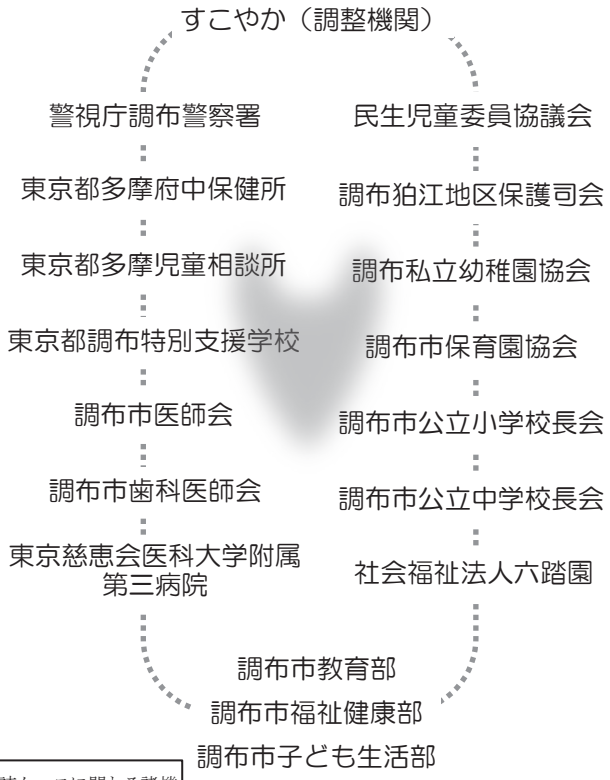

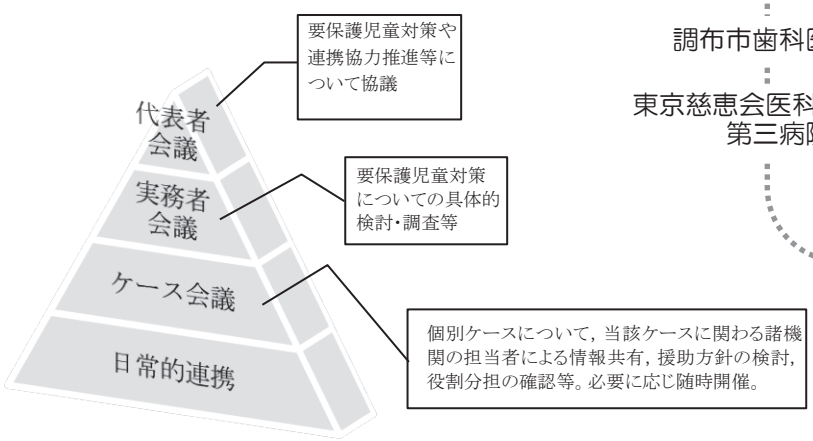

7　〔参考〕児童虐待防止に関わる法令

●虐待の早期発見の義務

児童虐待の防止等に関する法律　第５条

●通告の義務

児童福祉法　第 25 条

児童虐待の防止等に関する法律　第６条，第７条

●要保護児童対策地域協議会による情報共有

児童福祉法　第 25 条の２，第 25 条の３

調布市児童虐待防止マニュアル【ダイジェスト版】　《令和２年３月改訂》
編集・発行　調布市

◆調布市子ども家庭センターすこやか◆
〒182-0022 調布市国領町 3-1-38 コスタビア２階
電話 042-481-7733　FAX042-481-7734
HP : https://jigyodan-chofu.com/sukoyaka/

◆調布市子ども政策課◆
〒182-8511 調布市小島町 2-35-1
電話 042-481-7106　FAX042-499-6101
HP https://www.city.chofu.tokyo.jp/

（４）年齢別・子育て支援サービス一覧

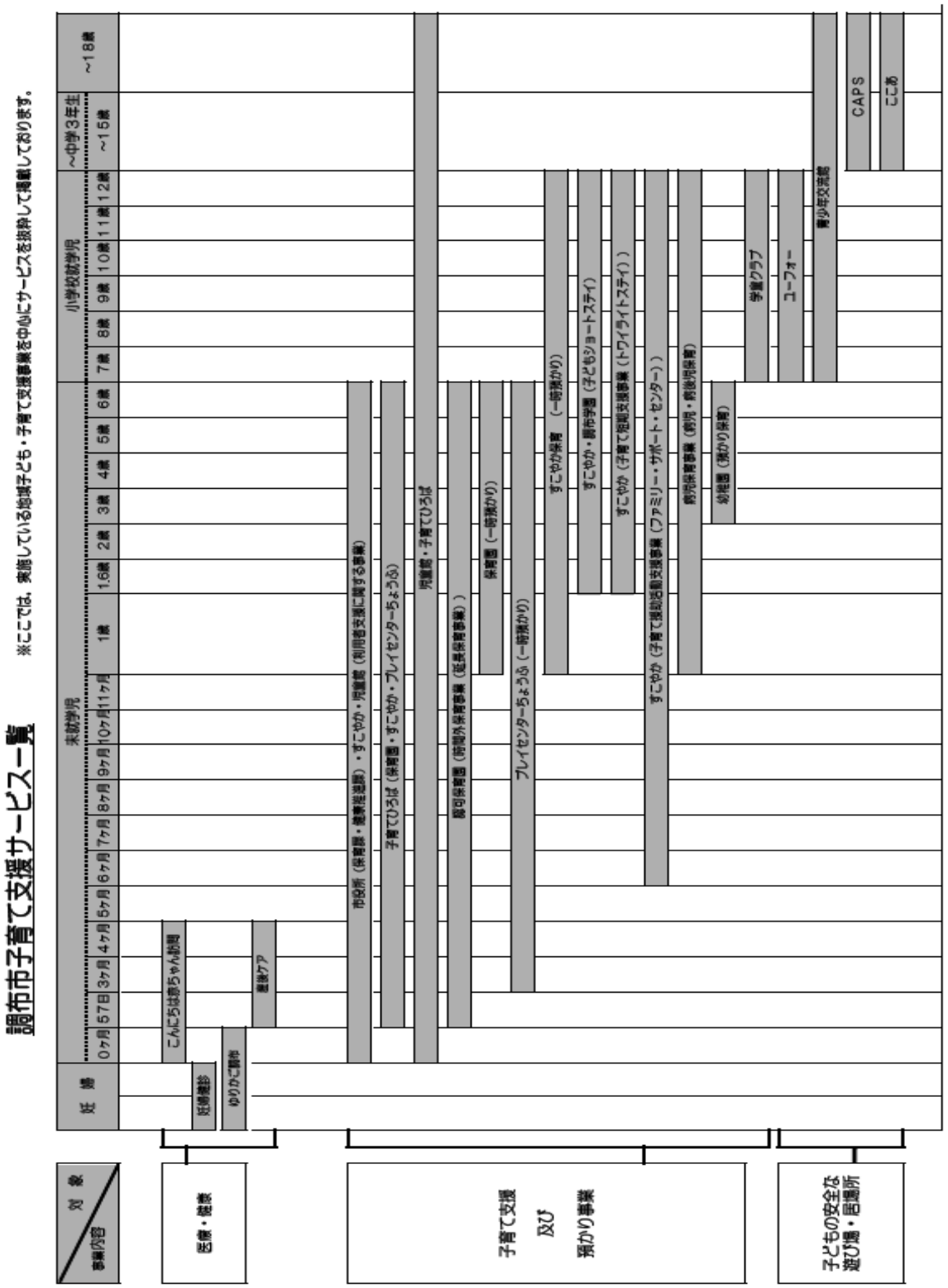

（５）相談連絡先一覧

■子育て相談■

機関名		電話	所在地
調布市子ども家庭支援センターすこやか		042-481-7733 （代表） 042-481-7731 （相談専用） 0120-087-358 （虐待防止ホットライン）	調布市国領町３－１－３８ ココスクエア２階
各民生児童委員 （所管：福祉総務課）		各地区の委員へ問い合わせ （所管：042-481-7101）	調布市小島町２－３５－１ 調布市役所３階
東京都多摩児童相談所		042-372-5600	多摩市諏訪２－６
東京都児童相談センター		03-3366-4152 （よいこに電話相談）	新宿区北新宿４－６－１ （東京都子供家庭総合センター内）
東京都福祉保健局		03-3568-3711 （TOKYO 子育て情報サービス）	新宿区西新宿２－８－１ （少子社会対策部家庭支援課母子保健係）
子育てひろば	オリンピア保育園	0120-820-323	調布市佐須町３－１－５
	東京 YWCA まきば保育園	042-483-5208	調布市国領町７－１１－１
	つつじケ丘児童館	042-499-8951	調布市西つつじヶ丘３－１９－１
	東部児童館	03-3307-6155	調布市若葉町１－２９－２１
	国領児童館	042-485-8488	調布市国領町３－８－１５　４号棟
	多摩川児童館	042-499-2055	調布市多摩川５－１－２
	深大寺児童館	042-488-7266	調布市深大寺東町５－１４－１
	富士見児童館	042-499-3537	調布市富士見町１－８－１
	佐須児童館	042-481-7470	調布市佐須町４－４２－２
	西部児童館	042-484-7111	調布市上石原３－２１－６
	緑ケ丘児童館	03-3300-6331	調布市緑ケ丘２－２０－１６
	調布ヶ丘児童館	042-499-8777	調布市調布ヶ丘２－３６－１
	染地児童館	042-499-1682	調布市染地２－４１－１２

機関名		電話	所在地
保育園	宮の下保育園	042-486-5682	調布市上石原３－３４－１０
	上石原保育園	042-484-0234	調布市上石原２－８－３
	富士見保育園	042-481-7671	調布市富士見町２－３－２６
	下布田保育園	042-481-7668	調布市布田２－２７－４
	神代保育園	042-485-3103	調布市西つつじヶ丘１－４０－５
	東部保育園	03-3307-2081	調布市若葉町１－２９－２１
	金子保育園	042-483-4410	調布市西つつじヶ丘４－１６－７
	第五保育園	042-484-2200	調布市国領町３－１２－１

■健康相談・発達相談■

機関名	電話	所在地
調布市保健センター	042-441-6081 （健康推進課）	調布市小島町２－３３－１ 調布市文化会館たづくり西館４階
東京都福祉保健局	03-5285-8898 （母と子の健康相談室 （小児救急相談）	新宿区西新宿２－８－１ （少子社会対策部家庭支援課母子保健係）
東京都児童相談センター	03-3366-4152 （よいこに電話相談）	新宿区北新宿４－６－１ （東京都子供家庭総合センター内）
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪２－６
調布市子ども発達センター	042-486-1190 （代表） 042-486-3200 （相談専用）	調布市西町２９０－４９
調布市子ども家庭支援センターすこやか	042-481-7733 （代表） 042-481-7731 （相談専用）	調布市国領町３－１－３８ ココスクエア２階

■学校支援・教育相談■

機関名	電話	所在地
指導室	042-481-7718（7719） （教育支援コーディネーター）	調布市小島町２－３６－１ 教育会館５階
教育相談所	042-481-7633	調布市小島町２－３６－１ 教育会館６階
東京都教育相談センター	0120-53-8288 （いじめ相談ホットライン・相談）	新宿区北新宿４－６－１ （東京都子供家庭総合センター内）

■児童虐待・DV に関する相談■

機関名	電話	所在地
調布市子ども家庭支援 センターすこやか	0120-087-358 （虐待防止ホットライン）	調布市国領町３－１－３８ ココスクエア２階
東京都多摩児童相談所	042-372-5600	多摩市諏訪２－６
東京都児童相談センター	03-3366-4152 （よいこに電話相談）	新宿区北新宿４－６－１ （東京都子供家庭総合センター内）
男女共同参画推進センター	042-443-1213	調布市国領町２－５－１５ コクティー３階

刊行物番号
２０１９―２５２

第２期調布っ子すこやかプラン

（令和２年度～令和６年度）

発行年月　令和２年３月

発　　行　調布市

（担当）　子ども生活部子ども政策課

〒182-8511　東京都調布市小島町 2-35-1

TEL：042-481-7105／FAX：042-499-6101